

東京外国語大学

履修案内

2016年(平成28年)度入学者用

国際社会学部

TOKYO
UNIVERSITY
OF
FOREIGN
STUDIES

2016

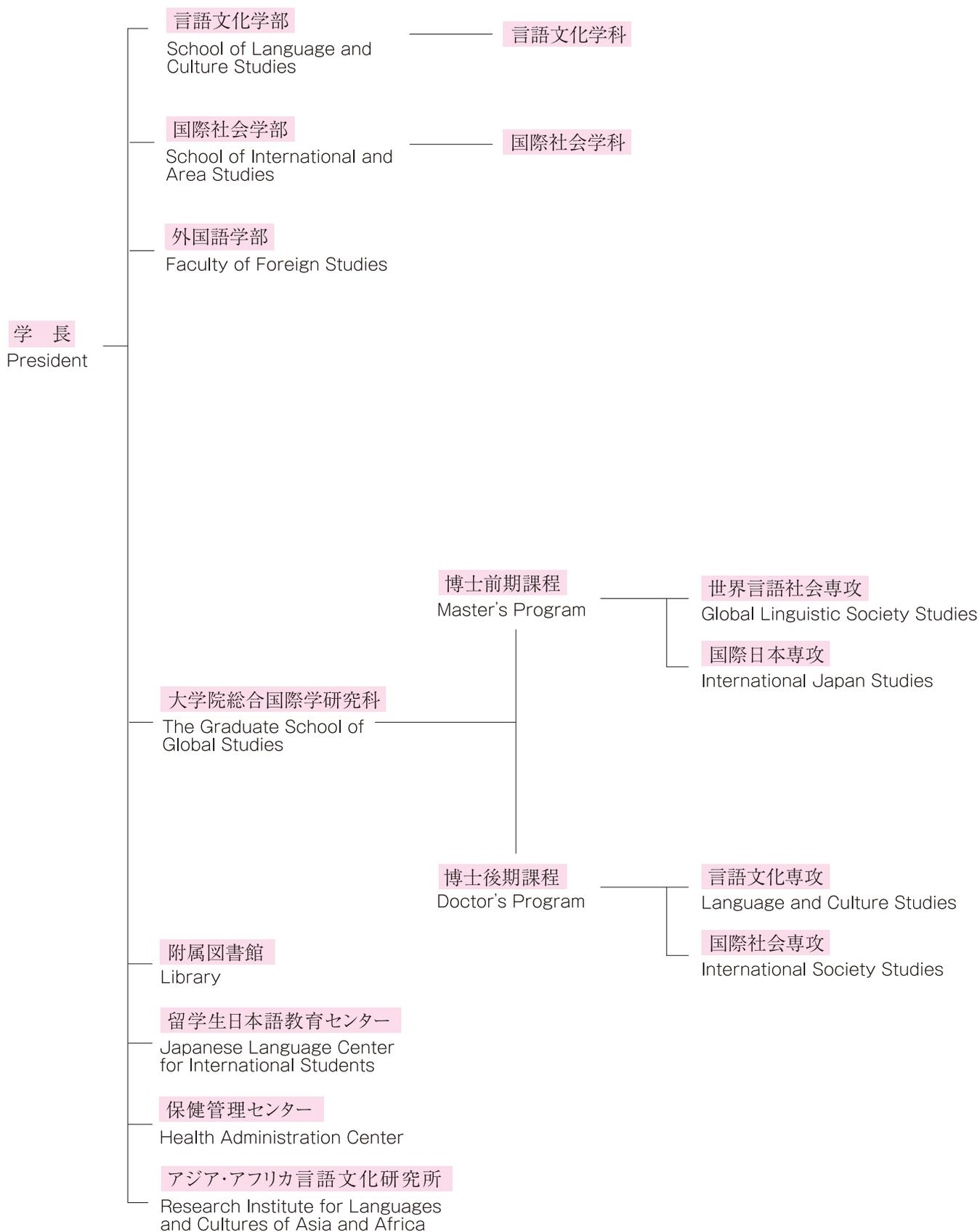


この『履修案内』は、あなたが卒業するまで使用しますので、大事に保管してください。

このほかに教務課から配付される『授業時間割』および英語学習支援センター（ELC）から配付される『GLIP履修ガイド』は、年度ごとに情報が更新されていますので毎年新しい冊子を受け取ってください。

教務関係以外の情報については、学生課から配付される『学生便覧』を参照してください。

東京外国語大学教育組織 University Educational Organization



国際社会学部の略記号

学部	学部記号	コース	コース記号
国際社会学部	IA	地域社会研究コース	AS
		現代世界論コース	CG
		国際関係コース	IR

地域	地域記号	地域言語	地域言語記号
北西ヨーロッパ	NW	英語	E
中央ヨーロッパ	CE	ドイツ語	D
		ポーランド語	Pl
		チェコ語	Cz
西南ヨーロッパ	SW	フランス語	F
		イタリア語	I
		スペイン語	S
		ポルトガル語	Po
ロシア	RU	ロシア語	R
北アメリカ	NA	英語	E
ラテンアメリカ	LA	スペイン語	S
		ポルトガル語	Po
日本	JP	日本語	J
東アジア	EA	中国語	C
		朝鮮語	K
中央アジア	AC	モンゴル語	M
		ロシア語	R
東南アジア	SE	インドネシア語	In
		マレーシア語	Ma
		フィリピン語	Ph
		タイ語	T
		ラオス語	L
		ベトナム語	V
		カンボジア語	Ca
		ビルマ語	B
南アジア	SA	ウルドゥー語	U
		ヒンディー語	H
		ベンガル語	Bn
西アジア・北アフリカ	WA	アラビア語	A
		ペルシア語	Pr
		トルコ語	Tr
アフリカ	AF	英語	E
オセアニア	OC	英語	E

目 次

東京外国語大学教育組織	1
国際社会学部の略記号	2
履修登録チェックリスト	5
国際社会学部 カリキュラム・ポリシー	7
国際社会学部 ディプロマ・ポリシー	9

第一部 カリキュラムのしくみ

I. 履修にあたって	12
1. 学期構成	12
2. 授業時間	12
3. 授業予定の変更・休講の情報	12
4. 履修に関する届出・相談窓口	12
5. 学務情報システム	12
6. 公欠	12
II. 科目の種類	16
III. 単位の認定・成績評語等	19
1. 単位の認定	19
2. GPA (成績評定平均値)	20
3. 履修中止	21
4. 成績に関する問い合わせ等	22
5. 成績に関する個別指導について	22
IV. 履修ガイド	23
履修イメージ	24
V. コース	25
VI. 卒業に必要な単位数	27
VII. 履修要件と進級要件	28
VIII. 卒業のための手続き	29
1. 3月卒業のための手続き	29
2. 9月卒業のための手続き	29
3. 派遣留学生の9月卒業	30

第二部 履修方法

I. 履修登録手続き	34
1. 履修登録手続き	35
2. 履修登録の修正	36
3. 履修中止	36
II. 各授業科目の履修要領	37
1. 世界教養プログラム	37
(1) 言語科目	37
①地域言語 (A、C)	37
②GLIP 英語	38
③教養外国語	39
(2) 地域科目	43

(3) 教養科目	44
①基礎リテラシー.....	44
②基礎演習.....	44
③世界教養科目.....	44
④スポーツ・身体文化科目.....	46
2. 専修プログラムと関連科目、卒業論文・卒業研究.....	46
(1) 専修プログラム	47
(2) 関連科目	49
(3) 卒業論文または卒業研究	49
3. 学期末試験.....	51
4. 論文・レポートを執筆する際に注意すべきこと.....	52
5. 履修コースの変更等.....	53
第三部 教育職員免許状の取得	55
第四部 留学、休学、復学	
I. 留学.....	59
1. 派遣留学制度.....	60
2. 休学留学.....	60
3. 休学（海外研修等）	60
II. 休学.....	62
1. 休学.....	62
2. 休学の要件.....	62
3. 休学の手続き.....	62
4. 休学終了の手続き.....	62
5. 注意.....	63
III. 復学.....	63
1. 復学.....	63
2. 復学者の科目履修.....	63
第五部 単位認定、他大学への派遣等	65
第六部 注意事項、履修に関する Q&A	
I. 注意事項.....	87
1. 一般学生および編入学生の修業年限および在学年限について	88
2. 証明書の発行について.....	88
3. 学生本人または保証人に住所変更があった場合について.....	89
4. キャンパスカード（学生証）を毀損（紛失）した場合の手続きについて.....	89
5. 単位修得状況に関するお知らせについて.....	89
II. 履修に関する Q&A	90
規 程	93

国際社会学部. 履修登録チェックリスト (2016年度入学者)

～各自チェックしてみましょう～

第1年次学生

- 履修の上限である50単位を超えていませんか？ 50単位を超えた履修はできません。
- 集中講義を2科目以上履修する場合、日程は1日も重なっていませんか？
- 地域言語を履修登録していますか？
- 地域基礎を履修登録していますか？
- 基礎リテラシーを履修登録していますか？
- 基礎演習を履修登録していますか？
- 世界教養科目を履修登録していますか？
- スポーツ・身体文化科目を履修登録していますか？
- 秋学期から開講する地域言語の授業を忘れずに履修登録していますか？
- 希望するコースに対応する導入科目を履修登録していますか？

第2年次学生

- 1年次で修得できなかった進級に必要な授業科目を履修登録していますか？
- 地域言語を履修登録していますか？
- 所属したコースの導入科目から2単位を含む8単位を修得できるように履修登録していますか？
- 概論科目の授業を忘れずに履修登録していますか？
- 履修の上限である50単位を超えていませんか？ 50単位を超えた履修はできません。
(教職科目を除きます。)
- 秋学期から開講する地域言語の授業を忘れずに履修登録していますか？
- 集中講義を2科目以上履修する場合、日程は1日も重なっていませんか？
- 進級に必要な単位数の授業科目を履修登録していますか？

第3年次学生

- 地域言語を履修登録していますか？
- 2年次で修得できなかった概論科目を履修登録していますか？
- 所属したコースの選択科目を10単位含めて履修登録していますか？
- 本ゼミを履修登録していますか？
- 教員免許を取得希望の方は、教育実習に行くために必要な単位数が履修登録できていますか？
- 履修の上限である50単位を超えていませんか？ 50単位を超えた履修はできません。
(編入生や教職科目は除きます。)
- 集中講義を2科目以上履修する場合、日程は1日も重なっていませんか？
- 秋学期から開講する地域言語の授業を忘れずに履修登録していますか？

第4年次学生

- 卒業論文演習春学期・秋学期各2単位、卒業論文（卒業研究）8単位を履修登録していますか？
卒業論文（卒業研究）は、卒業論文演習とは別に履修登録が必要です。
なお、卒業研究を登録する場合は、履修案内の該当ページをご覧ください。
- 地域言語を履修登録していますか？
- 履修の上限である50単位を超えていませんか？ 50単位を超えた履修はできません。
(編入生や教職科目は除きます。)
- 集中講義を2科目以上履修する場合、日程は重なっていませんか？
- 秋学期から開講する地域言語の授業を忘れずに履修登録していますか？
- 卒業に必要な所要単位を履修登録していますか？

国際社会学部カリキュラム・ポリシー

東京外国語大学国際社会学部は、「世界諸地域の複雑な仕組みを把握し、分析するリサーチ能力と、グローバルな視点から問題を解決する実践的な能力を備え、国内外において、社会・政治・経済等の領域で活躍できる人材を育成する」という理念のもとに、その教育課程を編成し実施します。

国際社会学部のカリキュラムは、基礎的教養を身につけるための全学共通「世界教養プログラム」と専門分野を体系的に学ぶために国際社会学部が独自に開設する「専修プログラム」とに区分され、「専修プログラム」では、専門性を高めるために3つの履修コースを設けます。また、カリキュラムの充実を図るために、単位互換制度や留学制度を積極的に活用するとともに、グローバル化時代を生きる上で必要不可欠な高度の英語運用能力を身につけるための教育を実施します。

I. 世界教養プログラム

1. 言語科目

各学生が専攻する地域で話されている「地域言語」を学修の核とし、加えて、グローバル化時代の世界共通言語である「英語」の実践的な技量を身につけます。また、「教養外国語（ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語）」等を目的に応じて選択して学びます。

2. 地域科目

各学生が専攻する地域についての理解を深めるための科目です。また、当該地域と地理的、歴史的、同時代的に関連する地域の文化・社会について、多面的な観点から学びます。

3. 教養科目

現代社会で必要とされる基礎的な技能・知識や幅広い教養を身につけるための科目です。「基礎リテラシー」「基礎演習」「世界教養科目」「スポーツ・身体文化科目」で構成されています。

II. 専修プログラム

3つの履修コース（「地域社会研究コース」「現代世界論コース」「国際関係コース」）を設け、コースごとに「導入科目」、「概論科目」、「選択科目」を開設し、専門分野を段階的に学びます。

1. 導入科目

各専門分野の入門的な内容を学びます。

2. 概論科目

各履修コースで学ぶ内容を全体的・体系的に見渡します。

3. 選択科目

各履修コースの本来の特性に関わる専門的テーマを探究します。

最終年次には、学修の集大成として、「卒業論文」または「卒業研究」を完成させます。

III. 3つの履修コースの学修内容

学生は3年次以降、「地域社会研究コース」「現代世界論コース」「国際関係コース」のいずれかの履修コースに所属し、1つ以上のゼミを選択して専門的な内容を学修します。各履修コースでは、講義形式の授業に加えて、演習形式の授業を重視し、問題解決能力や批判的思考力を育成するため、プレゼン

テーションの機会を重視し、対話を通じたインタラクティブな学修を実践します。また、指導教員は学生の学修履歴に基づきながら、学修上の手厚い指導を行います。

1. 地域社会研究コース

ヨーロッパ地域研究、アメリカ地域研究、ユーラシア地域研究、日本地域研究、東アジア地域研究、東南アジア地域研究、オセアニア地域研究、中東地域研究、南アジア地域研究、アフリカ地域研究、トランスリジョーナルの分野に関して、体系的かつ多様な授業を開講します。

2. 現代世界論コース

カルチュラル・スタディーズ、メディア批評、政治思想、集合的記憶論、レイシズム研究、ポストコロニアル研究、ジェンダー論、文化人類学、社会思想史等の分野に関して、体系的かつ多様な授業を開講します。

3. 国際関係コース

国際関係論、国際政治学、国際法、国際経済学、紛争解決・平和構築学、開発経済学、経済協力論、国際機構研究、政治社会学、法学、比較政治、日本外交論等の分野に関して、体系的かつ多様な授業を開講します。

IV. カリキュラムの充実

1. 単位互換制度の活用

学修計画をさらに豊かなものとするために、学生各自の希望と目的に応じて、単位互換協定を結ぶ大学で提供されている科目を履修することができます。

2. 海外留学の奨励

言語能力をしっかりと身体化し、国際感覚を高めていくために、長期・短期の海外留学を積極的に奨励し、支援します。本学独自の留学制度に基づき、海外の大学で修得した単位は審査の上本学の単位として認定します。

V. 英語教育

実用的英語教育を重視し、「グローバル人材育成言語教育プログラム」(GLIP)により、英語学習支援システムを活用して、英語による幅広いコミュニケーション能力の伸長を図るために、「英語科目群」と「英語による科目群」を開設します。

1. 「英語科目群」

「言語科目」として開設される「GLIP英語科目」は、英語の運用能力を磨くための授業です。「Interactive English」、「Academic English」、「Career English」の3段階の科目群からなり、大学レベルの英語に必要な言語技能、専門分野についての英語、社会に出てから実践的に使える英語を学びます。さらに、英語の4技能を集中的に訓練するための「Intensive English」も用意されています。

2. 「英語による科目群」

英語で教授される「英語による科目群」では、国際社会学部の3つの履修コースの専門性に対応して「Area Studies」「Contemporary Global studies」「International Relations」という3つの授業群を編成し、国際職業人としての素地を養います。

以上の2つの、総合的な英語能力に力点を置いた科目群により、グローバル化が加速する現代世界の新たな局面に対応した授業を提供し、世界共通言語としての英語による現実的で多面的な発信能力、交渉能力を徹底的に強化します。



国際社会学部 ディプロマ・ポリシー

所定の授業科目等の履修を通じて、厳正な評価のもと125単位以上を修得し、以下の諸点を満たしていると認める学生に学位を授与します。

1. 「言語科目」によって、「地域言語」、「英語」、「教養外国語」の十分な運用能力を修得していること。
2. 「地域科目」によって、関連する地域の文化・社会についてさまざまな観点から十分に学んでいること。
3. 「基礎リテラシー」および「基礎演習」によって、専門コースでの学習に取り組む基礎的な知識や技法と自らの考えを適切に表現する能力を身につけていること。
4. 「世界教養科目」を通して、世界諸地域の文化・社会を広く理解し、世界中の人々との交流において不可欠な素養や知識を備えていること。
5. 「地域社会研究コース」「現代世界論コース」「国際関係コース」のいずれかのコースで履修した科目をとおして、それぞれの分野についての専門的な知識を有し、かつ関連する分野・領域についても「関連科目」をとおして知見を広め、多様な視点から対象分野・領域を考察する能力を身につけていること。
6. 「卒業論文」または「卒業研究」を通して、ものごとを客観的に追究する洞察力、表層から深い構造に降り立つ分析力、部分的知識を総合して整理する総合力、それらを普遍的な言葉とイメージで発信する表現力を身につけていること。

第一部

カリキュラムのしくみ

I. 履修にあたって

① 学期構成

本学は、1年間で春学期、夏学期、秋学期、冬学期に分ける4学期制になっています。原則として、必修の授業が開講されるのは春学期と秋学期です。

② 授業時間

本学では、1日6時制限をとっています。授業時間は以下のとおりです。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限
8:30~10:00	10:10~11:40	12:40~14:10	14:20~15:50	16:00~17:30	17:40~19:10

③ 授業時間割

どのような授業が開講されているかは、下記の学務情報システム上にある「シラバス」によって検索することができます。また、開講授業の一覧は、4月に配布される冊子『授業時間割』にまとめられています。

④ 授業予定の変更・休講の情報

授業予定の変更・休講の情報は学務情報システムを通じてお知らせします。

⑤ 履修に関する届出・相談窓口

履修に関する届出・相談は、本部管理棟1階の教務課窓口で受けつけています。届出・相談等は以下の窓口業務時間内に行ってください。

期間	窓口業務時間
授業期間中	9:00~16:30 (昼休み 12:40~13:40)
土、日、祝日、夏季一斉休業中、年末年始	窓口業務は行いません

履修登録手続きについては、「第二部 履修方法」(33ページ以降)で詳しく説明します。

⑥ 学務情報システム

学修に必要な手続きや通知を Web 上で行うシステムです。具体的には、授業履修のために不可欠な履修登録(修正・中止を含む)のほか、トップページ(ログイン画面)には大学からのお知らせが、また各自の専用ポータルサイトでは、授業担当者からの連絡、授業時間割・履修確認表・成績・大学からのメッセージ(休講等)が通知されますので、必ず確認をしてください。

学務情報システムには、[東京外国語大学ホームページ](#) → [学務情報システム](#) のバナーから進みます。ログインには、総合情報コラボレーションセンターから発行されたIDとパスワードが必要です。学外からもアクセスできます。

⑦ 公欠

授業を欠席した場合、定められた理由によるものは、所定の手続きをとることで、公欠になります。申請用紙は教務課窓口で配付しています。

東京外国語大学大学院・学士課程における授業の欠席の取扱いに関する申合せ

(目的)

第1条 この申合せは、東京外国語大学（以下「本学」という。）総合国際学研究科、言語文化学部、国際社会学部の授業等において、学生が欠席した場合の具体的な取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この申合せにおいて、公欠とは、授業に欠席したとはみなさない取扱いとすることをいう。

(公欠)

第3条 本学の学生が、次の各号に掲げる事由により、やむを得ず授業等を欠席する場合は、これを公欠として取り扱う。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に感染した場合、又は感染したおそれがある場合
- (2) 気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められた場合
- (3) 親族が死亡した場合
- (4) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (5) 教育実習・介護等体験（介護等体験の事前指導を除く。）に参加する場合
- (6) その他学長が必要と認める場合

2 公欠の届出に必要な事項は、別表1のとおりとする。

(公欠扱いにはならないが、書類の提出により、学生が欠席について配慮を求めることができる場合)

第4条 本学の学生が、次の各号に掲げる事由により、やむを得ず授業等を欠席する場合、欠席について配慮を求めることができる。

- (1) 疾病（前条第2項第1号で定める感染症を除く。）、負傷
- (2) 大学の授業科目として行われる学外の実習（教育実習・介護等体験を除く。）
- (3) 就職活動（採用試験・面接等。会社訪問、企業セミナー、内定者研修は含まない。）
- (4) 課外活動（関東甲信越大学体育大会又は全国大会以上の大会等に出場する場合。）
- (5) その他部局長が必要と認める場合

2 前項に掲げる事項の取扱いは、別表2のとおりとする。

(補講等)

第5条 当該授業科目の担当教員は、前条によった場合、授業の補講等を実施することができる。

(一授業科目当たりの公欠の制限)

第6条 一の授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則として、当該授業科目の授業回数の4分の1を超えることができないものとする。

附則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

区分	事由	公欠期間	必要書類等
第一号	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に感染した場合、又は感染したおそれがある場合	診断書等に記入されている出席停止期間	医療機関発行の「診断書」 または 「治癒証明書」等
第二号	気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められた場合	事由により出講が不可能であった時限	駅発行の遅延証明書等(本学ホームページに掲載する全学休校期間については手続不要)
第三号	親族が死亡した場合 (配偶者及び1親等、2親等の親族の死亡)	配偶者及び1親等の親族の場合は、死亡した日から起算して連続7日間(休日を含む)	会葬礼状等
		2親等の親族の場合は、死亡した日から連続3日間(休日を含む)	
第四号	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合は半日程度	裁判所からの通知書等
		裁判員として選任され、裁判(公判、評議、評決等)に参加する期間	
第五号	教育実習・介護等体験に参加する場合	教育実習・介護等体験に参加する期間	不 要

※第五号によるものの他は、公欠事由解消後、速やかに手続きを行うこと。なお、第一号、第三号及び第四号の事由による場合、公欠事由の発生と共に電話またはメールで教務課に連絡の上欠席すること。

必要書類等は教務課に提出する一式のみ用意すること。なお、公欠届は公欠扱いを提出する授業の数だけ必要である。

別表2(第4条関係)

区分	事由	期間	所定の手続
第一号	疾病、負傷	事由により受講できない期間	教務課窓口で配付している用紙に医療機関発行の「診断書」または「治癒証明書」「領収書(写)」等を添え教務課の認印を受けた上、授業担当教員に提出
第二号	大学の授業科目として行われる学外の実習		教務課窓口で配付している用紙に内容を記入の上、実習担当教員の署名をもらい、教務課の認印を受けた上、授業担当教員に提出
第三号	就職活動		学生課窓口で配付している用紙に内容を記入し会社等の証明印を添え、学生課での認印を受けた上、授業担当教員に提出
第四号	課外活動		学生課窓口で配付している用紙に大会の概要等の証明を添え学生課での認印を受けた上、授業担当教員に提出

※第一号を除き、原則として事前に所定の手続きを行うこと。

証明書類等は教務課または学生課に提出する一式のみ用意すること。なお、所定の用紙は提出する授業の数だけ必要である。

【参考】学校保健安全法施行規則(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザA ウイルスであつてその血清型が H 五 N 一であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ(H 五 N 一)」という。)
- 二 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H 五 N 一)を除く。)、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

◆◆◆ 気象警報発表時等における授業の取扱い ◆◆◆

①公共交通機関の運休による休講措置

JR中央線（東京駅～高尾駅間）及び京王線（新宿駅～京王八王子駅間）が運休した場合は休講になります。

- （1）午前6時30分現在において、運休の場合は、午前の学部及び大学院の授業は全学休講
- （2）午前10時30分現在において、運休の場合は、午後の学部及び大学院の授業は全学休講

②気象警報等による休講措置

気象庁から大雨警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかの警報又は特別警報が府中市又は調布市に発表された際に、休講とする場合があります。

- （1）午前6時30分現在において、発表されている際に、午前の学部及び大学院の授業は全学休講となる場合があります。
- （2）午前10時30分現在において、発表されている際に、午後の学部及び大学院の授業は全学休講となる場合があります。
- （3）台風の接近、大雪が予想される等により授業の実施が困難と予想される場合は、前もって、休講措置を取る場合があります。

③周知用法

上記①、②に該当し、全学休講とする場合、学務情報システムにて速やかに周知します。

URL：<https://gakumu-web1.tufs.ac.jp/portal/>

Ⅱ. 科目の種類

カリキュラムは世界教養プログラムと専修プログラムから成ります。卒業するためにはそれぞれのプログラムにおいて指定された条件を満たすように授業を履修し、「単位」(後述)を修得しなければなりません。

(1) 世界教養プログラム

言語文化学部と国際社会学部に共通する授業科目として開講される授業科目の総称です。世界教養プログラムは、さらに「言語科目」、「地域科目」、「教養科目」の3つの科目区分に分かれます。

(a) 言語科目

言語を習得することを目的とした授業科目の総称で、「地域言語A」、「地域言語C」、「GLIP英語科目」、「教養外国語」の4種類の授業科目区分から構成されます。入学時に選択した各地域の言語に加えて、各自の興味や関心、あるいは必要に応じて、複数の言語を組み合わせることで計画的に履修してください。

地域言語 A

各自が専攻する地域の言語で、入学時に選択した言語の科目です。

(入学時に選択した言語以外は履修することはできません。)

地域言語 C

各自が専攻する地域/言語と関連の深い言語を学ぶために用意された科目です。

GLIP 英語科目

英語の運用能力を高めるための授業科目です。Interactive English, Academic English, Career English, Intensive Englishの4つのカテゴリーからなり、無理なくステップアップしながら、大学レベルの英語力を身につけられるようにカリキュラムが構成されています。また、留学、就職、大学院進学などそれぞれの目的に応じた柔軟な履修が可能です。

教養外国語

各自の関心や学修上の必要性に応じて履修する言語科目です。ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語の9つの言語が履修可能です。

(b) **地域科目**

各自が専攻する地域についての理解を深めるために開設されている授業科目です。各地域の文化・社会について、さまざまな観点から総合的に理解することを目的としています。「地域基礎科目1A」、「地域基礎科目1B」、「地域基礎科目2A」、「地域基礎科目2B」の4つの授業区分があります。所属する地域（言語）の教員の指示に従って履修してください。

(c) **教養科目**

現代社会で必要とされる基礎的な技能と知識、そして幅広い教養を身につけるための授業科目です。「基礎リテラシー」、「基礎演習」、「世界教養科目」、「スポーツ・身体文化科目」の4つから構成されます。

基礎リテラシー

本学学生として必要な知識とものの考え方、そして技能を身につけるための入門的な授業です。

基礎演習

大学で学ぶための基礎的な技能や論理的思考方法を習得する授業です。文章を正確に理解し、その情報をもとに思考し、文章を作成する力を養います。

世界教養科目

グローバル化の時代に必要とされる教養を身につけるために、学問分野の枠を超えた問題に沿って開設された科目です。「現代を生きる」、「地球社会と生きる」、「人生を拓く」、「知と文化に挑む」、「世界から日本を見る」「現地で学ぶ」の6つのカテゴリーの科目区分があります。

スポーツ・身体文化科目

スポーツの知識を深めたり、技能を身につけて、身体的・精神的・社会的な健康を維持・増進したり、生涯にわたってスポーツに親しむための素養を育成することを目的とした科目です。

(2) **専修プログラム（専修科目）**

専修プログラムとは、専門的な学問の方法・内容を段階的かつ体系的に学び、その成果を卒業論文や卒業研究に仕上げるための授業科目群です。専修プログラムの中の科目区分には、導入科目、概論科目、選択科目の3つがあります。これらの科目は、国際社会学部の3コースごとに開設されています。

(a) **導入科目**

国際社会学部の3コースで学ぶ専門分野について、その概要や方法の基礎を学ぶ入門的な科目です。

(b) **概論科目**

国際社会学部の3コースで専門分野を学んでいくにあたって、その土台となる方法を身につけたり、分野の内容を俯瞰したり、具体的な研究事例について学ぶ科目です。

(c) **選択科目**

専門分野の内容をテーマを絞って専門的に学ぶ科目です。選択科目は、授業の形式や目的に沿って以下の4つに分けられます。

・ **講義**

導入科目、概論科目をさらに発展させた専門性の高い講義形式の授業です。

・ **専門演習**

専門性の高い演習形式の授業です。そのうち「指導教員等」(後述)が開講する専門演習を本ゼミと呼びます。

- ・卒業論文演習

卒業論文の執筆や卒業研究の作成のために指導教員から指導を受ける授業です。

- ・卒業論文・卒業研究

4年間の学修の集大成として、指導教員の指導のもとに執筆または作成する論文や研究です。

(3) 関連科目

「世界教養プログラム」と「専修プログラム」の科目は、卒業に必要な単位数が決まっていますが、各自の学修に応じてその単位数を超えて修得することができます。超過して履修した科目を関連科目と呼び、卒業に必要な単位として認定します。この名称に相当する独自の科目があるわけではありません。関連科目として扱うことのできる科目には以下のものがあります。

- (a) 言語科目（再履修可能科目を除く）、地域科目、世界教養科目、スポーツ・身体文化科目（ただし1単位のみ）
- (b) 所属するコースの専修プログラムの中の科目（ただし卒業論文演習と卒業論文・卒業研究を除く）
- (c) 他学部、他コースの専修プログラムの中の科目（ただし卒業論文演習と卒業論文・卒業研究を除く）
- (d) 他大学（派遣留学等による）で修得した単位

(4) 教職科目

これまで説明してきた各授業科目に含まれないものとして、教職科目があります。教育職員免許状（高等学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状）を取得する資格を得るために必要な科目です。「教職に関する科目」は卒業単位に含むことはできません。詳細は、「第三部 教育職員免許状の取得」（55ページ以降）および別に配付する『教職ガイド』を参照してください。

なお、言語科目の「GLIP 英語科目」および世界教養科目・専修科目のうち、英語で授業が行われる「教養 GLIP 科目」・「専修 GLIP 科目」を合わせて GLIP と呼びます。詳しくは別冊子の『GLIP 履修ガイド』を参照してください。

Ⅲ. 単位の認定・成績評語等

① 単位の認定

(1) 「単位」とは？

本学の学則は、1単位の授業科目を、「45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」と定めています。

本学で開かれている授業は、大きく分けて「講義」と「演習」に分類されます。

言語科目のように学生の発表・討議等の学習が重視される授業科目は一つの学期につき1単位が認定される「演習」科目と分類し、教員の講義が中心となる形式の授業科目は一つの学期につき2単位が認定される「講義」科目とに分類しています。

本学の学則においては、各授業の単位数を、

1. 「講義」については、毎週1時間15週の授業をもって1単位
2. 「演習」および「実技」については、毎週2時間15週の授業をもって1単位
3. 「実験」および「実習」については、毎週3時間15週の授業をもって1単位と定めています。

本学では、90分の授業をもって2時間の授業とみなしていますが、1単位を修得するためには、学則でも45時間の学習が必要とされており、授業の時間とは別に、自学自習が前提とされています。

例えば、演習形式の授業では1単位が取得できるわけですが、そのためには授業15回=30時間に加え、15時間の自学自習を前提としています。

これに対し、講義形式の授業では、授業15回=30時間に加え、60時間の自学自習を前提としていますので、1学期で2単位を修得できます。

具体的には、単位を取得するためには

講義科目・・・1学期 15時間の授業 + 30時間の授業時間外学修 で1単位

演習科目・・・1学期 30時間の授業 + 15時間の授業時間外学修 で1単位

が要求されることになります。

つまり、講義科目の授業で単位を修得するためには、演習科目の授業の2倍の自学自習時間が必要になりますので、これらのことを理解し、しっかり学修に励んでください。

なお、4学期制の導入にともない、15回または30回の授業の一部を学生の主体的な学修によるアクティブ・ラーニングとしています。各授業でのアクティブ・ラーニングの内容はシラバスに記載されていますので、受講時に必ず確認してください。

ただし、本学の「専門演習」、「基礎演習」、「卒業論文演習」は、名称に「演習」が入っていますが、いずれも学則上は、「講義科目」にあたります。「講義科目」と「演習科目」の区別については、シラバスに記載されていますので、確認してください。

認定される単位数は、授業科目によって異なるので、授業科目を履修する際には認定される単位数を必ず確認するようにしてください。

卒業に必要な単位数は授業科目によって定められており、その単位数を満たすように履修する授業を選ばなければなりません。卒業するために必要な単位数を、「卒業所要単位」と呼びます。卒業所要単位については、「Ⅵ. 卒業に必要な単位数」(27ページ以降)を参照してください。

単位は、それぞれの授業科目を履修し、試験など授業担当教員が定める方法で評価され、合格した学生だけに認定されます。単位の認定は、学期末または学年末に行われます。単位の認定は以下の評語で通知します。Fは不合格で、単位が認定されなかったことを意味します。

【成績評価とGPの対応表】

評点	評語	GP(成績評定)	合否
100-90	S	4.0	合格
89-87	A ⁺	3.7	
86-83	A	3.3	
82-80	A ⁻	3.0	
79-77	B ⁺	2.7	
76-73	B	2.3	
72-70	B ⁻	2.0	
69-67	C ⁺	1.7	
66-63	C	1.3	
62-60	C ⁻	1.0	
59- 0	F	0.0	不合格

単位互換制度によって他大学で修得した単位、派遣留学・休学留学等で修得した単位、あるいは編入者が他大学で修得した単位については、認定によって得られた単位として、成績表に「認」とだけ記載されます。単位互換制度は68ページ以降、留学は59ページ以降で説明します。

② GPA (成績評定平均値)

GPA (成績評定平均値) とは「Grade Point Average」の略語で、各科目の成績から特定の算式によって算出された成績評価の数値のことであり、成績通知表および成績証明書に記載されます。

学生個人の成績を具体的かつ客観的に示すことで適切な修学指導に資することを目的としています。また、留学しようとする際、派遣先の大学等での受け入れ判断に必要とされる場合があります。

GPAは、以下に示す計算式のとおり、履修した授業科目の成績を【成績評価とGPの対応表】の評語に対応したGPでそれぞれ換算し、それらに各科目の単位数を乗じて得た積の合計を、履修した総単位数で割って算出します (小数点第2位で四捨五入して小数点第1位まで算出)。計算式の分母は履修した総単位数なので、F (不合格) となった科目の単位数も含まれます。

【成績評価とGPの対応表】

$$\frac{4 \times S \text{の修得単位数} + 3.7 \times A^+ \text{の修得単位数} + \dots + 1 \times C^- \text{の修得単位数}}{\text{履修総単位数 (F となった科目の単位数を含む)}}$$

GPA の算出にあたり、成績がFとなった授業科目があると、分母が大きくなる分だけGPAが低く出てしまいます。これを防ぐために、再履修可能科目、履修中止の制度を利用しましょう。

再履修可能科目については、Fとなった授業科目を次学期以降に再度履修して単位が修得できた場合、Fであった成績に上書きすることができます。

反復履修可能な科目については、すでに修得している授業科目と同じ科目名の科目を履修して、その修得単位を卒業所要単位に加えることができます。反復履修可能な科目の中には履修の制限がある場合があります。反復履修可能科目は、新しい成績を以前にとった成績に上書きすることができません。反復履修可能科目は、Fとなった授業科目を次学期以降に再度履修することはできますが、Fとなった以

前の成績は記録として残ります。

また、卒業に必要な一部の授業科目（基礎リテラシー、基礎演習）と認定によって得られた単位に対応する科目および教職科目の一部は GPA の対象になりません。

再履修可能科目、反復履修可能科目、GPA 対象外科目は、以下のように定められています。

(1) 再履修可能科目

- ・言語科目 「地域言語 A I」、「地域言語 A II」、「地域言語 A (ウズベク語)」
- ・地域科目 「地域基礎1A」、「地域基礎1B」、「地域基礎2A」、「地域基礎2B」
- ・教養科目 「スポーツ・身体文化科目」
- ・専修科目 「選択科目」のうち、「専門演習」、「卒業論文演習」、「卒業論文(または卒業研究)」

(2) 反復履修可能科目

- ・言語科目 「地域言語 AIII」、「地域言語 C」
「GLIP 英語科目」、「教養外国語」
- ・教養科目 「世界教養科目」
- ・専修科目 「導入科目」、「概論科目」、「選択科目」の講義科目

(3) GPA 対象外科目

- ・教養科目 「基礎リテラシー」、「基礎演習」、「現地で学ぶ」
- ・認定科目 「入学による認定」、「留学による認定」、「単位互換制度による認定」
- ・教職科目 「教職に関する科目」、「情報技法 A/B」

③ 履修中止

履修中止期間に届け出るにより履修中止をすることができます。通年で開講されている科目は、春学期の履修中止期間にのみ履修中止できます。なお、履修中止した科目も、単位数は履修登録単位数の合計に含まれ、50単位上限ルールの適用をうけます。

履修中止した科目は、学務情報システム上で確認が可能です。履修中止した科目は成績証明書には記載されず、GPA の対象にもなりません。

集中講義の履修中止は、集中講義開始 2 日目までに本部管理棟 1 階の教務課窓口申し出て手続きを行ってください。

なお、履修中止した科目については、次学期以降に再び履修登録することが可能です。

また、履修中止期間は本部管理棟 1 階の教務課前の掲示板および学務情報システムで通知しますのでその都度自分で確認してください。

抽選により登録した科目の中には、学務情報システムの履修登録画面で履修中止手続きができないものがあります。それらの科目を履修中止したい場合も、定められた期間内に教務課窓口申し出て手続きを行ってください。

④ 成績に関する問い合わせ等

通知した個別の成績に関して疑問点がある場合は、学務情報システムにおける成績の確認開始日から1週間以内に、所定の様式を教務課に提出することで、関係教員に問い合わせることができます。

また、成績に関する問い合わせを行った結果、更に疑問点がある学生は、問い合わせの回答の交付日から1週間以内に、所定の様式を教務課に提出することで、異議申し立てを行うことができます。

成績に関する問い合わせおよび異議申し立てに必要な様式は、教務課窓口で配付します。

なお、単位互換制度を利用して履修している他大学の科目については、成績に関する問い合わせおよび異議申し立てはできません。

また、卒業を予定している4年生の冬学期の成績に関する問い合わせおよび異議申し立ては、1～3年の日程とは異なる日程になります。詳しくは教務課の掲示などで確認してください。

⑤ 成績に関する個別指導について

本学では成績に関して個別指導が必要と考える基準を以下のとおり定めています。

- (1) 地域言語Aを10単位一括で認定する言語に所属する1年次学生は、夏学期終了後に修得単位が9単位以下の場合
- (2) 地域言語Aを1単位毎に認定する言語に所属する1年次学生は、夏学期終了後に修得単位が13単位以下の場合
- (3) 地域言語Aを10単位一括で認定する言語に所属する2年次学生は、1年次までに地域言語Aを10単位修得できなかった場合、又は地域言語Aを10単位修得したが進級要件に係る単位数が地域言語Aを除いて9単位以下の場合
- (4) 地域言語Aを1単位毎に認定する言語に所属する2年次学生は、1年次までに地域言語Aを6単位以上修得できなかった場合、又は地域言語Aを6単位以上修得したが進級要件に係る単位数が地域言語Aを除いて9単位以下の場合
- (5) 3年次学生は、2年次までに総単位数が50単位未満の場合
- (6) 4年次学生は、3年次までに総単位数が80単位未満の場合
- (7) 卒業延期の4年次学生は、総単位数が90単位未満の場合

この基準に該当する場合、1、2年次は地域代表教員、3、4年次は指導教員から個別指導を受ける必要があります。

Ⅳ. 履修ガイド

はじめに

第1年次と第2年次は世界教養プログラムを中心に学修を進めるのと併行して、専修プログラムの導入科目、概論科目の履修を行ないます。学年が進むと専修プログラムが中心になっていきます。第2年次にはコースと指導教員を決めて、第3年次以降は卒業論文や卒業研究に向けて本格的に学修を進めます。指導教員は学生の学修履歴に基づきながら、学修上の手厚い指導を行います。

履修年次が指定されている授業、進級要件にもとづき単位修得年次が指定されている授業もあることを念頭において履修してください。

第1年次春学期・夏学期・秋学期・冬学期

第1年次の履修は世界教養プログラムが中心になります。地域言語、地域基礎を中心に、基礎リテラシー、基礎演習、GLIP英語科目、教養外国語科目、世界教養科目、スポーツ・身体文化科目の履修をします。それと併行して専修プログラムの導入科目の履修を通じて、自分に興味のある学問分野を考え始めましょう。導入科目は第2年次終了時まで、所属するコースから2単位を含む合計8単位以上修得しておく必要があります。

第2年次春学期・夏学期

世界教養プログラムの履修と併行して、希望するコースの概論科目の履修を始めます。概論科目は所属したコースから2単位以上、合計4単位以上修得する必要があります。春学期の終わりに進級するコースと指導教員の希望届を提出します。

第2年次秋学期・冬学期

春学期の最後に提出したコースと指導教員の希望届をもとに所属するコースが決まります。秋学期からは選択科目（講義科目のみ）の履修が可能になります。所属したコースと自分の専門分野に関連する選択科目を履修し、3年次以降の専門演習での学修に備えることができます。

第3年次春学期・夏学期

希指導教員等が担当する専門演習である本ゼミの履修が始まります。また、指導教員と相談して、概論科目や選択科目の中の講義科目、あるいは、他の専門演習の履修を行ないます。

第3年次秋学期・冬学期

引き続き、指導教員等の本ゼミを履修します。その他の授業科目の履修については適宜、指導教員と相談してください。特に専門に関わることは指導教員に相談することを推奨します。

第4年次春学期・夏学期

指導教員の下で卒業論文の執筆または卒業研究の作成に入ります。1年間で卒業論文・卒業研究を仕上げます。今までの学修の集大成と考えてしっかりと取り組んでください。

卒業に必要な単位が足りているかを履修登録前に十分確認しておきましょう。

第4年次秋学期・冬学期

引き続き、指導教員の下で卒業論文の執筆または卒業研究の作成を進め、仕上げた論文・研究を定められた受付日（1月上旬）に提出します。

卒業に必要な単位は秋学期中に取り終わるように、履修登録前に十分確認しておきましょう。

履修イメージ

色の区分	標準的な履修年次	履修年次
------	----------	------

	年次	第1年次		第2年次		単 位 数 進 級 要 件	第3年次		第4年次		単 位 数 卒 業 所 要	
		学期	春学期	秋学期	春学期		秋学期	春学期	秋学期	春学期		秋学期
世界 教養 プ ロ グ ラ ム	言語科目	地域言語 A				15※					36	
		地域言語 A (ウズベク語)										
		地域言語 C										
		教養外国語										
		GLIP 英語科目										
世界 教養 プ ロ グ ラ ム	地域科目	地域基礎				6					6	
		教養科目	基礎リテラシー				1					1
			基礎演習				2					2
			世界教養科目				8					16
			スポーツ・身体文化科目									1
専 修 プ ロ グ ラ ム	導入科目	導入科目				8					8	
	概論科目	概論科目									4	
		選択科目	講義・専門演習									18
	専門演習 (本ゼミ)										4	
	卒業論文演習										4	
	卒業論文・卒業研究										8	
関連科目										17		

(注) 専攻する地域によって地域言語の履修イメージは異なります。

※ 言語科目の進級要件単位数は「地域言語」によって異なります。

V. コース

国際社会学部には、学問分野・方法論に則して「地域社会研究コース」「現代世界論コース」「国際関係コース」の3つのコースがあります。学生は2年次の秋学期からコースに所属して専門的な学修を進めていきます。各コースの概要は、以下のとおりです。

- ・ **地域社会研究コース**：地域間・国家間のグローバルな関係を踏まえつつ、対象とする地域（エリア）の歴史や現代社会を専門的に学修する、地域に焦点を合わせたコースです。
- ・ **現代世界論コース**：現代世界が直面する問題を対象とし、ジェンダー、レイシズム、カルチュラルスタディーズなどの課題に最新の方法で取り組むコースです。
- ・ **国際関係コース**：社会科学の方法論を体系的に学び、法学、政治学、経済学、国際関係論、国際協力論などの学問分野を専門的に学修するコースです。

コースと指導教員の決定

所属するコースと指導教員を決めるために、第1年次秋学期と第2年次4月にガイダンスを行います。その上で第2年次春学期に、コース・指導教員希望届を提出します。希望する学生数がゼミの定員を超えた場合は選抜が行われます。2年次の秋学期が始まる前にはコースと指導教員は決定します。

なお、コースと指導教員が決定した後に3年次に進級できなくなった場合は、翌年に改めて、コース・指導教員ともに希望届を提出し直す必要があります。

所属するコースと導入科目、概論科目の履修

第3年次への進級要件として、所属するコースの導入科目2単位を含む8単位以上の導入科目の単位修得が必要です。また、所属したコースから2単位を含む4単位以上の概論科目の履修が卒業のために必要です。

本ゼミ・指導教員

第3年次から指導教員が開講する専門演習を、本ゼミとして履修します。本ゼミの担当教員が、原則として卒業論文・卒業研究を完成するまでの2年間の指導教員となります。なお、指導教員が特別研修等で不在の場合は、指導教員が指定する教員の専門演習を本ゼミとして履修することができます。

コース選択・ゼミ選択プロセスの大まかな目安

(これらはあくまで目安です。詳細な日程は、かならず教務課の掲示で確認してください。)

第1年次		第2年次						第3年次
秋学期	3月	4月	5月	6月	秋学期開始前	秋学期	12月	4月
第1回全体コースガイダンス	Web上のゼミ案内更新	第2回全体コースガイダンス ゼミの意向調査と集計結果の発表	コース、ゼミの相談期間	ゼミ希望届の回答、ゼミごとの希望者の調整	コース・ゼミ（指導教員）の決定	決定した指導教員の履修指導による選択科目（講義科目）の履修開始	コース・指導教員の変更を希望する場合は教務課に相談願いを提出	指導教員の専門演習を本ゼミとして履修登録

Ⅵ. 卒業に必要な単位数

授業科目区分		授業科目	履修年次	卒業所要単位	履修要領の掲載頁
世界教養 プログラム	言語科目	地域言語AⅠ	1年次	36	専攻地域ごとの 言語科目の履修要領は p.39～p.43
		地域言語AⅡ	2年次		
		地域言語AⅢ	3年次～4年次		
		地域言語C	1年次～4年次		
		教養外国語			
		GLIP英語科目			
	地域科目	地域基礎	1年次～2年次	6	p.43～p.44
	教養科目	基礎リテラシー	1年次 春学期	1	p.44～p.46
		基礎演習	1年次 秋学期	2	
		世界教養科目	1年次～4年次	16	
スポーツ・身体文化科目		1年次	1		
専修 プログラム	導入科目	導入科目	1年次～4年次	8	p.46～p.48
	概論科目	概論科目	1年次～4年次	4	
	選択科目	講義科目・専門演習	2年次 秋学期～4年次	18	
		本ゼミ	3年次	4	
		卒業論文演習	4年次	4	p.49～p.51
	卒業論文・卒業研究	4年次	8		
関連科目			1年次～4年次	17	p.49
卒業所要単位				125	

進級要件のある科目では第2年次終了時までまでに修得すべき単位数が定められている。「進級要件」(28ページ)を参照。

Ⅶ. 履修要件と進級要件

各学年で進級する要件として、春学期・夏学期・秋学期・冬学期の全期間をその学年中に在学していることが必要です。進級の時期は4月になります。

第1年次から第2年次に進級するときには、言語科目（地域言語A）の履修に指定があります。これを「履修要件」と呼びます。

第2年次から第3年次に進級するときには修得科目と単位数に指定があり、それらを満たさない場合は進級できません。これを「進級要件」と呼びます。第3年次から第4年次に進級するときにはそれに類する指定はありません。

1. 履修要件

言語科目の地域言語Aの中で、英語（アフリカ、オセアニアを除く）、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語（中央アジアを除く）、中国語、朝鮮語、アラビア語、日本語（JP1）では、それぞれ10単位、日本（JP2）では14単位を第1年次に修得していないと、第2年次の言語科目を履修することができません。第1年次に履修するように指定されている授業科目は必ず第1年次に履修してください（この点については、37ページの地域言語Aについての説明を参照してください）。ただし、履修要件を満たすことができなかった場合でも、地域言語A以外の科目については、第2年次から履修可能な科目はすべて履修することができます。

2. 進級要件

第2年次末までに、次の科目についてそれぞれの必要単位数を修得していなければなりません。修得していなかった場合は、進級要件を満たさないことになり、第3年次に進級できません。

地域言語 A	15単位	（アフリカについては教養外国語の指定された1言語、オセアニアについては教養外国語又は地域言語Cの指定された1言語を含む。北西ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニア・日本（JP1）については14単位。日本（JP2）については18単位。）
地域基礎	6単位	
基礎リテラシー	1単位	
基礎演習	2単位	
世界教養科目	8単位	
導入科目	8単位	（所属したコースの導入科目から2単位を含む。）

VIII. 卒業のための手続き

学部を卒業すると学士（言語・地域文化）の学位が授与されます。卒業するためには以下の定められた手続きを行わなければなりません。

なお、卒業に当たっては就職先、進学先等についての進路決定届けを学生課に提出してください。これは、大学の教育改善の資料として利用するもので、それ以外の目的には利用しません。

① 3月卒業のための手続き

最終年次の3月に卒業するためには、次の（1）～（3）の手続きを最終年次に行う必要があります。提出の期間と期限は、別冊子（『授業時間割』）で確認してください。

なお、卒業所要単位は最終年次の秋学期までにすべて修得するようにしてください。

（1）卒業所要単位の確認

提出期間	提出先	提出要領
最終年次の4月中旬	教務課	<ul style="list-style-type: none">・卒業所要単位を満たすために何単位修得する必要があるか、学務情報システムで確認してください。・修得単位の記録などに誤りがあった場合は、教務課の窓口申し出てください。

（2）「卒業論文」ではなく「卒業研究」を提出する場合の履修登録

提出期限	提出先	提出要領
最終年次の10月中旬	教務課	卒業研究を提出する学生は、4月の履修登録に加えて「卒業研究履修登録願」を10月の履修登録最終日の16時30分までに提出してください。期限を過ぎて提出された場合は、受け付けられません。

（3）「卒業論文」「卒業研究」の提出

提出期間	提出先	提出要領
最終年次の1月初旬の指定された2日間	「卒業論文」は教務課	指定された提出期間の最終日の16時30分までに教務課に提出してください。期限を過ぎて提出された場合は、受け付けられません。
	「卒業研究」の作品等は指導教員、「概要」は教務課	

② 9月卒業のための手続き

卒業を予定している年度の9月30日の時点で次の2つの条件をいずれも満たしている学生は、9月に卒業することができます。

- ・卒業を予定している9月30日時点で、第4年次を1年間在学した学生
- ・卒業所要単位125単位以上を修得見込みの学生

9月卒業を希望する学生は、卒業を希望する年度の4月中旬に教務課に「9月卒業申請書」を提出して申請してください。提出の期間および期限は別冊子『授業時間割』で確認してください。

9月卒業に必要な手続きは、以下のとおりです。なお、第4年次の秋から1年間、協定校へ派遣留学した場合の9月卒業については、次の「③派遣留学生の9月卒業」を参照してください。

(1) 「9月卒業申請書」の提出

提出期間	提出先	提出要領
4月中旬	教務課	「9月卒業申請書」を提出してください。

(2) 「卒業論文」ではなく「卒業研究」を提出する場合の履修登録

提出期限	提出先	提出要領
4月中旬	教務課	卒業研究を提出する学生は、「卒業研究履修登録願」を4月の履修登録期間最終日の16時30分までに提出してください。期限を過ぎて提出された場合は、受け付けられません。

(3) 「卒業論文」「卒業研究」の提出

提出期間	提出先	提出要領
7月上旬の指定された2日間	「卒業論文」は教務課	指定された提出期間の最終日の16時30分までに教務課に提出してください。期限を過ぎて提出された場合は、受け付けられません。
	「卒業研究」の研究成果物は指導教員、「概要」は教務課	

③ 派遣留学生の9月卒業

第4年次の秋から1年間、協定校へ派遣留学し、帰国後の9月に卒業を希望する場合は、自分の責任で以下の手続きを取らなくてはなりません。派遣留学については、「留学」(59ページ以降)を参照してください。

(1) 派遣前に行う手続き

- ・第4年次4月中旬までに、指導教員に派遣留学から帰国した年の9月に卒業する意志を伝え、同意を得る。
- ・卒業論文演習、卒業論文を第4年次の4月に履修登録する。
- ・履修予定の科目に関しては、派遣先大学で提供されるもののうちから適切な科目をあらかじめ指導教員と相談したうえで選定し、承認を得る。
- ・卒業までに必要な単位数を確認する。

(2) 派遣留学中に行う手続き

- ・4月の履修登録期間中に、9月卒業申請書を書留で教務課に郵送する。
(発送記録は自己の責任で必ず保管しておくこと。後日確認することもあります。)
- ・卒業まで必要な単位数を、留学中に派遣先の大学で修得する。

(3) 帰国後に行う手続き

- ・ 7月初めまでに帰国し、留学中に修得した単位の認定を申請し、ゼミ指導教員の卒業論文演習の継続聴講手続きをとる。
- ・ 上記の単位が認定された場合は、7月上旬に卒業論文を提出する。

(4) 注意

すべての手続きが完了しない場合は、9月卒業はできず、翌年の3月卒業となります。

第二部

履修方法

I. 履修登録手続き

■履修登録とは

大学で開講される授業を履修し単位を修得するためには、履修登録をしなければなりません。履修登録を行わないまま授業に出席し、試験を受験し、あるいはレポート提出などをしても、その単位は認定されません。

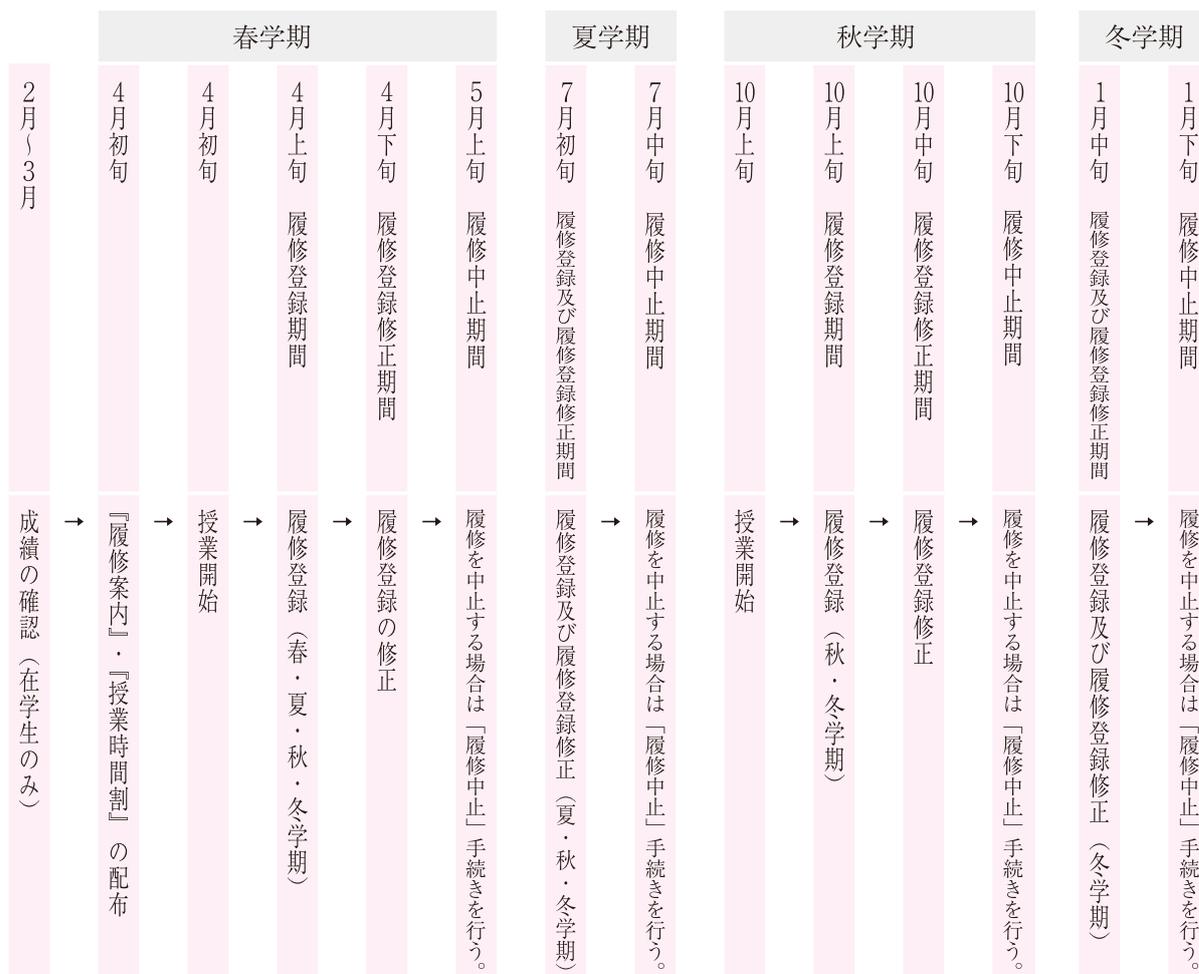
履修登録の手続きは学生個人の責任で行います。たとえ必修の授業であっても自動的に履修登録が行われることはありません。また、履修登録の手続きは学年によって異なることがあります。とくに第4年次学生は「卒業のための手続き」（29ページ以降）もあわせて参照してください。

■開講される授業

開講される授業の概要・計画（これをシラバスと言います）、また開講学期・曜日・時限・教室などの情報は、本学のホームページ上にある学務情報システムの「シラバス」から検索・閲覧することができます。また、開講される授業の題目・学期・曜日・時限・教室・時間割コードの一覧は、毎年4月初旬に配布される冊子『授業時間割』にまとめられています。これらを見て、履修する授業を選んでください。

なお、授業時間割に変更があった場合は、学務情報システムに反映されます。これらを見て、履修する授業を選んでください。

■履修登録のおおよその流れ



- ・履修登録期間、履修登録修正期間、履修中止期間の詳細な日程・時間は『授業時間割』や掲示、または学務情報システムで確認してください。
- ・GLIP 英語科目の一部は、履修登録期間の前に抽選登録が行われるので掲示に注意してください。

① 履修登録手続き

- ・履修する授業はすべて（春学期・夏学期・秋学期・冬学期とも）、4月の履修登録期間中に登録が可能です。履修登録の手続きは、学務情報システムで行います。
- ・登録できる授業科目は、1つの時限について1つです。同じ時限に2つ以上の授業科目を登録しないように注意してください。

■50単位上限ルール

- ・1年間に履修登録をすることができる科目の単位は50単位までとする、というルールがあります。これは1単位の修得には教室外での予習復習も含めて45時間の学習時間を想定していることから設けられているためです。50単位のルールについては以下の点に注意してください。
- ・いったん履修登録した科目の単位は、単位を修得できなかった場合や履修中止した場合も50単位上限ルールの対象になります。
- ・集中講義および他大学で履修する科目も、50単位上限ルールの対象になります。ただし、四大学連合憲章による制度には例外があります（69ページ参照）。
- ・「卒業所要単位に含まれない教職科目」と「第4年次に履修する卒業論文8単位」は50単位上限ルールの対象にはなりません。
- ・第3年次編入学者については、50単位上限ルールは適用されません。年間50単位を超えて履修することができます。

■集中講義

- ・集中講義とは、学期ごとに開講される授業に相当する時間数の授業を一定期間に集中して行う制度です。夏学期または冬学期中に3～5日程度の日程で開講されます。
- ・集中講義の日程は『授業時間割』には掲載されず、履修登録開始前に掲示などによって発表されます。集中講義の期間は短いため、同時期に2科目以上履修すると日程が重複することがよくあります。重複しないように授業科目を選んで登録してください。
- ・夏・冬学期は集中講義期間となり開講する授業が限られます。卒業や進級に必要な単位は、該当年次の秋学期までに修得してください。

■夏学期以降に開講される授業

- ・夏学期以降に開講される授業については、当該期の履修登録期間中に、追加登録したり、変更したりすることができます。
- ただし、春学期に履修登録した授業が通年開講のものである場合は、その授業を取り消したり、秋学期の同じ時限に開講される別の授業に変更したりすることはできません。

■復学した学生

- ・復学した場合の履修登録は、「復学」に関する説明（63ページ以降）を参照して行ってください。

■その他の注意

- ・履修登録は、すべての科目を、自身で余裕を持って早めに行ってください。
- ・所定の期間に適切に登録手続をしなかったために生じた不利益については、大学側は一切責任を負いませんので十分注意してください。

② 履修登録の修正

- ・履修登録内容を修正できる期間の日程は、別に配付する『授業時間割』、掲示で確認してください。
- ・履修登録修正期間を過ぎると、学務情報システムによる登録受付が停止し、それ以後は一切修正ができません。この期間までに入力された結果が、最終の履修登録内容となります。

③ 履修中止

- ・履修登録を済ませた科目であっても、各学期の履修中止期間に履修登録を中止することができます。履修中止期間は、学務情報システムや『授業時間割』、掲示で確認してください。
- ・通年で開講されている科目は、春学期しか履修を中止することができません。
- ・履修を中止した科目は、学務情報システム上で確認することができます。これらの科目は卒業時の成績証明書には記載されず、GPA（20ページ以降）の対象にもなりません。ただし、50単位上限ルールは適用されます。
- ・履修を中止した科目は、次学期以降に再び履修登録することが可能です。
- ・集中講義の履修中止は、集中講義開始2日目までに教務課窓口申し出て手続きを行ってください。

■起こりうる履修登録ミス

履修登録では、しばしば同じようなミスが起こります。ミスを避けるためには、履修登録をした後に必ず、学務情報システムで確認することが必要です。確認とともに、履修登録確認表を印刷しておいてください。

<履修登録ミスの例>

- ・第3年次への進級要件に必要な科目の履修登録ミス。たとえば、地域基礎科目や導入科目が未登録だった。
- ・4年生（卒業希望者）の卒業論文演習、卒業論文・卒業研究の履修登録忘れ。たとえば、「卒業論文演習」とは別に必要な「卒業論文」が未登録であったり、「卒業論文演習」の春学期分だけを登録しながら、秋学期分を登録し忘れていた。
- ・履修登録をせずに、講義に出席していた。
- ・クラスが指定されている科目の登録ミス。たとえば、基礎リテラシーや基礎演習の履修登録をせずに、授業に出席していた。
- ・履修登録を忘れたまま、あるいは間違った科目を履修登録したまま、授業に出席していた。

Ⅱ. 各授業科目の履修要領

① 世界教養プログラム

「言語科目」、「地域科目」、「教養科目」から構成されています。教養科目はさらに「基礎リテラシー」、「基礎演習」、「世界教養科目」、「スポーツ・身体文化科目」という下位区分から構成されています。

(1) 言語科目

① 言語科目の種類

「地域言語 (A)、(C)」、「GLIP 英語科目」、「教養外国語」の3種類があります。

■ 地域言語 (A)、(C)

地域言語として開講される科目には「地域言語A」、「地域言語C」の2種類があります。「地域言語A」は入学時に指定された言語を習得するために設けられた科目であり、必ず履修しなければなりません。

地域言語Cとは、自分が「地域言語A」としている言語以外の地域言語で、「GLIP 英語科目」「教養外国語」に含まれない言語を履修する場合の呼び方です。初めて学ぶ場合、履修開始が秋学期からの言語もありますので注意してください。ただし、オセアニア地域では、「地域言語C」として選択必修指定をした言語があります。

地域言語として提供される言語は、「地域言語 A (〇〇語 I)」のようにカッコ書きで言語名が表示されます。〇〇語の部分は該当する言語名(英語／中国語／トルコ語など)に読み替えて理解してください。また、言語名に続くローマ数字はレベルを示すもので、標準的に I は第1年次、II は第2年次、III は第3年次以降に履修することを意味します。

次に説明する地域言語 A (〇〇語 I) を除いて、地域言語 A (〇〇語 II)、地域言語 A (〇〇語 III)、地域言語 C は、すべて学期ごとに開講し、1学期あたり1単位としての認定になります。

地域言語 A (〇〇語 I) は言語により開講形式、履修方法が異なります。大きく言って、次の2つのグループに分かれます。

1. 通年で開講し、10単位を一括の形で認定する言語の場合

地域言語 A (英語 I) 北西ヨーロッパ地域 北アメリカ地域	地域言語 A (ポルトガル語 I)
地域言語 A (ドイツ語 I)	地域言語 A (ロシア語 I)
地域言語 A (フランス語 I)	地域言語 A (中国語 I)
地域言語 A (イタリア語 I)	地域言語 A (朝鮮語 I)
地域言語 A (スペイン語 I)	地域言語 A (アラビア語 I)
	地域言語 A (日本語 I)

これらの言語では、地域言語 A (〇〇語 I) の10単位(ただし、日本(JP2)の場合は14単位)が修得できなかった場合、地域言語 A (〇〇語 II) の履修に進むことはできません。地域言語 A (〇〇語 II) と (〇〇語 III) の履修方法の詳細については、所属する地域(言語)の教員の指示に従ってください。

2. 半期ごとに開講し、1単位ごとに認定する言語

地域言語A（ポーランド語I）	地域言語A（ベトナム語I）
地域言語A（チェコ語I）	地域言語A（カンボジア語I）
地域言語A（ウズベク語）	地域言語A（ビルマ語I）
地域言語A（モンゴル語I）	地域言語A（ウルドゥー語I）
地域言語A（インドネシア語I）	地域言語A（ヒンディー語I）
地域言語A（マレーシア語I）	地域言語A（ベンガル語I）
地域言語A（フィリピン語I）	地域言語A（ペルシア語I）
地域言語A（タイ語I）	地域言語A（トルコ語I）
地域言語A（ラオス語I）	地域言語A（英語I）
地域言語A（英語I）	アフリカ地域 オセアニア地域

これらの言語では、地域言語A（〇〇語I）の単位すべてを修得していなくても、地域言語A（〇〇語II）の履修に進むことが可能です。履修方法の詳細については、所属する地域（言語）の教員の指示に従ってください。

3. 渡日前選抜により入学した日本語日本地域留学生プログラムの科目は、別に配付する『履修案内』英文冊子を参考にしてください。

■ GLIP 英語科目

GLIP 英語科目は、英語の運用能力を高めることを目的とした科目で、Interactive English（Production / Reception）、Academic English（Skill-based / Theme-based）、Career English（Task-based / Project-based）、Intensive English の4つのカテゴリーからなります。

[英語 A] Interactive English：少人数で授業を行い、高校レベルの英語から大学レベルの英語へのステップアップを目的とします。ProductionとReceptionの科目があり、授業は、原則として英語で行なわれます。地域言語Aで英語を指定されている学生は履修できません。原則として、各学期、ProductionとReceptionの科目を1つずつ履修します。修得できる単位はProduction 2単位、Reception 2単位の計4単位までです。第1年次から履修が可能で、春学期・秋学期連続して同じクラスを受講します。

[英語 B] Academic English：大学レベルで通用する英語運用能力を養うための授業で、運用能力を高めるためのSkill-basedの科目と、各学部の専門内容に沿ったTheme-basedの科目が用意されています。第2年次から履修可能です。

[英語 C] Career English：ビジネスの最前線で活躍するための実践的な英語力を養うことを目的とし、Task-based とProject-based の2種類の科目が置かれています。第3年次以上の学生を対象として開講します。

[英語 A/B/C] Intensive English：

英語の4技能を集中的に訓練するための授業です。これから留学を予定している学生や留学から帰国した学生、短期間で集中的に英語学習を進めたい学生がそれぞれの目的に応じて履修することが可能です。

詳細は、別冊子の『GLIP 履修ガイド』を参照してください。

■教養外国語

英語以外の言語についても、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語は、それらを地域言語Aとして履修しない学生が、教養外国語として履修することができます。

いずれの言語においても以下のようにレベル別の授業が提供されています。○○語の部分は該当する言語名（ドイツ語／フランス語／イタリア語など）に読み替えてください。

教養外国語（○○語 A 1～4）：初級レベル

教養外国語（○○語 B 1～4）：中・上級レベル

ただし、自分自身の地域言語 A として指定されている言語および母語を教養外国語として履修することはできません。

なお、アフリカ、オセアニア地域については、教養外国語のうち授業が履修指定されている場合があります。

②最低修得単位数

国際社会学部では、いずれの地域に所属する学生も、卒業のために履修しなければならない言語科目の最低修得単位数は36単位です。最低修得単位数は、必修単位数と選択必修単位数の合計です。ただし、その内訳は地域によって異なります。なお、36単位を超えて修得した言語科目の単位は、関連科目として卒業所要単位に含めることができます。

言語科目の履修要領

■北西ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニア、中央アジア（ロシア語）、日本、アフリカを除く地域の場合

北西ヨーロッパ、北アメリカ、中央アジア（ロシア語）、日本を除く地域の学生は、地域言語Aを最低20単位、GLIP 英語科目または教養外国語のうちいずれか1つの言語を最低6単位含むかたちで36単位を修得する必要があります。

選択必修単位は、必修単位のために履修した科目以外の科目で、地域言語A、地域言語C、GLIP 英語科目、教養外国語科目の中から任意の科目を履修し修得することができます。科目の内訳は問いません。

1) ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語（ロシア地域）、中国語、朝鮮語、アラビア語が地域言語Aとして指定されているもの

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A（○○語 I）	第1年次	10	
地域言語 A（○○語 II）	第2年次	10	
地域言語 A（○○語 III）	第3年次以降		
地域言語 C	第1年次～第4年次		+10
GLIP 英語科目	第1年次～第4年次	6	
教養外国語	第1年次～第4年次		

2) 上記以外の言語

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A (〇〇語 I)	第 1 年次	20	
地域言語 A (〇〇語 II)	第 2 年次		
地域言語 A (〇〇語 III)	第 3 年次以降		
地域言語 C	第 1 年次～第 4 年次	6	+ 10
GLIP 英語科目	第 1 年次～第 4 年次		
教養外国語	第 1 年次～第 4 年次		

■北西ヨーロッパ、北アメリカの場合

北西ヨーロッパ、北アメリカの学生は、地域言語A（英語）を最低28単位、教養外国語のうちいずれか1つの言語を最低6単位含むかたちで36単位を修得する必要があります。

選択必修単位は、必修単位のために修得した科目以外の科目で、地域言語 A、地域言語 C、GLIP 英語科目、教養外国語の科目の中から任意の科目を履修し修得することができます。科目の内訳は問いません。

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A (英語 I)	第 1 年次	10	
地域言語 A (英語 II)	第 2 年次	8	
地域言語 A (英語 III)	第 3 年次以降	10	
地域言語 C	第 1 年次～第 4 年次	6	+ 2
GLIP 英語科目	第 2 年次～第 4 年次		
教養外国語	第 1 年次～第 4 年次		

■オセアニアの場合

地域言語A（英語）に加え、教養外国語（フランス語・中国語）、地域言語C（アジア諸語）のうちのインドネシア語・マレーシア語・フィリピン語の計5言語から1言語を、あわせて24単位含むかたちで36単位を修得する必要があります。選択必修単位は、必修単位のために修得した科目以外の科目で、地域言語A、地域言語C、GLIP 英語科目、教養外国語の科目の中から任意の科目を履修し修得することができます。科目の内訳は問いません。

選択必修単位のうち、地域言語C（オセアニア諸語）1単位の履修が推奨されます。

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A (英語I)	第 1 年次	12	
地域言語 A (英語II)	第 2 年次		
教養外国語 (フランス語・中国語)	第 1 年次～第 4 年次	8	+ 12 (そのうちオセアニア諸語 1 単位推奨)
地域言語 C (インドネシア語・マレーシア語・フィリピン語)	第 1 年次～第 4 年次		
GLIP英語科目	第 1 年次～第 4 年次	4	
地域言語 C	第 1 年次～第 4 年次		
教養外国語 (フランス語・中国語以外)	第 1 年次～第 4 年次		

■中央アジア（ロシア語）の場合

地域言語 A（ロシア語）を最低14単位、地域言語 A（ウズベク語）を最低12単位含むかたちで36単位を修得する必要があります。

選択必修単位は、必修単位のために履修した科目以外の科目で、地域言語A、地域言語C、GLIP英語科目、教養外国語の科目の中から任意の科目を履修し修得することができます。科目の内訳は問いません。

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A（ロシア語 I）	第1年次	10	+10
地域言語 A（ロシア語 II）	第2年次	4	
地域言語 A（ロシア語 III）	第3年次以降		
地域言語 A（ウズベク語）	第2年次以降	12	
地域言語 C	第1年次～第4年次		
GLIP 英語科目	第1年次～第4年次		
教養外国語	第1年次～第4年次		

■アフリカの場合

地域言語 A（英語）を最低14単位、教養外国語のうち（フランス語・ポルトガル語・アラビア語の中から1つを選択して最低8単位を含むかたちで36単位履修する必要があります。選択必修単位は、必修単位のために履修した科目以外の科目で、地域言語C、GLIP英語科目、教養外国語の科目の中から任意の科目を履修し修得することができます。科目の内訳は問いません。

選択必修単位のうち、地域言語C（アフリカ諸語）4単位の履修が推奨されます。

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A（英語 I）	第1年次	14	
地域言語 A（英語 II）	第2年次		
教養外国語（フランス語・ポルトガル語・アラビア語）	第1年次～第4年次	8	+14 (そのうち地域言語C（スワヒリ語）4単位推奨)
地域言語 C	第1年次～第4年次		
GLIP 英語科目	第1年次～第4年次		
教養外国語（フランス語・ポルトガル語・アラビア語以外）	第1年次～第4年次		

■日本（JP1）の場合

地域言語 A（日本語）を最低18単位、英語または教養外国語のうちいずれか1つの言語を最低6単位含むかたちで36単位を修得する必要があります。

選択必修単位は、必修単位のために履修した科目以外の科目で、地域言語 C、GLIP 英語科目、教養外国語の科目の中から任意の科目を履修し修得することができます。科目の内訳は問いません。

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A（日本語 I）	第1年次	10	
地域言語 A（日本語 II）	第2年次	8	
地域言語 C	第1年次～第4年次		+ 12
GLIP 英語科目	第1年次～第4年次	6	
教養外国語	第1年次～第4年次		

■日本（JP2）の場合

地域言語 A（日本語）を最低24単位、GLIP 英語科目または教養外国語のうちいずれか1つの言語を最低6単位含むかたちで36単位を修得する必要があります。

選択必修単位は、必修単位のために履修した科目以外の科目で、地域言語 C、GLIP 英語科目、教養外国語の科目の中から任意の科目を履修し修得することができます。科目の内訳は問いません。ただし、自分の母語以外の言語を選んでください。

授業科目名	履修年次	必修単位数	選択必修単位数
地域言語 A（日本語 I）	第1年次	14	
地域言語 A（日本語 II）	第2年次	10	
地域言語 C	第1年次～第4年次		+ 6
GLIP 英語科目	第1年次～第4年次	6	
教養外国語	第1年次～第4年次		

■日本（JP3）の場合

別に配付する英文冊子を参照してください。

③履修上の注意

■地域言語（A）、（C）

- ・入学時に指定された言語以外の言語を、地域言語Aとして履修することはできません。
- ・地域言語Aで履修する言語と同じ言語を、教養外国語として履修することはできません。
- ・地域言語A（およびアフリカ、オセアニア地域の教養外国語の一部、オセアニア地域の地域言語Cの一部）は、第3年次への進級要件に含まれます。詳しくは「進級要件」（28ページ）を参照してください。
- ・地域言語Cは自分の母語以外の言語を選んでください。

■GLIP 英語科目および教養外国語（GLIP 英語科目の詳細は別冊子の『GLIP 履修ガイド』を参照してください。）

中央アジア（ロシア語）、アフリカ、オセアニアに所属する学生を除いて、GLIP 英語科目または教養外国語からひとつの言語を選んで最低6単位が必修です。

授業科目	履修年次	必修単位数
GLIP 英語科目	第1年次～第4年次	6
教養外国語	第1年次～第4年次	

・教養外国語として開設されている言語はドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語です。いずれも A（初級レベル）と B（中級レベル）の二つのレベルが設定されています。中級レベル（〇〇語 B）以上の授業科目が少なくとも2単位含まれていれば、どのようなレベルの組み合わせでも履修することができます。ただし、初めて学ぶ言語の場合は A、B の同時履修は好ましくありません。履修方法の詳細についてはそれぞれの言語の担当教員の指示にしたがってください。

履修例：ドイツ語 A 4単位、ドイツ語 B 2単位、
フランス語 A 3単位、フランス語 B 3単位、
イタリア語 A 2単位、イタリア語 B 4単位

- ・GLIP 英語科目を英語・教養外国語の必修6単位として履修する場合は、英語Aを4単位、英語Bを2単位履修する必要があります。
- ・英語AのうちInteractive EnglishはTOEIC-IPのスコアによってクラスが指定され、英語B、英語Cは抽選によってクラスが指定されます。
- ・教養外国語を英語・教養外国語の必修6単位として履修し、GLIP英語科目を選択必修科目あるいは関連科目として履修することができます。英語AのうちInteractive Englishを選択必修科目あるいは関連科目として履修する場合は、TOEIC-IPのスコアによって指定されたクラスを履修することになります。英語B、英語Cを選択必修科目あるいは関連科目として履修する場合は、教養外国語を1言語で4単位修得している必要があります。
- ・地域言語Aが英語の学生が履修できるGLIP英語科目は、Academic English : Skill-based (Advanced) と Academic English : Theme-based、Career English、一部のIntensive Englishです。国際社会学部・オセアニア地域の学生が、必修として履修する科目はこの限りではありませんので、履修指導に従ってください。
- ・自分の母語以外の言語を選んでください。

(2) 地域科目

「地域基礎1A」、「地域基礎1B」、「地域基礎2A」、「地域基礎2B」の4つの区分があります。「1」は広域的な内容を扱う授業、「2」は個別の地域に関わる内容を扱う授業であることを示します。また、Aは標準的に1年次で、Bは2年次で履修することを意味します。

『授業時間割』の地域基礎についての説明ならびに所属する地域の教員の指示に従って履修してください。

①最低修得単位数

授業科目名	履修年次	必修単位数
地域基礎1A	第1年次～第2年次	6
地域基礎1B	第2年次	
地域基礎2A	第1年次～第2年次	
地域基礎2B	第2年次	

②履修上の注意

- ・地域基礎は第3年次への進級要件に含まれます。詳しくは「進級要件」(28ページ)を参照してください。
- ・必修単位数を超えて修得した地域基礎は、関連科目として卒業所要単位に含めることができます。

(3) 教養科目

教養科目は「基礎リテラシー」、「基礎演習」、「世界教養科目」、「スポーツ・身体文化科目」の4種類から構成されています。

■基礎リテラシー

第1年次春学期前半に開講される必修科目(8週、1単位)です。学部ごとの2クラスでの開講を原則としますが、4クラスで開講される週もあります。第1週目の授業時に受講方法・内容について説明するので、必ず出席してください。

①最低修得単位数

授業科目	履修年次	必修単位数
基礎リテラシー	第1年次(春学期)	1

②履修上の注意

本学で学ぶうえで必要な手順や技能とともに、大学生として身につけるべき良識や守るべきルールについて学ぶ授業です。なお、基礎リテラシーは第3年次への進級要件に含まれます。詳しくは「進級要件」(28ページ)を参照してください。

■基礎演習

基礎リテラシーで学んだ内容を踏まえ、大学での学びに必要な学術上の技能を少人数制の演習形式で学ぶ授業です。第1年次秋学期に開講される必修科目で、クラスは所属地域ごとに編成されています。自分に割り振られたクラスを履修登録し、受講します。

①最低修得単位数

授業科目	履修年次	必修単位数
基礎演習	第1年次(秋学期)	2

②履修上の注意

1クラス約20名の規模の演習形式で行なわれます。学術的な資料の扱い方、論文の探し方・読み方、演習でのプレゼンテーション・コメント・討論の作法、さらには報告レジュメ・学術レポートの作成法など、大学での授業に不可欠なスキルの基礎を実地で学んでいきます。

なお、基礎演習は第3年次への進級要件に含まれます。詳しくは「進級要件」(28ページ)を参照してください。

■世界教養科目

世界教養科目は、「現代を生きる」、「地球社会と生きる」、「人生を拓く」、「知と文化に挑む」、「世界から日本を見る」、「現地で学ぶ」の合計6つの授業科目区分に分かれています。それぞれの科目区分から所定の必修単位数分の授業を履修し、合計16単位を修得する必要があります。なお、16単位を超えて修得した世界教養科目の単位は、関連科目として卒業所要単位に含めることができます。

①最低修得単位数

世界教養科目に関する科目区分および科目名と必修単位数は以下のとおりです。

授業科目区分		科目名	選択必修単位数	
ア	現代を生きる	くらしと社会制度	4 単位以上	16単位 ただし、アから4 単位、イから6単 位、ウから2単位 を必ず含めること
		くらしと健康		
		憲法を読み解く		
	地球社会と生きる	地球社会と共生		
	人生を拓く	キャリア・デザイン論		
イ	知と文化に挑む	ことばの不思議	6 単位以上	
		ことばとコミュニケーション		
		文化のおもしろさ		
		世界の文化		
		国際社会をひもとく		
		地域の視点から		
		人間と環境		
		こころの科学		
		世界のことば		
ウ	世界から日本を見る	世界の中の日本	2 単位以上	
エ	現地で学ぶ	短期海外留学	任意で履修	
		スタディツアー		

②履修方法

ア 授業科目区分「現代を生きる」(授業科目名「くらしと社会制度」、「くらしと健康」、「憲法を読み解く」、「地球社会と生きる」(授業科目名「地球社会と共生」) および「人生を拓く」(授業科目名「キャリア・デザイン論」) の授業の中から最低4 単位を修得する必要があります。

イ 授業科目区分「知と文化に挑む」(授業科目名「ことばの不思議」、「ことばとコミュニケーション」、「文化のおもしろさ」、「世界の文化」、「国際社会をひもとく」、「地域の視点から」、「人間と環境」、「こころの科学」、「世界のことば」) の授業の中から最低6 単位を修得する必要があります。

ウ 授業科目区分「世界から日本を見る」(授業科目名「世界の中の日本」) の授業の中から最低2単位を修得する必要があります。

エ 授業科目区分「現地で学ぶ」(授業科目名「短期海外留学／スタディツアー」) の授業の中から履修します。「短期海外留学」はショートビジット・プログラムに参加する学生が対象で、履修は任意です。

③履修上の注意

- ・授業によっては履修年次が限定されていますので、「シラバス」を見て、それぞれの担当教員の指示にしたがって履修してください。
- ・第3年次への進級要件には、世界教養科目を8 単位分修得していることが含まれています。詳しくは「進級要件」を参照してください。
- ・世界教養科目のなかには、英語で開講される「教養 GLIP 科目」と呼ばれる授業があります。これらの科目の履修方法は、日本語で開講される世界教養科目と同じですが、「グローバル人材育成言語教育プログラム (GLIP)」に位置づけられ、留学準備のためなどに推奨される授業です。詳しくは、別冊子の『GLIP 履修ガイド』を参照してください。

■スポーツ・身体文化科目

スポーツ・身体文化科目は1単位を修得する必要があります。なお、最低修得単位数を超えて修得したスポーツ・身体文化科目の単位は、1単位に限り関連科目として卒業所要単位に含めることができます。また、教育職員免許状の取得にあたっては2単位が必要です。

なお、2単位を超えて修得した単位は、単位数および成績は成績証明書に記載されますが、卒業所要単位に含めることはできません。

①最低修得単位数

授業科目	履修年次	必修単位数
スポーツ・身体文化科目	第1年次～第4年次	1

②履修上の注意

- ・単位は、定時コース（1単位）または集中コース（1単位）で修得できます。
 - ア 定時コース（1単位）
 - イ 集中コース（1単位）
- ・スポーツ・身体文化科目の単位は、第1年次春学期に修得することを推奨します。

③履修方法（種目の選択と決定について）

- ・定時コース、集中コースとも、種目決定日に欠席した場合は、希望する種目を選択できないことがあるので、かならず下記の種目決定日に出席してください。
- ・各種目とも、定員を超えた場合は、抽選等により受講を許可する学生を決定します。
- ・種目が決定した後は、特別な理由がある場合を除き、決定した種目を変更することはできません。

ア 定時コース

- ・開講種目については、『授業時間割』と「シラバス」を参照してください。
- ・春学期の種目決定は、4月の授業開始第1週に行います。
- ・秋学期の種目決定は、10月の授業開始第1週に行います。
- ・各学期の種目選択の日時・場所は掲示します。
- ・第1年次の地域言語Aの曜日や時限に重なる授業は選択できません。

イ 集中コース（学内および学外）

- ・開講種目については、『授業時間割』と「シラバス」を参照してください。
- ・種目の決定は、春学期の授業開始第2週に行います。
- ・種目選択の日時・場所は掲示します。
- ・学外の集中コースには宿泊費や交通費が必要です。場所・日程等を十分に検討したうえで履修してください。

② 専修プログラムと関連科目、卒業論文・卒業研究

専修プログラムは地域社会研究コース、現代世界論コース、国際関係コースで開かれる「導入科目」、「概論科目」、「選択科目」で構成されます。

(1) 専修プログラム

専修プログラムは、「導入科目」から「概論科目」、「概論科目」から「選択科目」へと、段階的に専門性が深まるよう体系的に組まれています。授業科目名の「A」は春学期・夏学期の開講、「B」は秋学期・冬学期の開講であることを表わしています。

・履修方法

導入科目：各コースで開講されている導入科目から合計8単位を修得する必要があります。そのうち2単位は、所属するコースの授業を含むことが必要です。

概論科目：各コースで開講されている概論科目から合計4単位を修得する必要があります。ただし、このうち最低2単位は、選択したコース（自コース）の概論科目から修得しなくてはなりません。

選択科目：合計34単位を修得する必要があります。履修方法は次の通りです。本ゼミ（指導教員の専門演習または指導教員が指定する専門演習）を4単位、指導教員の開講する卒業論文演習を4単位履修すること。講義科目と本ゼミ以外の専門演習を18単位（うち自コースから10単位以上）履修すること。卒業論文・卒業研究8単位を履修すること。

なお、卒業論文・卒業研究については「(3) 卒業論文または卒業研究」(49ページ)を参照してください。

②履修上の注意

導入科目

- ・ 導入科目は、所属したコースの授業2単位を含む8単位が卒業所要単位数として認定されます。それ以上の単位数を修得した場合は、関連科目として認定されます。

概論科目

- ・ 概論科目は、所属したコースの授業2単位を含む4単位が卒業所要単位数として認定されます。それ以上の単位数を修得した場合は、関連科目として認定されます。

選択科目

- ・ 選択科目は、講義科目、専門演習、卒業論文演習、卒業論文・卒業研究に分類できます。
- ・ 自コースで開講されている講義科目・専門演習（本ゼミ以外）から最低10単位を修得する必要があります。
- ・ 選択科目は、本ゼミ、卒業論文演習、卒業論文・卒業研究以外に、講義科目と専門演習で所属したコースの授業10単位を含む18単位が卒業所要単位数として認定されます。それ以上の単位数を修得した場合は、関連科目として認定されます。

本ゼミ、卒業論文演習、卒業論文・卒業研究

- ・ 本ゼミとは、指導教員が開講する専門演習、または必要に応じて指導教員が指定する常勤教員が開講する専門演習を指し、4単位を修得する必要があります。
- ・ 本ゼミは原則として、卒業論文を提出する年度の前の年度までに修得しなければなりません。
- ・ 卒業論文演習は、卒業論文を提出する年度に4単位修得しなければなりません。ただし、留学等でやむをえず当該年度の春学期に受講できない場合は、指導教員が指定する科目を卒業論文演習に読みかえることができます（所定の手続きが必要）。
- ・ 卒業論文・卒業研究は8単位に相当します。

専門演習

- ・ 指導教員以外の教員が開講している専門演習を履修した場合、「選択科目」として卒業単位に含むことができます。

一般的な注意

- ・ 専修プログラムの履修科目の選択には指導教員の助言を求めることを推奨します。選択科目の講義科目についてはもちろん、概論科目についても、履修についてできる限り助言を得るようにしてください。本ゼミ開始後は他の選択科目の講義科目の履修についても助言を得てください。
- ・ 受講上の条件が付されている授業もあるので、履修に際しては、「シラバス」の「受講上の注意」をよく読んでください。
- ・ 専修プログラムの講義科目の中には、英語で開講される「専修GLIP 科目」と呼ばれる授業があります。これらの科目の履修方法は、日本語で開講される専修科目と同じですが、「英語による科目群」に位置づけられ、留学準備のためなどに推奨される授業です。
詳しくは別冊子の『GLIP 履修ガイド』を参照してください。

専修プログラムの履修年次と卒業に必要な履修単位数をまとめると、次のようになります。

科目区分	授業科目	標準的な履修年次	履修年次	単位数	説明
導入科目	導入科目	第1年次	第1年次～ 第4年次	8	8単位の内、2単位は所属コースの導入科目を含むこと
		第2年次			
概論科目	概論科目	第2年次	第2年次～ 第4年次	4	4単位には、所属するコースのものも2単位含めて履修すること
選択科目	講義・専門演習	第2年次秋学期～ 第4年次	第2年次秋学期～ 第4年次	18	18単位には所属するコースの講義・専門演習（本ゼミ以外）を10単位含めて履修すること
	専門演習（本ゼミ）	第3年次	第3年次～ 第4年次	4	47ページ参照
	卒業論文演習	第4年次	最終年次	4	
	卒業論文・卒業研究	第4年次	最終年次	8	

(2) 関連科目

世界教養プログラムと専修プログラムの、卒業所要単位を超えて修得した以下の科目の単位数は、関連科目として算定します。

- ・ 卒業所要単位を超えて修得した言語科目（ただし再履修可能科目を除く）、地域科目、世界教養科目、スポーツ・身体文化科目。スポーツ・身体文化科目の場合、認められるのは1単位のみです。
- ・ 卒業所要単位を超えて修得した専修プログラム中の科目（導入科目、概論科目、選択科目のうち講義科目・専門演習）
- ・ 言語文化学部の専修プログラム中の科目（卒業論文・卒業研究および卒業論文演習を除く）
- ・ 他大学（国内の単位互換協定校、海外派遣留学先の大学など）で修得した科目

①履修方法

世界教養プログラムと専修プログラム（一部除外）で卒業所要単位数を超えて単位を修得した場合、合計17単位まで「関連科目」として認定されます。また他学部、他コースの専修プログラムの中の単位（卒業論文・卒業研究および卒業論文演習を除く）や他大学（派遣留学先の大学を含む）で修得した単位も「関連科目」として数えることができます。

科目区分	履修年次	必修単位数
関連科目	第1年次～第4年次	17

②履修上の注意

- ・ 関連科目は卒業所要単位に含まれます。自分の学修計画のなかで計画的かつ有効に活用してください。

(3) 卒業論文または卒業研究

卒業論文・卒業研究は、本ゼミの指導教員の卒業論文演習を受講しながら、その指導のもとに作成します。

論文という形式で提出するものを「卒業論文」、作品等の形で提出するものを「卒業研究」といいます。いずれを選択するかは、指導教員と相談して決めてください。

卒業論文・卒業研究の作成のためには、3年次から、専修プログラムの中で開講されている講義科目・専門演習をはじめとする授業を計画的に履修していくことが必要です。こうした履修計画については、指導教員の指導を適宜受けるようにしてください。

①履修方法

- ・ 指導教員が開講する「卒業論文演習」を、卒業論文・卒業研究を提出する第4年次に春学期、秋学期つづけて計4単位修得してください。4月の履修登録期間には、さらに「卒業論文」または「卒業研究」（いずれも8単位）を登録する必要があります。
- ・ 卒業研究を作成する場合も、4月の履修登録時には「卒業論文演習」を登録して履修してください。そのうえで10月の履修登録期間中に教務課に「卒業研究履修登録願」を提出してください。
- ・ 9月卒業を希望する学生は、4月の履修登録期間中に指導教員の「卒業論文演習」（2単位）、「卒業論文」（8単位）、指導教員が指定した自コースの選択科目（2単位）を登録してください。そのうえで、4月の履修登録期間中に教務課へ「9月卒業申請書」を提出してください。9月卒業希望で卒業研究を提出する場合は、必ずあらかじめ教務課の窓口で相談してください。
- ・ 卒業までの手続きは「卒業のための手続き」（29ページ以降）も参照してください。

科目区分	履修年次	必修単位数
卒業論文演習	第4年次	4
卒業論文または卒業研究	第4年次	8

②履修上の注意

- ・ 卒業論文演習の単位数は、春学期・秋学期に2単位ずつ分割して登録します（時間割コードは別）。ただし成績評価は、卒業論文または卒業研究を提出した学年末に、合計4単位として認定されます。
- ・ 卒業論文または卒業研究の単位が認定されない場合には、卒業論文演習の4単位もすべて無効となります。
- ・ 卒業論文演習は関連科目として複数履修することはできません。
- ・ 留学などの理由で休学していた学生が10月1日までに復学し、3月に卒業する場合、または翌年の9月卒業を認められた場合には、卒業論文演習の単位は1学期分を2単位として認定します。
この場合、卒業論文演習の残りの2単位は、指導教員が指定した自コースの選択科目の講義または演習（留学で修得した科目のうち、本学の自コースの選択科目として単位認定された授業を含む）を履修し、修得した2単位によって振り替えることができます。単位振り替えを希望する学生は、所定の用紙に該当する科目名を記入し、指導教員の押印を受けたうえで、履修登録期間中に教務課に提出してください。
- ・ 指導教員の都合により、卒業論文演習が半期しか開講されない場合については、指導教員に相談してください。所定の手続きを経て、別の教員の指導を受けることになります。

③「卒業論文」または「卒業研究」の提出形式

卒業論文

- ・ 日本語または外国語でA4判用紙に執筆してください。
なお、日本語で手書きする場合は、A4判400字詰原稿用紙を使用してください。
- ・ 書式、字数等の規定はありません。指導教員の指示に従ってください。
- ・ 作成した論文は簡易製本し、教務課で配付する「卒業論文・研究届」の用紙を添付して提出してください。

卒業研究

- ・ 「作品」等のほかに、文書による「概要」（タイトル、要旨、方法などを記したもの）を提出してください。
- ・ 「概要」は、日本語または外国語で執筆し、A4判用紙を使用してください。
なお、日本語で手書きする場合は、A4判400字詰原稿用紙を使用してください。
- ・ 提出形式は、指導教員の指示に従ってください。
- ・ 「作品」等は、指導教員に直接提出してください。
- ・ 「概要」は、教務課で配付する所定の用紙を表紙にしてください。なお、表紙の所定欄に指導教員の作品等受領確認印を受けたうえで、提出期間内に教務課へ提出してください。

④「卒業論文」または「卒業研究」の提出期間

- ・ 提出期間と期限は別途配付する『授業時間割』で確認してください。提出期間・時間以外には受け付けられないので十分に注意してください。

3月卒業の場合

受け付け期限	提出先	提出要領
最終年次の1月初旬の 指定された2日間	「卒業論文」は教務課	指定された提出期間の最終日の16時30分 までに教務課に提出してください。期限 を過ぎて提出された場合は、受け付けら れません。
	「卒業研究」の研究成果物は指 導教員、「概要」は教務課	

9月卒業の場合

受け付け期限	提出先	提出要領
7月上旬の指定された 2日間	「卒業論文」は教務課	指定された提出期間の最終日の16時30分 までに教務課に提出してください。期限 を過ぎて提出された場合は、受け付けら れません。
	「卒業研究」の研究成果物は指 導教員、「概要」は教務課	

⑤ 指定期間外の提出が特別に認められる場合

- ・ 病気、あるいは事故等やむをえない理由で提出期間内に提出できない（できそうにない）場合は、指導教員と教務課に速やかに連絡してください。
- ・ 「卒業論文受理願」および遅延理由に関する公的証明書（診断書、事故証明書等）を添付し、提出してください。公的証明書が無いものは受理できません。

⑥ その他の注意

- ・ 卒業論文または卒業研究の郵送による提出はいっさい認めません。
- ・ 卒業論文または卒業研究に合格した学生が、それ以外の「卒業要件」を満たさなかった場合、「卒業論文演習」と「卒業論文」、「卒業研究」の修得単位は、翌年度に限り有効とします。ただし、翌年度1年間休学した場合は、無効になります。
- ・ いったん提出された卒業論文および卒業研究の作品等は返却しません。また、提出後の閲覧または複写などの問い合わせには応じません。必ず、提出前に各自でコピー等により、保存しておくようにしてください。

③ 学期末試験

(1) 学期末試験とは

授業担当教員の指示により実施される試験です。

(2) 受験上の注意

- ・ 全ての試験の答案用紙およびレポートには、学部・学籍番号・学年(クラス)・氏名・履修コード・授業科目・授業題目を記入してください。
- ・ 受験者は、原則として1人おきに着席し、机の右上に必ず「学生証」を提示してください。
- ・ 試験開始後、30分以内は退出できません。
- ・ 試験開始後、30分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得て受験することができます。
- ・ 答案は、解答の有無にかかわらず、署名のうえ、提出してください。
- ・ その他、試験中は、すべて試験監督者等の指示に従ってください。

(3) やむを得ず試験を欠席した場合

以下に該当する場合には、追試験等を受けられることもあります。教務課で公欠届または欠席事由届を受け取り、授業担当教員に提出してください。

- (1) 『東京外国語大学大学院・学士課程における授業の欠席の取扱いに関する申合せ』(P.13参照) 第3条もしくは第4条に該当する場合
- (2) 単位互換協定により、派遣されている大学の試験と本学の試験が重複した場合は、派遣先大学の授業科目の履修を証明するもの

(4) 不正行為

不正行為をした学生には、同一学期、もしくはその年度に受講した全ての科目の成績を不合格とするなどの措置がとられるほか、学則に基づき懲戒されます。

④ 論文・レポートを執筆する際に注意すべきこと

論文・レポートを執筆する際には、必ず守らなければならないルールがあります。自ら考え、調査して得た結論を、正確な事実と情報に基づいて発信していくことで、そのレポートや論文の信頼性が担保され、学術的意義も高まります。ところが、他人の書いた文章や論文を、自分が考え調査したかのようにして記すと、故意でなかったとしても、その学術的意義が損なわれ、社会的にも道義的責任を追求されることとなります。

そこで、本学の学生の皆さんには、レポートや論文を執筆する際のルールをきちんと身につけていただきたいと思い、注意すべきポイントをまとめましたので、十分配慮してください。

1. 誰もが共有していると思われる情報（例えば「ブルネイ・ダルサラーム国の首都はバンダルスリブガワンである」といった情報）を除き、引用・データ・アイディア・文・表現などの情報源を必ず明記しなければなりません。文献・資料については、著者名、書名もしくは論文名、出版社名もしくは掲載雑誌名、掲載頁、（必要に応じて行）を必ず明記すること。

<書誌情報の記載方法は文化や分野により異なります。具体的には授業・ゼミ担当教員の指示に従ってください。書誌情報一般については、本学図書館のサイトを参照してください。

<http://www.tufs.ac.jp/library/guide/literacy/2005/2-6-6.htm>>

Web上の情報であれば、URL及び参照した年月日を明記すること。ただし、そのWeb上の情報に
出典・情報源などの学術的根拠が明示されていない場合は、その情報自体が学術的価値を欠いているものですから、参照すべきではありません。

2. 他人の意見・見解、あるいはデータを引用する際には、出典を明示した上で忠実に引用し、勝手に変更を加えてはいけません。出典を明示せずに、自分の考えのように記すことは剽窃行為であり、ルール違反です。また、外国語のテキストから自分で翻訳して引用する場合も、自分が翻訳したことを必ず明示し、必要に応じて原文も併せて引用することが望まれます。引用部分の提示の仕方については、ゼミ教員などの指示に従ってください。

以上のようなルールを逸脱すると、剽窃・盗用・改竄などの不正行為と見なされ、本学の学則・規程に徴して処罰の対象となりますので十分注意してください。

⑤ 履修コースの変更等

コースおよび指導教員の変更

第2年次のコース・指導教員決定後、または第3年次の途中で、正当な理由がある場合は、コース内での指導教員変更、およびコース変更を伴う指導教員変更が認められます。

いずれの場合も指導教員とよく相談の上、以下の手続きを行ってください。

- ・第2年次の場合（コース・指導教員変更相談期間に手続きを行なう）

所定の期間にコース・指導教員に関する相談願いを教務課に提出してください。その際には、変更願が提出された後に審査があり、認められたか否かの通知をします。

- ・第3年次4月以降の場合

コース変更を伴う指導教員の変更を希望する場合は、その時点までの成績証明書と理由書を添えたコース変更願を教務課に提出してください。旧指導教員と新指導教員の了解が得られていることが必要です。変更願が提出された後に審査があり、認められたか否かの通知をします。

原則として旧コースで修得した本ゼミの単位はそのまま卒業に必要な単位とすることができます。ただし、新指導教員から特別な履修指導がある場合は、それに従ってください。選択科目の単位は、変更後のコースにもとづいて計算し直すことになるので、注意してください。

コース内での指導教員の変更は、旧指導教員と新しい指導教員に相談をして内諾をとったうえで、教務課に所定の届を提出してください。

学部の変更

言語文化学部への転学部は、第2年次から第3年次に進級する段階で認められることがあります。提出された転学部願については慎重な審査が行われ、その可否を所定の手続きにしたがって連絡します。転学部の許可が出なかった場合は、選択コースと指導教員は元のままです。転学部の手続きと申請期日の詳細については、本部管理棟1階の教務課前の掲示板または学務情報システムお知らせしますから、確認してください。

大学院博士前期課程先取り履修制度

所定の手続きを経て、特別に認められた学生は、第4年次に本学大学院博士前期課程の授業を10単位を上限に、先取りして履修することができます。これにより、本学大学院入学後に在学期間短縮を申請して許可されれば、残りの単位を1年間で修得し、修士論文を提出のうえ、5年間で修士号を取得することも可能です。

ただし、大学院入学後の専攻によっては先取り履修科目のすべてが大学院科目として認定されるには限りません。また、入学後の1年間で残りの必要単位を修得し、同時に修士論文を作成するためには事前の十分な計画が必要です。指導教員とよく相談してください。

第三部

教育職員免許状の取得

教員免許取得を希望する学生へ

卒業に必要な単位の他に、所定の単位を修得し教育実習を行うことによって、中学校・高等学校の教員免許を取得できる「教職課程」を開講しています。

免許の種類は、言語文化学部言語文化学科では、中学校教諭一種（外国語）、高等学校教諭一種（外国語）、国際社会学部国際社会学科では、中学校教諭一種（社会）、高等学校教諭一種（地理歴史）です。

このうち外国語については、英語だけではなく、いくつかの地域言語についても教員免許を取得できることになります。本学で資格を得ることができる免許状の種類と免許教科については、『教職ガイド』を参照してください。

教員免許取得には、卒業所要単位に算入できる科目とは別に、卒業単位に算入されない、「教職に関する科目」、「情報技法A/B」の単位の修得が必要です。さらに中学校の教員免許の場合は介護等体験が課せられます。

なお、留学などを予定している場合、また第3年次から編入学した場合は、標準の年限では免許取得に必要な単位を修得が困難な場合もありますので、合理的で無理のない履修計画を立ててください。

教職課程の詳しい履修方法に関しては、別途配付する『教職ガイド』を参照してください。

I. 教職課程の概略

教職課程：本学で教員免許状を取得するための単位一覧

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	免許法第66の6条に定める科目
20単位 ※	38単位 (中学校) 30単位 (高等学校)	8単位 (中学校) 16単位 (高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 2単位 ・体育 2単位 ・外国語コミュニケーション 2単位 ・情報機器の操作 2単位

※外国語の教員免許の一部に「教科に関する科目」の最低修得単位数が22単位のものがあります。

- 教職カルテの作成
1. 教職カルテ① < 教職関連科目の履修状況 >
 2. 教職カルテ② < 自己評価シート >

介護等体験事前指導オリエンテーション (中学校1種免許状取得希望者のみ)

1. 第1～2(3)年次の5、6月
介護等体験事前指導説明会に参加し「介護等体験事前指導参加申込書」を入手する
2. 事前指導説明会后1週間以内
「介護等体験事前指導参加申込書」を提出する
3. 第1～2(3)年次の6、7月
車椅子操作実習に参加し、1週間以内に感想文を提出する
4. 第1～2(3)年次の12月
講演会に参加し、1週間以内に感想文を提出する
5. 第2～3(4)年次の3月下旬～4月上旬
「介護等体験申込書」を提出する
6. 第2～3(4)年次の6月下旬～翌年2月
体験に参加

教育実習

1. 第3年次の4月上旬
実習希望校に学生が直接連絡を取り、受入れ校を確保する
2. 第3年次の4月下旬
教育実習説明会に参加し、「教育実習参加意志確認調書」を入手する
3. 第3年次の5月下旬～9月上旬
「教育実習参加意志確認調書」を教務課に提出する
4. 第3年次の5月下旬～10月中旬
大学から、教育実習受入れ校へ依頼状を送付する
5. 第3年次の5月下旬～3月末
受入れ校から大学宛に送付されてきた承諾書の写しを受け取る
6. 第4年次の5月～9月(教育実践演習開始までに)
教育実習

第四部

留学、休学、復学

I. 留学

留学するためには、短期海外留学の他に次の3つの方法があります。

①「派遣留学」②「休学留学」③「休学（海外研修等）」です。

それぞれの手続きについては、次ページの表および教務課で配付している「留学・単位認定に関する手続きマニュアル」を参照してください。

① 派遣留学制度

派遣留学は、学生が、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学に、3ヶ月以上1年以内の範囲で交換留学生として派遣される制度です。留学先で修得した単位は、本学の単位に読み替え、単位認定を受けることが可能です。派遣留学および休学留学等を含む他大学で修得した単位認定の上限は、60単位です。

大学間交流協定校へは第3年次以降に留学できますが、第2年次春学期試験終了後から留学することが可能な協定校もあります。

協定校への派遣留学を希望する場合、派遣される前年度の秋に実施される選考試験を受ける必要があります。

仮に第2年次春学期試験終了後からの留学を希望する場合、第1年次の秋に実施される選考試験を受けなくてはなりませんので、第1年次春学期からしっかり準備を進めてください。つまり、第2年次春学期終了時には進級要件を満たせるように計画的に履修しなくてはなりません。

派遣留学の制度を利用して、第4年次の秋から1年間、協定校に派遣留学し、翌年度の9月に卒業することを希望する場合は、派遣前からそのための手続きが必要になります。詳しくは、「③派遣留学者の9月卒業」(30ページ)を参照してください。

指導教員（2年生の場合は希望する指導教員）との連絡は頻繁に取りましょう。

② 休学留学

休学留学とは、第3年次以上の学生が、休学したうえで、原則として、6ヶ月以上1年以内の範囲で以下の2つの方法で海外の大学等に行く場合が対象になります。教務課に事前申請している場合、留学先で修得した単位を、本学の授業に読み替え、単位認定を受けることが可能です。

派遣留学および休学留学等を含む他大学で修得した単位認定の上限は、60単位です。

①本学と大学間交流協定を締結している海外の大学に、本学を通さず本人が直接申請して留学する場合

②本学と大学間交流協定を締結していないが、本学が十分な教育内容とレベルを有すると認めた海外の大学等に留学する場合

②に関しては、留学先の大学等が十分な教育内容とレベルを有する機関かどうかを委員会で審議します。審議によっては認められない場合もありますので、注意してください。認められない場合は、「休学留学」ではなく、次項の「海外研修等」扱いとなりますので、帰国後の単位認定はできません。

③ 休学（海外研修等）

留学先で修得した単位を本学の授業の単位に読み替えない場合は、休学手続きをとって、海外の大学や語学学校などで研修することもできます。

休学については、「II. 休学」(62ページ)を参照してください。

留学の方法

派遣留学、休学留学、海外研修等の事務手続きは、それぞれ以下のとおりです。

	派遣留学	休学	
		休学留学	海外研修等
内 容	大学間交流協定校へ大学を通して留学すること。	休学したうえで、大学間交流協定校に大学を通さずに個人的に留学すること。または本学が十分な教育内容と、レベルを有すると認めた外国の大学等に留学すること。	休学したうえで、個人的に探した海外の大学や語学学校に留学すること、またはインターンシップ等に参加すること。
単 位 認 定 (注2)	先方大学の成績を単位認定可能(注2)	休学留学する前に申請した場合のみ、先方大学で修得した単位を認定することが可能。	先方の海外の大学や語学学校で修得した単位は認定できない。
期 間	3ヶ月以上1年未満	原則として、6ヶ月以上1年未満	最長3年
授 業 料	本学へ授業料納付 留学先は免除	本学の授業料免除 留学先の授業料は納付 (一部の国は除く)	本学の授業料免除(ただし、休学する期日により、授業料免除されない場合がある。)
学 年 進 行	進級(修学年限および在学年限に通算する。)	留年(修学年限および在学年限に通算しない)	留年(修学年限および在学年限に通算しない)
学籍異動時 の学年	第2年次春学期試験終了後または第3年次以上	第3年次以上	全学年
学籍異動前 に提出する 書類と入手 先、提出先	留学願、留学計画書 (入手先、提出先: 留学生課)	休学願、休学留学申請書、 受入大学等の内容が分かる資料・ 入学許可書等(入手先、提出先: 教務課)	休学願、受入大学等の入学許可書等 (入手先、提出先: 教務課)
海外渡航前 に提出する書 類と提出時 期・提出先	留学する1ヶ月前	休学する1ヶ月前	休学する1ヶ月前
	海外に出かける期間が授業期間を含む場合: 海外旅行届 (提出先: 留学支援共同利用センター) 海外に出かける期間が授業期間を含まない場合: 海外旅行届 (提出先: 留学支援共同利用センター)		
学籍異動終了 後に提出する 書類と提出時 期、提出先	留学終了届(提出時期: 帰国後速やかに、提出先: 留学生課) 単位認定申請書および先方大学の成績証明書、シラバス等 (提出時期: 帰国後速やかに、提出先: 教務課)	復学届(提出時期: 復学する日の1ヶ月前まで、提出先: 教務課) 留学終了届(提出時期: 速やかに、提出先: 教務課) 単位認定申請書および先方大学の成績証明書、シラバス等 (提出時期: 帰国後速やかに、提出先: 教務課)	復学届(提出時期: 復学する日の1ヶ月前まで、提出先: 教務課)

注(1) 単位認定には、協議会での承認が必要ですので、教務課で所定の手続きをとってください。審議結果によっては、単位が認定されない場合があります。手続きについて、詳しくは教務課窓口で配付している「留学・単位認定に関する手続きマニュアル」を参照してください。

(2) 派遣留学・休学留学等を含む他大学等で修得した単位は、60単位を上限として卒業所要単位とすることができます。

Ⅱ. 休学

① 休学

疾病、その他の理由により、継続して2ヶ月以上修学することができない場合、学長の許可を得て休学することができます。ただし、休学期間中は、履修登録はできませんので注意してください。

② 休学の要件

休学の要件については、以下を参照してください。

- (1) 病気のため継続して2ヶ月以上修学することができないとき
- (2) 海外の教育・研究施設において修学するため2ヶ月以上本学で修学できないとき
- (3) 海外における調査・見学のため2ヶ月以上本学で修学できないとき
- (4) 経済的理由によって2ヶ月以上本学で修学できないとき
- (5) 以上に定めるもののほか、特別の理由があるとき

内 容	病気、経済的理由、家庭の事情、進路の再考等
授 業 料	本学の授業料は免除する（ただし、休学を届けた日によっては、授業料が免除されない場合もありますので、注意してください）
学 年 進 行	留年（修学年限および在学年限に通算しない）
休学可能な学年	全学年
学籍異動前に提出する書類と提出先	診断書、理由書、参考資料（提出先：教務課）
海外渡航前に提出する書類の提出時期	休学する1ヶ月前
学籍異動終了後に提出する書類と提出時期・提出先	復学届（提出時期：復学する日の1ヶ月前まで、提出先：教務課） なお、病気で休学した場合は、復学できる旨の診断書を添付してください。

③ 休学の手続き

休学する日の1ヶ月前までに、教務課に休学願を提出してください。休学願には、保証人の認印のほか、言語文化学部の1・2年生においては地域言語代表教員、国際社会学部の1・2年生においては地域代表教員の認印が、3・4年生においては指導教員の認印が必要となりますので、早めに手続きしてください。

なお、休学願の用紙は教務課にあります。大学のホームページからダウンロードすることもできます。学部学生は、合計して3年間まで休学ができます。ただし、1回の「休学願」で申請できるのは、最長1年間ですので、休学の継続を希望する場合には、休学期間が満了する1ヶ月前までに、再度「休学願」を提出してください。

④ 休学終了の手続き

休学期間が満了する1ヶ月前までに、「復学届」を教務課に提出しなければなりません。

復学については次の「Ⅲ. 復学」を参照してください。

⑤ 注意

休学して海外の大学や語学学校へ留学する際の手続きは、60ページの表中の「休学（海外研修等）」を参照してください。

Ⅲ. 復学

① 復学

休学および休学留学した学生は、休学および休学留学の期間が終了する1ヶ月前までに、「復学届」を教務課に提出してください。なお、休学および休学留学の期間中に復学を希望する場合は、「復学願」を教務課に提出してください。許可が得られた場合、休学期間の途中で復学することができます。

② 復学者の科目履修

学年暦の途中で休学し、復学した場合、休学以前に履修登録していた科目について、継続聴講届を出すことにより継続聴講が認められる場合があります。以下を参照してください。

(1) 学期単位で開講される授業の場合

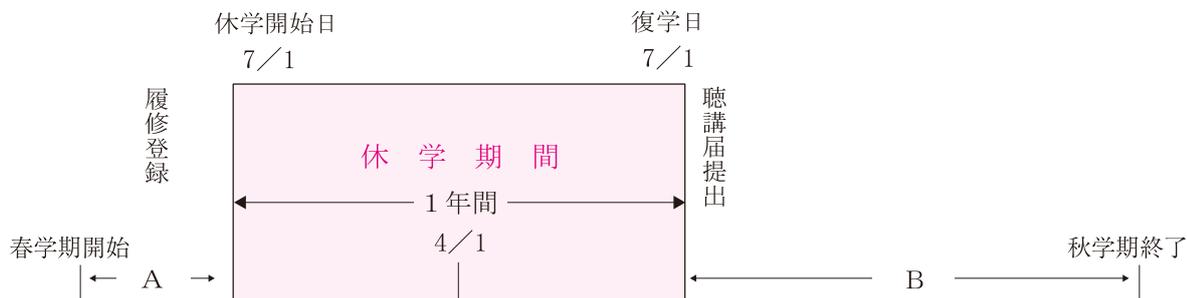
例 5月1日に休学し、翌年5月1日に復学した場合（休学期間1年間）



休学前に履修した期間Aと、復学後に履修する期間Bを合わせて履修すると、継続聴講が認められます。

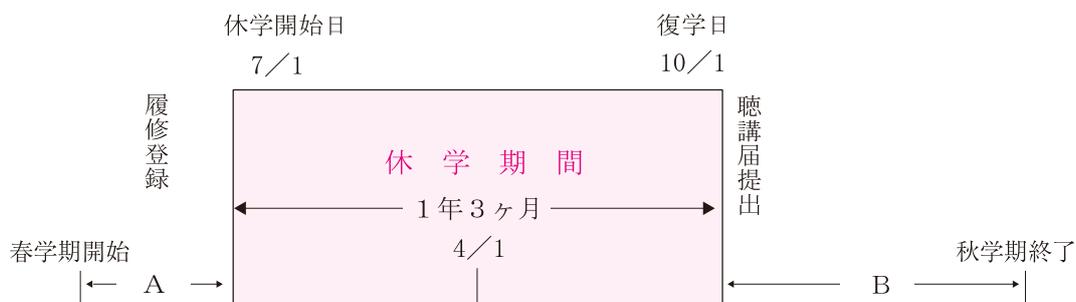
(2) 通年開講授業の場合

例1 7月1日に休学し、翌年7月1日に復学した場合（休学期間1年間）



休学前に履修した期間Aと、復学後に履修する期間Bを合わせて履修すると、継続聴講が認められます。

例2 7月1日に休学し、翌年10月1日に復学した場合（休学期間1年3ヶ月）



休学前に履修した期間Aと、復学後に履修する期間Bを合わせても、必要な履修期間を満たさないの
で、継続聴講は認められません。

第五部

単位認定、他大学への派遣等

I. 入学時の単位認定

① 第1年次に入学した大学等卒業者等の既修得単位の認定

本学入学以前に、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の卒業者、中途退学者または他大学等の科目等履修生であった学生で、既に修得した単位がある場合、第1年次に入学した時点で、本学における授業にそれを読み替え、審査の上、単位認定される制度があります。

この単位認定は、入学年度の所定の期日を過ぎると申請できませんので注意してください。手続きについては、次のとおりです。

☆対象

- ① 国内（外）の大学
- ② 国内（外）の短大
- ③ 短期大学専攻科
- ④ 高等専門学校専攻科
- ⑤ 大学専攻科
- ⑥ 高等専門学校の課程
- ⑦ 専修学校専門課程のうち2年以上のもの
- ⑧ 科目等履修生

単位認定科目 ・認定単位数	提出書類	提出期間	提出先	備考
GLIP 英語科目 教養外国語 基礎リテラシー 基礎演習 世界教養科目 スポーツ・身体文化科目 導入科目 合計60単位まで	・単位認定願 ・前大学等の成績証明書 ・該当科目の講義内容が明記してあるもの ・卒業証明書（中途退学者は退学証明書）	4月初旬 詳しい日程は入学手続き時の案内を参照してください。	教務課	・審査のうえ本学で開講されている授業科目に該当する場合は単位を認定します。 ・特に、高等専門学校および専修学校の専門課程で修得したものは大学教育に相当する水準のもののみ単位として認定します。 ・この単位認定にもとづき本学における卒業所要単位が充足されない場合は、その不足単位を修得してください。

② 第3年次に編入学した大学等卒業者等の既修得単位の認定

第3年次編入学者で、すでに前大学等で修得した単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる制度があります。単位認定の上限は、以下の【入学をもって単位認定する科目】と【審査の上、単位認定する科目】を併せて63単位までです。

この単位認定は、入学年度の所定の期日を過ぎると申請できませんので注意してください。

【入学をもって単位認定する科目】

- ・地域言語科目・・・20単位

(地域言語A I 10単位、地域言語A II 10単位。ただし、北西ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニア地域、日本地域は地域言語A I 10単位、地域言語A II 8単位、中央アジア地域(ロシア語)、アフリカ地域は、地域言語A I 10単位、地域言語A II 4単位、日本地域(JP2)は地域言語A I 14単位、地域言語A II 10単位。)

- ・地域基礎科目・・・6単位
- ・基礎リテラシー・・・1単位
- ・基礎演習・・・2単位
- ・導入科目・・・8単位

【審査の上、単位認定する科目】

単位認定科目 ・認定単位数	提出書類	提出期間	提出先	備考
GLIP 英語科目 教養外国語 地域言語C 概論科目 世界教養科目 スポーツ・身体文化科目	<ul style="list-style-type: none"> ・単位認定願 ・前大学等の成績証明書 ・該当科目の講義内容が明記してあるもの ・卒業証明書(中途退学者は退学証明書) 	3月中旬 成績証明書が締め切り日までに間に合わない時は、あらかじめ教務課まで届けてください。	教務課	<ul style="list-style-type: none"> ・審査のうえ、本学で開講されている授業科目に該当する場合は単位を認定します。 ・既修得単位数に応じて、特定の授業科目が指定され、履修上の指導が行われることがあります。

③ 第3年次編入学生の扱いについて

- ・入学時期、修業年限および在学年限
入学時期は、4月とします。第3年次編入学生の修業年限は2年、在学年限は4年とします。
- ・卒業資格および学位
別表に示した卒業に必要な最低修得単位数(既修得単位数を含む125単位)を修得した者には、学士(言語・地域文化)の学位を授与します。
- ・第3年次編入学生の卒業所要単位数は、入学の前々年度の規則が適用されます。
例:2016年(平成28年)度に第3年次編入した学生は、2014年(平成26年)度の規則が適用されます。

④ 地域言語既習入学生の振替履修の扱いについて

英語、日本語を除く地域言語では、帰国子女など、地域言語の既習入学生を対象に、地域言語の振替履修を認めています。

詳細については、入学時のオリエンテーションで教員の説明を受け、希望する場合は所定の期間に申請書を教務課に提出してください。

*振替履修とは、すでに高度な語学力を持っている学生が、地域言語A Iに代わって地域言語A II等を履修することにより地域言語の単位を修得する制度です。

Ⅱ. 他大学等への派遣制度等

学生が、本学学生としての身分を保有したまま、学長の許可を得て他大学等において授業科目を履修しようとする場合の学生の派遣は、国立大学法人東京外国語大学派遣学生規程に基づいて行われます(規程は Web 上に掲載しているので確認してください)。

なお、派遣で修得した単位数には1年間の履修登録単位数の上限を50単位とする50単位上限ルール(35ページ)が適用されますから履修登録の際には充分注意してください。ただし、四大学連合憲章による制度には例外があります。(69ページ以後参照) また、受け入れ大学において修得できる単位数のうち、卒業単位として認定できる単位数は、留学などによる単位認定と併せて60単位までです。

	協定制度	派遣先大学	派遣年次	募集時期
①	多摩地区国立5大学単位互換制度	東京農工大学・東京学芸大学・電気通信大学・一橋大学	第2年次から	毎年1月下旬か2月上旬および6月上旬の2度
②	四大学連合憲章による制度	東京工業大学	第2年次から	第1年次1月下旬
③	東京女子大学との単位互換制度	東京女子大学	第3年次から	毎年3月下旬か4月上旬
④	EU Institute in Japan(EUIJ)東京コンソーシアムにおける四大学間の単位互換協定	一橋大学、国際基督教大学、津田塾大学	第2年次から	毎年3月下旬か4月上旬
⑤	お茶の水女子大学との単位互換協定	お茶の水女子大学	第2年次から	毎年3月下旬か4月上旬
⑥	首都大学東京との単位互換協定	首都大学東京	第2年次から	毎年3月下旬か4月上旬および6月上旬の2度
⑦	国際基督教大学との単位互換協定	国際基督教大学	第2年次から	TACにより募集
⑧	津田塾大学との単位互換制度	津田塾大学	第2年次から	毎年3月下旬か4月上旬
⑨	TAC単位互換制度	国際基督教大学、国立音楽大学、武蔵野美術大学、東京経済大学、津田塾大学	第2年次から	毎年3月下旬～4月上旬(国際基督教大学のみ3月下旬、9月中旬、11月中旬の3度)
⑩	東京農工大学との単位互換制度	東京農工大学	第2年次から	7月中旬、1月下旬
⑪	清泉女子大学との単位互換協定	清泉女子大学		毎年3月下旬か4月上旬

① 多摩地区国立5大学単位互換制度

1. 本制度の実施趣旨

本制度は、多摩地区国立5大学間の相互の交流と教育課程の充実を図ることを目的とする。

本制度により、受入大学で授業科目を履修し授与された単位は、本学において修得した単位として認定する。

2. 受入大学

東京農工大学、東京学芸大学、電気通信大学、一橋大学

3. 実施方法

(1) 出願資格

本学に在籍する2年次以上の学部学生

(2) 受入大学での身分

特別聴講学生

- (3) **授業料等**
特別聴講学生の検定料・入学料および授業料は徴収しない。
- (4) **履修可能な科目**
受入大学の履修対象授業科目一覧による。
- (5) **履修計画**
本学から受入大学までの通学時間を念頭に置き、履修計画を立てること。
受入大学で履修する授業の前後の時限では、本学の授業科目を履修することは不可能であるので、その点を考慮のうえ履修計画を立てること。
- (6) **履修期間**
履修する授業科目が開講される学期または年度とし、1年以内とする。
- (7) **定期試験等の実施方法**
履修科目に係わる受験上の取扱いおよび追試験・再試験の実施等については、受入大学の規則による。
また、本学と受入大学の試験日時が重複した場合には、本学の授業科目について、追試等の措置をする。
- (8) **単位認定等**
受入大学において授与された単位は、本学の科目区分、「教養科目（基礎リテラシー・基礎演習およびスポーツ・身体文化科目を除く）」、「専修科目（導入科目、概論科目、卒業論文演習を除く選択科目）」として開講している授業科目または「関連科目」のいずれかに振り替える。どの科目に振り替えるかは、本人の申請に基づき、受入大学の授業内容により本学が判断する。
単位認定にあたっては、単位修得後、受入大学の授業概要のコピーを申請書に添付し、教務課窓口で認定の手続きを行うこと。手続きの詳細は、時期が来たら掲示により連絡する。
- (9) **成績原簿への記載**
単位の認定された授業科目の成績原簿への記載は「認」とする。単位については、受入大学で修得した単位数を記載する。
授業科目の名称は「教養科目」、「専修科目」として開講している授業科目に振り替えた場合は当該授業科目とし、受入大学名を併記する。「関連科目」に振り替えた場合は、受入大学での授業科目名とし、受入大学名を併記する。

② 四大学連合憲章による制度

(1) 東京外国語大学－東京工業大学複合領域コース 履修制度案内

四大学とは、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学のことです。
現在は、東京工業大学とのみ単位互換が実施されています。

1. 制度の概要

- ① 東京外国語大学と東京工業大学は、「四大学連合憲章」に基づき、相互の交流と教育課程の充実を図ることを目的として、学部学生の「複合領域コース」に関する協定書を締結し、単位互換を実施する。
- ② 本学在学中に、「東京外国語大学－東京工業大学複合領域コース」(以下「複合領域コース」という。)に定められた履修科目の所要単位を修得し、かつ卒業要件を満たした場合には、東京外国語大学長が複合領域コースの修了を認定する。
- ③ 複合領域コースで修得した単位で、所属大学の卒業所要単位として認定できる授業科目の単位の扱いは、所属大学が定める履修規則等による。

- ④ 受け入れ大学での学生の身分は、特別聴講学生とする。
- ⑤ 東京外国語大学における複合領域コースの扱いは、東京外国語大学学則第28条に定める「履修コース」とは区別して取り扱うものとする。

2. 出願資格等

(1) 出願資格

東京外国語大学または東京工業大学に入学した学部学生で、入学後2年目に（平成28年4月入学者の場合、平成29年4月1日現在で）第2年次に在籍する者を対象とする。

(2) 授業料等

複合領域コースの特別聴講学生にかかる検定料・入学料および授業料は徴収しない。

3. 科目履修等

(1) 履修科目および修得単位数

特別聴講学生は、複合領域コースで開講されている授業科目を履修するものとする。なお、授業内容の詳細は、各大学のシラバスを参照のこと。

(2) 履修計画

- ・履修登録単位数については、東京外国語大学では年間50単位を上限としているが、複合領域コース履修者については、東京工業大学で開講される授業科目の履修に限って、この制限をはずす。
- ・履修計画の策定に当たっては、複合領域コース担当指導教員に相談し、モデルのカリキュラムにより指導を受ける等して、複合領域コースの内容、東京外国語大学の履修内容との関係等を十分承知のうえ、行うこと。
- ・複合領域コースの授業科目の履修は、第2年次から第4年次までの間に行うものとし、履修の順序および学年による制限は設けない。
- ・2大学間の通学時間を念頭のうえ、無理のない履修計画を作成すること。

(3) 複合領域コースの履修期間

複合領域コースの履修期間は、特別聴講学生が所属大学に在籍している期間とする。

(4) 試験の実施等

試験の実施、受験上の取り扱いおよび追試験の実施等については、協定大学の定めるところによる。なお、2大学の試験日時が重複した場合には、事前に所属大学の教務課の指示を受けること。

(5) 協定大学の施設の利用

特別聴講学生は、履修上必要な施設・設備（附属図書館、食堂等）を利用することができる。通学および施設利用の際には、協定大学が発行する「特別聴講学生証」および所属大学の学生証を携行し、求めに応じて提示すること。

4. 出願手続き等

(1) 出願方法

出願は、所属大学を通じて行う。

出願者は、複合領域コースの「志願書」を提出すること。

(2) 出願期間

所属大学が定める所定の期間に出願手続きを行うこと。なお、出願期間は、別途掲示により通知する。

(3) 受講者の決定および通知

受講者は、所属大学のコース担当者による書類選考、また、必要に応じ面接等により決定される。

5. 単位認定および学業成績

(1) 単位認定

- ① 複合領域コース開設科目のうち、所属大学において開設する授業科目については、東京外国語大学の卒業所要単位に含めることができる。また、複合領域コース開講科目の中に、既に第1年次で修得した単位がある場合には、複合領域コースの修得単位に含めることができる。
- ② 複合領域コース開設科目のうち、東京工業大学の開設科目については、東京工業大学からの成績通知に基づき、東京外国語大学の定める規程等により、東京外国語大学の授業科目および単位に読み替えのうえ、卒業所要単位として認定する。なお、授業科目の内容が読み替えできない場合は、「関連科目」の単位として認定する。
- ③ 途中で複合領域コースを離脱した場合には、東京工業大学で修得した授業科目の単位は、「関連科目」の単位として認定する。

(2) 学業成績

東京工業大学で単位を認定された授業科目の東京外国語大学の成績原簿への記載については、東京工業大学における成績を東京外国語大学の成績評語に換えて転記する。

6. 複合領域コース修了証明書

複合領域コース修了者には、履修コース名を記載した修了証書を発行する。

7. 履修案内の問い合わせ先等

(1) 東京工業大学の所在地と問い合わせ先

〒152-8550 東京都目黒区大岡山2-12-1

学務部教務課 TEL 03-5734-3007

東急目蒲線または東急大井町線「大岡山駅」下車徒歩2分

所要通学時間 約70分

(2) 東京工業大学の授業時間割

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:00~10:30	10:45~12:15	13:20~14:50	15:05~16:35	16:50~18:20

(2) 国際テクニカルライティング・コース

東京工業大学—東京外国語大学2大学募集要項

近年の急速で著しいグローバル化、ボーダーレス化の進展に伴い、企業の海外進出のみならず、産業の国際的再編が日常的に行われる時代が到来している。技術者にとっても外国語の文献を読む能力だけでなく、最新の技術情報を論文や仕様書として発信し、成果を発表し、外国語で交渉できる能力が必須となってきている。また、技術者と一緒になって、技術言語を理解し、外国事情に通じ、外国語を駆使できるエキスパートとしての産業人の養成も強く求められている。

このコースでは、こうした産業界から強く求められている国際的エンジニアおよびテクニカルライターを養成し、グローバル化された国際ビジネスのエリアに優れた人材を供給することを目的とする。

このコースのコアカリキュラムとしては、実用性の高い外国語能力と工学の基本思想とに精通した専門家の養成を目指す。英語を中心とする国際語に精通するだけでなく、日本の産業界との結びつきの強いアメリカ、アジア、ヨーロッパ、中南米の各国語およびそれらの地域の文化や事情にも通じた国際人の養成を目指す。

1. 募集対象者、募集期間

2年次進級予定者を対象に、1月下旬頃に募集する。

2. 履修期間

2年次から卒業時まで

3. 履修登録

- (1) 科目登録期間 4月中旬
- (2) 受付窓口 教務課

4. 履修要領

(1) 修了所要単位

2大学で合計20単位（各大学10単位以上）。修了要件は次の表のとおり。

東京外国語大学	本学が本コースにて開設する「推奨科目」から6単位以上、「選択科目」から4単位以上の計10単位以上	各大学10単位以上
東京工業大学	本コース開設科目から10単位以上	

なお、本コースを修了した学生には、その証明として四大学連合による国際テクニカルライティング・コース修了証が発行される。

(2) 開講科目および開講曜日・時限

開講科目一覧（1月の説明会で配付）のとおり。

(3) 履修相談

本コースの説明会は、第2年次以上の学生を対象に1月に行うので掲示に注意すること。開講科目一覧はこの説明会で配付される。

(4) アカデミック・アドバイザー

（責任者） 大谷 直輝

鈴木 陽子

（問い合わせ先） tw@tuts.ac.jp

5. 履修上の注意事項

- (1) 本コースは東京工業大学との連携プログラムであり、学則に定められた卒業要件としてのコースではない。本コースを履修するものは、各学部が開講されたいずれか一つのコースを選んで、同時に履修すること。
- (2) 修了所要単位は、本学で開設する「推奨科目」（GLIP 英語科目「英語B」）を6単位以上、「選択科目」（「世界教養科目」、「導入科目」、「概論科目」）を4単位の計10単位以上、および東京工業大学で開設する本コースの科目の中から10単位以上を修得すること。

6. 単位の認定について

- (1) 東京工業大学で開設されている本コースの科目を履修し、修得した単位については、本学の授業科目および単位に読み替えのうえ、卒業所要単位として認定する。なお、授業科目が読み替えできない場合は、講義内容に応じて「関連科目」の単位として認定する。
- (2) 本コースの科目は、GLIP英語科目「英語B」として開講する。従って、これらの科目の単位は本コースの単位であると同時に卒業所要単位としても充当することができる。その場合には、

卒業に必要な「GLIP 英語科目・教養外国語の必修単位」の履修要件も同時に満たすように単位を修得すること。なお、本コースを履修する学生は Academic English : Technical Writing の科目を、抽選を経ずに優先的に履修することができる。

- (3) 東京外国語大学の学生で、GLIP 英語科目・教養外国語の必修6単位を超えて修得した単位は、卒業所要単位のうち、言語科目の「選択必修科目」あるいは「関連科目」の単位として認定することができる。
- (4) 東京外国語大学の学生で、英語を地域言語 A として履修する学生の場合、本コースで修得した単位は、Academic English : Technical Writing 科目も含め卒業所要単位のうち、言語科目の「選択必修科目」あるいは「関連科目」の単位として認定することができる。

③ 東京女子大学との単位互換制度

東京外国語大学と東京女子大学との単位互換に関する実施要項

1. 東京外国語大学と東京女子大学（以下「両大学」という。）の大学間における単位互換に関する事務手続、運用体制等については、この要項に基づき実施することとする。

2. 実施学部

- (1) 東京外国語大学 言語文化学部・国際社会学部
- (2) 東京女子大学 現代教養学部

3. 出願資格

特別聴講学生として出願できる者は、両大学に在学する3年次以上の学部学生とし、科目等履修生および研究生等を除く。

4. 互換学生数

受入れる学生数の上限は、受入れ大学の定めるところによる。

5. 履修科目および単位数

- (1) 特別聴講学生が履修できる授業科目は、受入れ大学が定める。
- (2) 特別聴講学生が履修できる単位数の上限は派遣大学において定めるところによる。

6. 特別聴講学生の受入れ手続き

- (1) 特別聴講学生として志願する学生は、所定の期間に履修申請書（別記様式）を所属大学に提出する。
- (2) 派遣大学は希望学生を取りまとめ、選考の上受入れ大学の長または当該部局の長へ受入れを依頼する。
- (3) 受入れ大学は、受入れの可否を派遣大学へ通知する。
- (4) 派遣大学は、出願学生に速やかに受入れの可否を通知する。

7. ガイダンスの実施

- (1) 派遣大学は、希望学生に対するガイダンスを行い、所属学生に対して、特に次の点について注意を促すこととする。
 - ① 申請した授業科目の変更および取消しは、原則として認めない。

- ② 受入れ大学と派遣大学の講義時間帯およびキャンパス間の移動時間を考慮して履修を申請する授業科目を決定する。
 - ③ 受入れ大学の諸規則を遵守する。
 - ④ その他受入れ大学が特に注意する事項
- (2) 受入れ大学は、各大学の定めるところにより、特別聴講学生に必要な説明を行う。

8. 履修

- (1) 特別聴講学生は、所属大学において在籍する年次の上位年次に配当されている授業科目を履修することができない。
- (2) 許可を受けた授業科目の変更および履修の取消しは、認めない。ただし、卒業、進級等やむを得ない事情がある場合は、所属大学の判断により当該授業科目の履修の許可を取り消すこととし、速やかに受入大学にその旨通知する。

9. 「特別聴講学生証」の発行

受入れ大学は、特別聴講学生証を当該学生に交付する。

10. 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生の履修する授業科目の開設年度または開設学期とする。

11. 試験の実施方法

- (1) 受験上の取り扱いおよび追試験の実施については、受入れ大学の規則の定めるところによる。
- (2) 試験日程等に関する通知は、受入れ大学が通常その大学の学生に対する通知方法により行い、特別聴講学生の責任において確認することとする。ただし、緊急に通知する必要がある場合は、派遣大学に通知することがある。
- (3) 派遣大学と受入れ大学の試験日時が重複した場合は、派遣大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。
- (4) 不合格科目に対する再試験等は、行わない。

12. 成績の通知、管理および成績証明書の発行

- (1) 受入れ大学は、特別聴講学生の成績（欠席等成績以外の情報を含む。）を所定期日までに派遣大学に通知する。追試験等を行った場合も、同様とする。
- (2) 成績評価は、受入れ大学の基準および表示方法により行い、派遣大学において、当該大学の基準および表示方法に置き換えて認定する。
- (3) 成績の管理は、派遣大学が行う。
- (4) 成績に関する質問は、受入れ大学の定めるところによる。
- (5) 成績証明書は、原則として派遣大学が発行する。受入れ大学は、原則として、受入れた学生の履修および成績に関する証明を行わない。

13. 施設等の利用

特別聴講学生の履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

14. 特別聴講学生に係る通知

- (1) 特別聴講学生が、休学、退学等をした場合は、派遣大学は受入れ大学へ通知する。

- (2) 特別聴講学生が履修している授業の変更、試験日程（日程の変更を含む）等については、受入れ大学が派遣大学へ通知する。

15. 授業中の事故等への対応

特別聴講学生が授業中に事故等にあった場合の対応は、次のとおりとする。

- ① 急を要する治療が必要な場合は、受入れ大学の診療施設を利用することができる。
- ② 生命にかかわるような重大な事故等が発生した場合は、直ちに受入れ大学において取り得る救急措置を講じるとともに、速やかに所属大学に通知し、救急措置に必要な保健情報の提供その他必要な事項について、当該大学間で対応を協議する。
- ③ ①および②において学生教育研究災害傷害保険を適用する場合の手続は、当該学生の所属大学が行う。

16. 連絡会議

- (1) 本実施要項による単位互換を円滑に実施するため、連絡会議を置く。
- (2) 連絡会議は、必要に応じ開催するものとする。

17. 改正

本実施要項の改正は連絡会議での協議により行う。

18. 発効

この実施要項は、平成24年4月1日から効力を生じるものとし、平成16年6月16日付けで取り決めた「東京外国語大学と東京女子大学との単位互換に関する実施要項」は、平成24年3月31日をもって廃止する。

19. 適用

「2 実施学部」の規定にかかわらず、東京女子大学文理学部および現代文化学部が存続する間、当該学部に在学する学生は、本実施要項の適用を受けるものとする。

④ EU Institute in Japan (EUIJ) 東京コンソーシアムにおける四大学間の単位互換協定

EU Institute in Japan プログラム (EU コース) 制度の概要

四大学（一橋大学、国際基督教大学、東京外国語大学および津田塾大学）は、EU Institute in Japan (EUIJ) 東京コンソーシアム協定書に基づき、EUに関する教育プログラム（EU コース）が開設する授業科目（EU 関係授業科目）を相互に提供することにより、EUについてより一層の理解を有する次世代人材を育成することを目的としている。

この制度は、所属大学在学中にEUコースで定められた履修科目（以下、「EU関係授業科目」という。）及びヨーロッパ研究に関連した履修科目（以下、「ヨーロッパ研究関連授業科目」という。）の所要単位を修得し、かつ卒業要件を満たした場合にEUコース修了を認定するものである。

出願資格等

1. 出願資格

各大学に在学する第2年次以上の学部学生とする。（但し、国際基督教大学9月入学の者については、

第1年次2学期以上在籍した学生を含む。科目等履修生、研究生および委託生等を除く。）

2. 学生の身分

学生の身分は、「特別聴講学生」とする。

3. 授業料等

特別聴講学生となるための授業料等は、徴収しない。

4. 履修提供科目

特別聴講学生が履修できる授業科目は、EU関係授業科目及びヨーロッパ研究関連授業科目とする。科目は毎年発表する。

5. 評価の方法

授業科目の評価（試験・レポート等）の方法については、受入れ大学の定めるところによる。なお、受入れ大学と所属大学の試験日時が重複した場合には、所属大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。

単位認定および学業成績

1. 単位認定

- ① EUコース特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価および単位の授与については、受入れ大学の定めるところによる。
- ② EUコース特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、所属大学の定めるところによる。
- ③ 学業成績単位を認定された授業科目の「学業成績記録簿」への記載については、所属大学の方針に従う。また、その際の授業科目の名称は、受入れ大学のEUコースの開講授業科目名をそのまま記載する。

2. 証明書の発行

EUコースの履修科目の成績は、所属大学の方針に従い、所属大学が発行する成績証明書または単位取得証明書に記載される。

EUコース修了の認定

1. EUコース修了の認定

EUコースで定められた履修科目の所要単位を修得し、かつ卒業要件を満たした場合にEUコース修了を認定する。

2. EUコース修了の要件

EUコース修了の要件は、他の協定大学のEU関係授業科目を含む12単位以上（ヨーロッパ研究関連授業科目は4単位まで含めることができる。）を修得し、かつ卒業要件を満たすこと。

但し、重複履修を認めない科目は、別に定める。

また、ヨーロッパ研究関連授業科目については、2012年度以降に履修したものについて、EUコース修了のための要件に含めることができる。

3. EUコース修了証の発行

EUコース修了に対し、所属大学は、EUコース修了証を発行する。

その他

4月の初めにガイダンスを行うので、希望者は参加してください。ガイダンスの日時等は掲示でお知らせします。

協定の見直し等により、制度の変更がある場合があります。ご了承ください。

⑤ お茶の水女子大学との単位互換協定

東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部とお茶の水女子大学文教育学部・理学部・生活科学部との単位互換に関する実施要領

本覚書は、東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部とお茶の水女子大学文教育学部・理学部・生活科学部（以下「両大学」という）との単位互換に関する協定書に基づき、単位互換実施に必要な事項について定める。

（授業科目の履修）

第1条 本覚書を交換する東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部に在籍する学生並びにお茶の水女子大学文教育学部・理学部・生活科学部に在籍する学生は、受入先大学が開設する授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項において、履修することができる学年は2年次以上の学部学生とする。

（開講科目の通知）

第2条 両大学は、毎学年度につきその前年度末までに、履修を認める当該年度開講科目および受入人数を受入先大学に通知するものとする。

2 両大学の開講科目において当該大学正規生の科目登録がない場合は、開講を取り消すことができるものとする。

（履修の申請）

第3条 受入先大学の授業科目の履修を希望する学生は、所属大学を通して受入大学に申請書を提出するものとする。

（成績評価および単位の認定）

第4条 受入学生の成績評価は、受入先大学において行う。但し、学生の所属する大学における成績評価および単位認定は、学生の所属する大学の方式による。

（成績の通知）

第5条 成績および単位は、各学期両大学の定める期日までに学生の所属する大学に通知するものとする。

（協議）

第6条 本覚書に定めるもののほか、実施に必要な事項が生じた場合は、両大学の協議により対処するものとする。

⑥ 首都大学東京との単位互換協定

首都大学東京と東京外国語大学との学部間における単位互換に関する実施要領

首都大学東京都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部と東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部との単位互換に関する覚書（以下「覚書」という。）第5条第2項に基づき、首都大学東京と東京外国語大学（以下「両大学」という。）の大学間における単位互換の運用については、この要領によるものとする。

1. 実施学部

- (1) 首都大学東京 都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部
- (2) 東京外国語大学 言語文化学部、国際社会学部

2. 出願資格

覚書第2条に定める、履修学生は、首都大学東京は1年次から、東京外国語大学は2年次からとし、科目等履修生および研究生等の非正規生は除く。

3. 受入学生数

受け入れる学生数の上限は、受入大学の定めるところによる。

4. 履修科目および単位数

- (1) 履修学生が履修できる授業科目は、受入大学が定める。
- (2) 履修学生が履修できる単位数の上限は派遣大学において定めるところによる。

5. 履修学生の受入手続き等

- (1) 履修学生として、志願する学生は、覚書第2条に基づき、両大学が定める募集時期（年2回）に所属大学に提出する。
- (2) 受入大学は、覚書第3条に基づき、受入の可否を派遣大学に通知する。
- (3) 派遣大学は、履修申請者に速やかに受入の可否を通知する。
- (4) 両大学の開講する授業科目において当該大学正規生の履修登録がない場合は、開講を取り消すことができるものとする。

6. 学生証の発行

受入大学は、特別科目等履修生学生証、もしくは特別聴講学生学生証を当該学生に交付する。

7. 履修期間

履修学生としての履修期間は、当該学生の履修する授業科目の開設年度または開設学期とする。

8. 試験の実施

- (1) 受験上の取扱いおよび追試験の実施については、受入大学の規定等の定めるところによる。
- (2) 派遣大学と受入大学の試験日時が重複した場合は、派遣大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。
- (3) 不合格科目に対する再試験等を行わない。

9. 成績の通知

- (1) 受入大学は、履修学生の成績を所定期日までに派遣大学に通知する。
- (2) 成績の管理は、派遣大学が行う。
- (3) 成績に関する質問は、受入大学の定めるところによる。
- (4) 履修学生の成績証明書は、派遣大学が発行する。

10. 履修学生に係る連絡

- (1) 履修学生が、休学、退学等をした場合は、派遣大学は受入大学に通知する。
- (2) 履修学生が履修している授業・試験日程が変更された場合は、派遣大学は受入大学に通知する。

11. 施設等の利用

履修学生の履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供する。

12. その他

この実施要領で疑義が生じた場合、両大学間で協議するものとする。

7 国際基督教大学との単位互換協定

東京外国語大学と国際基督教大学との学部間における単位互換に関する実施要項

1. 東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部と国際基督教大学教養学部との単位互換に関する覚書（以下「覚書」という。）第5条第2項に基づき、東京外国語大学と国際基督教大学（以下「両大学」という。）の大学間における単位互換の運用については、この要項によるものとする。

2. 実施学部

- (1) 東京外国語大学 言語文化学部、国際社会学部
- (2) 国際基督教大学 教養学部

3. 出願資格

覚書第2条に定める履修学生は、国際基督教大学は2年次から、東京外国語大学は2年次からとし（但し、国際基督教大学9月入学の者については、1年次2学期以上在籍した者を含む）、科目等履修生および研究生等の非正規生は除く。また、国際基督教大学の6月卒業予定者が卒業学期に履修学生となることはできない。東京外国語大学の3月卒業予定者が卒業学期に履修学生となることはできない。

4. 受入学生数

受け入れる学生数の上限は、受入大学の定めるところによる。

5. 履修科目および単位数

- (1) 履修学生が履修できる授業科目は、受入大学が定める。
- (2) 履修学生が履修できる単位数の上限は派遣大学において定めるところによる。

6. 履修学生の受入手続き等

- (1) 履修学生として、志願する学生は、覚書第2条に基づき、両大学が定める募集時期に所属大学に提出する。
- (2) 受入大学は、覚書第3条に基づき、受入の可否を派遣大学に通知する。
- (3) 派遣大学は、履修申請者に速やかに受入の可否を通知する。
- (4) 両大学の開講する授業科目において当該大学正規生の履修登録がない場合は、開講を取り消すことができるものとする。

7. 学生証の発行

受入大学は、単位互換履修生学生証、もしくは特別聴講生学生証を当該学生に交付する。

8. 履修期間

履修学生としての履修期間は、当該学生の履修する授業科目の開設年度または開設学期とする。

9. 試験の実施

- (1) 受験上の取扱および追試験の実施については、受入大学の規程等の定めるところによる。
- (2) 派遣大学と受入大学の試験日時が重複した場合は、派遣大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。
- (3) 不合格科目に対する再試験等を行わない。

10. 成績の通知

- (1) 受入大学は、履修学生の成績を所定期日までに派遣大学に通知する。
- (2) 成績の管理は、派遣大学が行う。
- (3) 成績に関する質問は、受入大学の定めるところによる。
- (4) 履修学生の成績証明書は、派遣大学が発行する。

11. 履修学生に係る連絡

- (1) 履修学生が、休学、退学等をした場合は、派遣大学は受入大学に通知する。
- (2) 履修学生が履修している授業・試験日程が変更された場合は、派遣大学は受入大学に通知する。

12. 施設等の利用

履修学生の履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供する。

13. その他

この実施要項で疑義が生じた場合、両大学間で協議するものとする。

⑧ 津田塾大学との単位互換協定

東京外国語大学と津田塾大学との学部間における単位互換に関する実施要項

1. 津田塾大学学芸学部と東京外国語大学言語文化学部、国際社会学部、外国語学部との単位互換に関する覚書（以下「覚書」という。）第5条第2項に基づき、津田塾大学と東京外国語大学（以下「両大学」という。）の大学間における単位互換の運用については、この要項によるものとする。

2. 実施学部

- (1) 津田塾大学 学芸学部
- (2) 東京外国語大学 言語文化学部、国際社会学部、外国語学部

3. 出願資格

覚書第2条に定める履修学生は、両大学とも2年次からとし、科目等履修生、研究生および聴講生等の非正規生は除く。また、両大学の3月卒業予定者が卒業学期に履修学生となることはできない。

4. 受入学生数

受け入れる学生数の上限は、受入大学の定めるところによる。

5. 履修科目および単位数

- (1) 履修学生が履修できる授業科目は、受入大学が定める。
- (2) 履修学生が履修できる単位数の上限は派遣大学において定めるところによる。

6. 履修学生の受入手続き等

- (1) 履修学生として、志願する学生は、覚書第2条に基づき、両大学が定める募集時期（年1回）に所属大学に提出する。
- (2) 受入大学は、覚書第3条に基づき、受入の可否を派遣大学に通知する。
- (3) 派遣大学は、履修申請者に速やかに受入の可否を通知する。
- (4) 両大学の開講する授業科目において、当該大学正規生の履修登録がない場合は、開講を取り消すことができるものとする。

7. 学生証の発行

受入大学は、特別聴講学生学生証を当該学生に交付する。

8. 履修期間

履修学生としての履修期間は、当該学生の履修する授業科目の開設年度または開設学期とする。

9. 試験の実施

- (1) 受験上の取扱および追試験の実施については、受入大学の規程等の定めるところによる。
- (2) 派遣大学と受入大学の試験日時が重複した場合は、派遣大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。
- (3) 不合格科目に対する再試験等は行わない。

10. 成績の通知

- (1) 受入大学は、履修学生の成績を所定期日までに派遣大学に通知する。
- (2) 成績の管理は、派遣大学が行う。
- (3) 成績に関する質問は、受入大学の定めるところによる。
- (4) 履修学生の成績証明書は、派遣大学が発行する。

11. 履修学生に係る連絡

- (1) 履修学生が、休学、退学等をした場合は、派遣大学は受入大学に通知する。
- (2) 履修学生が履修している授業・試験日程が変更された場合は、派遣大学は受入大学に通知する。

12. 授業中の事故等への対応

特別聴講学生が授業中に事故等にあった場合の対応は、次のとおりとする。

- ① 急を要する治療が必要な場合は、受入大学の診療施設を利用することができる。
- ② 生命にかかわるような重大な事故等が発生した場合は、直ちに受入大学において取り得る救急措置を講じるとともに、速やかに当該学生が所属する大学に通知し、救急措置に必要な保健情報の提供その他必要な事項について、当該大学間で対応を協議する。
- ③ ①および②において学生教育研究災害傷害保険を適用する場合の手続は、当該学生の所属する大学が行う。

13. 施設等の利用

履修学生の履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供する。

14. その他

この実施要項で疑義が生じた場合、両大学間で協議するものとする。

9 TAC 単位互換制度

本学は、多摩アカデミックコンソーシアム [TAMA ACADEMIC CONSORTIUM] (以下「TAC」という。)に加盟しています。

TACは、多摩地区に所在し、特色のある専門分野を有する大学が、相互にその特質を生かしつつ協力し交流を深め、教育・研究活動の推進と、併せて地域社会との共存共栄をはかることを目的としています。平成26年4月現在、国際基督教大学、国立音楽大学、武蔵野美術大学、東京経済大学、津田塾大学(以下「他大学」という。)および本学の6大学が加盟しています。加盟大学は、各大学の学生がそれぞれの大学が指定する学部授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとしています。

本学の学生は、以下の要領でTACで開講される各大学の授業科目を履修し、単位を修得することができます。

履修を計画する際は、時間的な制約(本学または自宅からの移動時間や本学で履修する授業の前後に開講される授業科目など)に十分注意してください。

1. 履修資格

2年次以上の学部学生。

2. 授業料等

選考料および受講料は、徴収しない。

3. 履修可能な授業科目

各大学が指定する授業科目。(「履修対象授業科目一覧」参照)

4. 履修期間

各大学が指定した期間とする。

5. 定期試験等の実施方法

期末試験および追・再試験等の試験制度については、各大学の定めによるものとする。また、本学での履修授業科目と他大学の授業科目の試験日時が重複した場合には、本学の履修授業科目において追試験等の措置をする。

6. 単位認定等

各大学において修得した単位は、本学の「教養科目（基礎リテラシー、基礎演習およびスポーツ・身体文化科目を除く）」、「専修科目（導入科目、概論科目、選択科目の卒業論文演習を除く。）」、「関連科目」の単位に振り替えることができる。単位認定にあたっては、単位修得後、本学教務課窓口で手続きを行うこと。他大学において修得できる単位数のうち、卒業単位として認定できる単位数は、60単位を限度とする。ただし、4年生が卒業学期に修得した単位を卒業単位とすることはできない。

7. 成績原簿への記載

単位が認定された授業科目の成績原簿への記載は「認」と表記し、他大学で修得した単位数を記載する。授業科目の名称は「教養科目（基礎リテラシー、基礎演習およびスポーツ・身体文化科目を除く）」、「専修科目（導入科目、概論科目、選択科目の卒業論文演習を除く）」として開講している授業科目に振り替えた場合は当該授業科目名とし、他大学名を併記する。「関連科目」に振り替えた場合は、他大学での授業科目名とし、当該大学名を併記する。

⑩東京農工大学農学部と東京外国語大学言語文化学部及び国際社会学部との間における単位互換に関する覚書

「東京農工大学と東京外国語大学との間における連携・協力の推進に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）の1.(1)に基づき、東京農工大学農学部と東京外国語大学言語文化学部及び国際社会学部（以下「実施学部」という。）との間における単位互換に関しては、本覚書により実施する。

（受入れ）

1. 実施学部在学する学生が、他方の大学の実施学部の授業科目の履修及び単位の修得を希望する場合は、受入大学の実施学部は、教育研究上支障のない限り、当該学生を受け入れる。

（受入学生の身分）

2. この覚書により受け入れられた学生は「特別聴講学生」として取り扱う。

（履修期間）

3. 特別聴講学生の受け入れ時期は学期の始めとする。また、履修期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。

（履修科目の範囲及び単位数、受入学生数）

4. 特別聴講学生として履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数、受け入れる学生数については、受入大学が定め、所定の期日までに派遣大学に通知する。

（履修手続き）

5. 派遣大学は、授業科目毎に希望学生を取りまとめ、所定の期日までに受入大学に通知する。受入大学は、希望学生の履修の可否について、派遣大学へ通知する。

（単位の授与等）

6. 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところによる。

特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、派遣大学の定めるところによる。

(授業料等)

7. 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。ただし、実験、実習等で別にかかる費用については、費用を徴収することができる。

(施設等の利用)

8. 受入大学は、特別聴講学生の履修上必要な施設・設備の利用について便宜を供与する。

(保険等)

9. 特別聴講学生は、受入大学が必要とする場合は、学生教育研究災害傷害保険等に参加しなければならない。ただし、派遣大学において加入している場合は、この限りでない。

(規則等の遵守及び身分の取消)

10. 特別聴講学生は、受入大学の規則を遵守しなくてはならない。特別聴講学生が規則等に違反した場合、受入大学はその身分を取り消すことができる。

(その他)

11. この覚書に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(有効期間)

12. この覚書は、調印の日から効力を有し、有効期間は基本協定書の3を準用する。

(適用)

13. 第1の規定にかかわらず、東京外国語大学外国語学部が存続する間、当該学部に在学する学生は、本覚書の適用を受けるものとする。

⑩ 清泉女子大学と東京外国語大学との間における単位互換に関する協定

「清泉女子大学と東京外国語大学との連携・協力に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)の1.(1)に基づき、清泉女子大学と東京外国語大学との間における単位互換に関して、本協定書により実施する。

(実施学部・研究科等)

1. 本協定に基づく単位互換は次の学部・研究科等において実施する。

(1) 清泉女子大学 文学部、人文科学研究科

(2) 東京外国語大学 言語文化学部、国際社会学部、総合国際学研究科
アジア・アフリカ言語文化研究所

(受入れ)

2. 実施学部・実施研究科等に所属する学生が、他方の大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望する場合、受入大学は、教育研究上支障のない限り、当該学生を受け入れる。

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所に所属する研究生が、清泉女子大学の授業科目の受講を希望する場合は、単位の修得を目的としない聴講に限り、清泉女子大学は教育研究上支障のない範囲で、当該研究生を受け入れる。

(受入学生等の身分)

3. 本協定により受け入れられた学生又は研究生の身分は、次により取り扱う。

(1) 清泉女子大学 「科目等履修生」、「聴講生(単位の修得を目的としない聴講)」

(2) 東京外国語大学 「特別聴講学生」

(履修期間)

4. 科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生(以下「特別聴講学生等」という。)の受け入れ時期は学期の始めとする。また、履修期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。

(履修科目の範囲及び単位数、受入学生数)

5. 特別聴講学生等として履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数、受け入れる学生数については、受入大学が定め、所定の期日までに派遣大学に通知する。

(履修手続き)

6. 派遣大学は、授業科目毎に希望学生を取りまとめ、所定の期日までに受入大学に通知する。受入大学は、希望学生の履修の可否について、派遣大学へ通知する。

(単位の授与等)

7. 科目等履修生又は特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところによる。科目等履修生又は特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、派遣大学の定めるところによる。

(授業料等)

8. 特別聴講学生等の検定料、入学料及び授業料（清泉女子大学の場合は、選考料、科目等履修料及び単位認定料）は徴収しない。ただし、実習等で別途かかる費用については、費用を徴収することができる。

(施設等の利用)

9. 受入大学は、特別聴講学生等の履修上必要な施設・設備の利用について便宜を供与する。

(規則等の遵守及び身分の取消)

10. 特別聴講学生等は、受入大学の規則を遵守しなければならない。特別聴講学生等が規則等に違反した場合、受入大学はその身分を取り消すことができる。

(その他)

11. 本協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(有効期間)

12. 本協定は、平成28年4月1日から効力を有し、有効期間は基本協定書の3を準用する。

(運用)

13. 第1の規定にかかわらず、東京外国語大学外国語学部が存続する間、当該学部に所属する学生は、本協定の運用を受けるものとする。

第六部

注意事項、履修に関する Q & A

I. 注意事項

① 一般学生および編入学生の修業年限および在学年限について

修業年限は、学則第14条第1項で、一般には4年間、第3年次に編入学の者は2年間となっています。
また、在学年限は、学則第15条第3項により、修業年限の2倍に相当する年限を超えることができないと規定されています。

☆一般学生の在学できる期間（学則上可能な組合せ）

第1年次	第2年次	第3・4年次	通算
1年間	1年間	6年間	8年間
1	2	5	
1	3	4	

② 証明書の発行について

下記の証明書は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始休業日・夏季一斉休業日は含まない）までの9時から17時、証明書自動発行機でその場で発行できます。証明書自動発行機では発行できない証明書は、発行までに日数がかかりますので、余裕を持って申請してください。

- ・在学証明書（和文・英文）
- ・成績証明書（和文・英文）
- ・卒業見込み証明書（4年生対象、和文・英文）
- ・健康診断書（定期健康診断を受診した方のみ発行可、和文）

それ以外（英文版やその他の証明書）を申請する場合、窓口で所定用紙に記入して申し込んでください。また、郵便・FAX・E-mailでの申し込みについては、以下について自由な様式で記入してください。

- ①学籍番号・氏名・生年月日・地域・入学年度 ②必要な証明書の種類 ③発行部数
④発行理由および提出先 ⑤厳封の有無

発行までの日数：和文3日 英文・教職に関する証明書・特別な様式 7日（土日・祝日・年末年始休業日・夏季一斉休業日を含まない）手数料：無料

なお、郵送による場合には、返信用封筒および切手を同封願います。

卒業後に各種証明書の発行を希望する場合も、証明書自動発行機では発行できません。窓口や郵送で所定用紙に記入し申し込んでください。その場合も、同様の発行日数がかかります。

★ 卒業見込証明書使用上の注意について

卒業見込証明書は、当該学生の修得済み単位数、現在履修登録して履修中の単位が卒業所要単位数・条件を満たしているか否かを大学が確認したうえで発行しているものではありません。卒業所要単位数等卒業に必要な条件を満たした場合は卒業できる旨を、便宜的に証明しているもので、この観点で第4年次在籍学生のみ、卒業見込証明書が証明書自動発行機によって発行されています。

卒業単位の管理・計算は、学生が自らの責任で行うもので、卒業所要単位を学生が誤って計算した場合でも、申し込めば自動発行されますので、この点を承知してください。

★ 大学院受験のための調査書の発行方法について

大学院受験のための願書等を提出する時に調査書の発行を要する場合は、受験しようとする大学所定の書式に教務課で記入・捺印しますので、必ず募集要項等に付いている書式を添付のうえ、証明書交付願により申請してください。

即日交付はできません。所要日数を事前に確認のうえ余裕をもって申請してください。

なお、「推薦書」に大学印が必要とされる場合は、本人から教員に直接依頼し、記入してもらったうえで交付願に添えてください。

③ 学生本人または保証人に住所変更があった場合について

教務課に直ちに「住所等変更届」を提出してください。関係する課には教務課から周知しますので、学生が手続きをすることは不要です。

④ キャンパスカード（学生証）を毀損（紛失）した場合の手続きについて

速やかに「キャンパスカード再発行申請書」を教務課に提出してください。発行に1週間程度かかります。

⑤ 単位修得状況に関するお知らせについて

学生が進級に必要な（あるいはそれに相当する）単位を修得できなかった場合、また、卒業所要単位数（125単位）を修得できずに修業年限（4年間）を超えて在籍することになった場合に、単位取得状況を保証人の方に文書でお知らせすることになっています（ただし、休学や本学の派遣留学制度により留学をした場合は除きます）。

個人情報保護の観点から、お知らせに同意するか否か、学生本人の意思を確認することになっています。学生本人の同意がない場合はお知らせしません。

所定の様式（単位取得状況に関するお知らせについて）に学生本人の同意の有無を自筆で記入し、捺印のうえ、教務課へ提出してください。

II. 履修に関する Q & A

Q1 履修登録修正期間中であれば、どの授業の登録でも修正できますか？

A 当該期以降に開講される授業は修正が可能です。ただし、通年科目については、春学期の履修登録期間に登録した授業を夏学期以降になってから修正することはできません。詳しくは次の Q & A をご覧ください。

Q2 春学期に通年科目を登録しましたが、興味が持てないので、秋学期には別の授業に変えたいと思っています。秋学期になってから、同じ時間帯の別の授業（半期）に登録を変更できますか？

A できません。春学期に履修登録した通年科目については、秋学期履修登録期間に取り消して、新たに登録することはできません。春学期の修正期間中に登録変更するようにしてください。

Q3 どの言語を教養外国語として履修することができますか？

A 各自の入学時に指定された地域言語以外で、教養外国語として開講されている言語から一つを選んでください。「教養外国語」(39ページ)を参照してください。

Q4 進級要件について

(Q-1) 留年しないかと心配です。進級するために必要な最低条件はなんですか？

(Q-2) 地域言語の単位が足りず第3年次に進級することができませんでした。もし3年目の春学期で不足単位を取ることができれば、10月から進級できますか？

A-1 進級要件は、言語文化学部と国際社会学部で異なります。具体的には、「進級要件」(28ページ)を参照してください。

A-2 進級は4月のみです。10月進級の制度はありませんので、このような場合でも次の4月にならないと進級することはできません。

Q5 留学する関係で、9月に卒業したいのですが、どうすればいいのでしょうか？

A 9月卒業を希望する場合は、4月の履修登録期間に必ず9月卒業申請書を提出してください。申請するためには、以下の2つの条件を満たしている必要があります。

① 卒業を予定している年度の9月30日現在、第1年次から第4年次まで合計4年以上（各学年1年以上）在学している学生。

② 卒業を予定している年度の9月30日現在、卒業所要単位125単位以上を修得している学生。
詳細は「9月卒業のための手続き」(29ページ)を参照してください。

ただし、第4年次の秋から1年間、協定校へ派遣留学し、帰国後の9月に卒業を希望する場合は、これとは別の手続きが必要です。この詳細については「派遣留学生の9月卒業」(30ページ)をご覧ください。

Q6 集中講義について

(Q-1) 集中講義はいつ実施されるのでしょうか？

(Q-2) 集中講義の履修登録は、いつ行えばいいのですか？

(Q-3) 履修を希望している集中講義の日程が授業時間割に見あたりません。どこを見ればよいのでしょうか？

A-1 集中講義は、夏学期中および冬学期中に行います。

A-2 履修登録は、通常の授業と同期間に行います。たとえば冬学期中の集中講義は、春学期・夏学期・秋学期または冬学期の履修登録期間に登録してください。

A-3 履修登録期間までに授業日程が決定していないことがあります。

それらの授業については、後日掲示で学生に周知します。

日程の決定している集中講義については、春学期の履修登録期間に履修登録を行ってもよいのですが、2つ以上の集中講義を履修する場合、日程が1時間でも重複しているものについては、どちらか一方のみを登録してください。

Q7 履修のことで直接先生と会って相談したいのですが、いつ会うことができますか？

A 学生からの質問や相談を受けるために、各教員はオフィスアワーを設けています。オフィスアワーの実施概要については、別冊子『学生便覧』を参照してください。

(単位認定関係)

Q8 成績を見たのですが、疑問に思う点がありました。大学に調べてもらうことはできますか？

A 個別の成績評価に関して疑問点がある場合、学務情報システムにおける成績確認開始日から所定の期限内に、所定の様式に記入して教務課に提出してください。そうすれば教務課から、関係教員に問い合わせることができます。

ただし、この問い合わせができるのは、本学で開講されている科目に限ります。

単位互換制度を利用して履修している他大学の科目は含みません。また科目等履修生など非正規生も対象外です。

(休学・復学関係等)

Q9 休学したいのですが、休学中の期間に対しても授業料は支払わねばならないのでしょうか？

A 休学期間中は、原則として授業料は免除になります。ただし、休学の開始、届出の時期によって、その金額が違ってきます。

学生からは、教務課にのみ届出を行ってください。別途に会計課へ届け出る必要はありません。詳細は学生便覧の該当ページを参照してください。

Q10 休学できる期間に、上限はありますか？

A 通算（合計）して3年間まで休学ができます。ただし、1回の「休学願」で申請できるのは、最長で1年間までです。

このため、休学の継続を希望する者は、休学期間が満了する1か月前までに、再度「休学願」を提出しなければなりません。

Q11 休学中でも在学証明書や成績証明書を出してもらえますか？

A 休学期間中でも、各種証明書の交付が可能です。ただし休学期間中には、履修登録はできません。

Q12 年度の途中で復学したいのですが、途中からでも単位はとれるのでしょうか？

A 年度の中途において復学した者でも、履修案内の62ページに記載してある条件を備える場合は、復学した年度の終わりに、履修科目の単位認定を受けることができます。

詳細は「復学」（63ページ）を参照してください。

Q13 退学するときの手続きを教えてください。もし手続きをとらずに大学を離れたらどうなりますか？

A 退学予定日の1か月前までに、「退学願」及び「学生証」を教務課に提出してください。この「退学願」は、「休学願」と同様、保証人の認印のほか、言語文化学部の1・2年生においては地域言語代表教員、国際社会学部の1・2年生においては地域代表教員の認印が、3・4年生においては両学部とも指導教員の認印が必要となりますので、早めに手続きしてください。

なお、学期の途中に退学する場合であっても、当該学期の授業料を納入しないと退学は許可されません（ただし休学等で免除された分は除きます）。

以上の手続きをとらず、授業料の納入がないまま大学を離れた場合は、年度末で除籍となります。

Q14 本学に在籍したまま他大学を受験することは可能でしょうか？

A 可能です。ただし、事前に所定の受験許可願（言語文化学部の1・2年生においては地域言語代表教員、国際社会学部の1・2年生においては地域代表教員の認印が、3・4年生においては両学部とも指導教員の認印が必要となります）を教務課に提出し、受験許可を受けなければなりません。

Q15 在学中に引越しました。新しい住所も大学に届けるのでしょうか？

A 住所変更があった場合は、必ず速やかに教務課窓口で手続きを行ってください。

Q16 在学中に保証人が変更になった場合に、提出すべき書類はありますか？

A 住保証人が変更になった場合は、以下の書類を教務課に提出する必要があります。

- ・保証人変更届
- ・誓約書（新保証人）
- ・住所等変更届

Q17 学務情報システムの使い方がわかりません。

A 学務情報システムは、本学の総合情報コラボレーションセンターから発行されるIDおよびパスワードでログインができます。IDとパスワードの通知は基礎リテラシーの授業内で本人確認のうえ配付します。IDとパスワードがわからなくなった場合は、すぐに総合情報コラボレーションセンターに問い合わせてください。

規程

- 国立大学法人東京外国語大学学則
- 東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程
- 東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程
- 国立大学法人東京外国語大学において授与資格を得させることができる教員の免許状の種類等に関する規程

昭和52年4月1日

制定

(改正年月日：省略)

東京外国語大学学則の全部を次のように改正する。

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東京外国語大学(以下「本学」という。)は、世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めることを目的とする。

第2節 組織

(役員)

第1条の2 国立大学法人東京外国語大学(以下「本法人」という。)に、次の役員を置く。

学長

理事

監事

2 役員に関する規則は、別に定める。

(副学長及び学長補佐)

第1条の3 本法人に、学長を支える補佐として、副学長、学長補佐をそれぞれ若干名置くことができる。

2 副学長、学長補佐に関する規則は、別に定める。

(役員会)

第1条の4 本法人に、国立大学法人法(平成15年法律第112号)(以下「法人法」という。)第11条第2項に規定する役員会を置く。

2 役員会に関する規則は、別に定める。

(経営協議会)

第1条の5 本法人に、法人法第20条第1項に規定する経営協議会を置く。

2 経営協議会に関する規則は、別に定める。

(教育研究評議会)

第1条の6 本法人に、法人法第21条第1項に規定する教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する規則は、別に定める。

(学長選考会議)

第1条の7 本法人に、法人法第12条第2項に規定する学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関する規則は、別に定める。

第1条の8 削除

(企画・執行等の組織)

第1条の9 本法人に、企画・立案、執行等を効率的に行う室その他必要な組織を置くことができる。

(学部)

第2条 本学に、言語文化学部及び国際社会学部(以下「学部」という。)を置く。

2 この学則に定めるもののほか、学部に関する規則は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の組織並びに運営の細目については、別に定める。

(附置研究所)

第4条 本学に、アジア・アフリカ言語文化研究所を附置する。

2 アジア・アフリカ言語文化研究所に関する規則は、別に定める。

3 アジア・アフリカ言語文化研究所に、附属情報資源利用研究セ

ンターを置く。

4 附属情報資源利用研究センターに関する規則は、別に定める。
(留学生日本語教育センター)

第5条 本学に、留学生日本語教育センターを置く。

2 留学生日本語教育センターに関する規則は、別に定める。
(基盤)

第6条 本学に、次の基盤を置く。

(1) 高等教育支援基盤

(2) 総合研究推進基盤

(3) 学術情報基盤

(4) 学生支援基盤

(5) 社会・国際貢献基盤

2 前項各号の基盤に関する規則は、別に定める。

(附属図書館)

第6条の2 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(総合情報コラボレーションセンター)

第6条の3 本学に、総合情報コラボレーションセンターを置く。

2 総合情報コラボレーションセンターに関する規則は、別に定める。

(保健管理センター)

第7条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関する規則は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する規則は、別に定める。

(内部監査室)

第8条の2 本学に、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関する規則は、別に定める。

第3節 構成員

第9条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び技能職員を置く。

(学部長)

第9条の2 学部に、それぞれ学部長を置く。

2 この学則に定めるもののほか、学部長に関する規則は、別に定める。

(研究科長及び研究院長)

第9条の3 大学院に研究科長及び研究院長を置く。

2 研究科長及び研究院長については、別に定める。

(附置研究所長)

第9条の4 アジア・アフリカ言語文化研究所に、アジア・アフリカ言語文化研究所長を置き、当該研究所の教授をこれに充てる。

(留学生日本語教育センター長)

第9条の5 留学生日本語教育センターに、留学生日本語教育センター長を置き、当該センターの教授をこれに充てる。

(基盤長)

第9条の6 高等教育支援基盤、総合研究支援基盤、学術情報基盤、学生支援基盤及び社会・国際貢献基盤に、基盤長を置き、教授をこれに充てる。

(附属図書館長)

第9条の7 附属図書館に、附属図書館長を置き、教授をこれに充てる。

(総合情報コラボレーションセンター長)

第9条の8 総合情報コラボレーションセンターに、総合情報コラボレーションセンター長を置き、教授をこれに充てる。

(保健管理センター所長)

第9条の9 保健管理センターに、保健管理センター所長を置き、教授をこれに充てる。

(事務局長)

第9条の10 事務局に、事務局長を置き、事務職員をこれに充てる。

第4節 教授会

第10条 削除

(教授会)

第11条 本学の学部、大学院総合国際学研究院、大学院国際日本学研究院、大学院総合国際学研究科、アジア・アフリカ言語文化研究所及び留学生日本語教育センターに教授会を置く。

2 前項の教授会に関する規則は、別に定める。

(運営委員会)

第11条の2 保健管理センターに、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

第5節 建学記念日及び創立記念日

(建学記念日及び創立記念日)

第12条 本学の建学記念日は、11月4日とし、創立記念日は、4月22日とする。

第2章 学部

第1節 目的及び学科並びに収容定員

(目的)

第13条 言語文化学部は、世界諸地域の言語と文化に精通し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力とコーディネート能力を備え、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 国際社会学部は、世界諸地域の複雑な仕組みを把握し、分析するリサーチ能力と、グローバルな視点から問題を解決する実践的な能力を備え、国内外において、社会・政治・経済等の領域で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(学科及び収容定員)

第13条の2 学部に置く学科及び収容定員は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
言語文化学部	言語文化学科	370人	15人	1,510人
国際社会学部	国際社会学科	375人	15人	1,530人
合 計		745人	30人	3,040人

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年(第41条に規定する派遣留学の期間を含む。)とする。ただし、次の各号に掲げる者の修業年限は、当該各号に定める年限とする。

(1) 第24条の規定により第2年次に編入学等を許可された者 3年

(2) 第20条第2項及び第24条の規定により第3年次に編入学等を許可された者 2年

2 第49条に規定する科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位(学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得し、本学に入学を許可された者で当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を超えない期間を前項

本文に規定する修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第15条 学部在学できる年限は、8年(第41条に規定する派遣留学の期間を含む。)とする。

2 第2年次までの在学年限は、前項の規定にかかわらず、4年を超えることはできない。

3 第24条及び第20条第2項の規定により編入学等を許可された者は、前条第1号及び第2号に定める修業年限の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

4 前条第2項により修業年限に通算する期間がある場合における在学年限は、4年から当該期間を控除した年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を春学期、夏学期、秋学期及び冬学期に分ける。

2 前項の各学期の期間は、別に定める。

(休業日)

第18条 授業の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏期休業日

(4) 冬期休業日

(5) 春期休業日

2 学長は、必要があるときは、前項の休業日に授業を行い、又は臨時的休業日を定めることができる。

3 第1項第3号から第5号の期間は、別に定める。

第4節 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学が教育上有益と認めるときは、秋学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第20条 学部に入学者となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

2 第13条の2の表に掲げる第3年次に編入学することのできる者

は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 大学において2年次以上在学した者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
 - (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年以上の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (8) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）へ編入した場合の在学すべき年数が2年以上又は1年以上と定められているもの
 - (9) その他本学において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者
- （入学の出願）

第21条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び必要書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料徴収免除又は猶予申請を受理された者を除き、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学、転入学、再入学及び転学部）

第24条 第20条第2項に定める第3年次編入学者のほか、次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志願する者があるときには、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 大学において1年次以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (5) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における13年以上の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における13年以上の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(8) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(9) その他本学において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

第24条の2 転学部を志願する者については、別に定めるところにより、転学部を許可することがある。

2 転学部に関する規則は、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方法）

第25条 教育課程は、学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成する。

（授業科目の区分）

第26条 学部で開設する授業科目の区分は、言語科目、地域科目、教養科目及び専修科目とする。

第26条の2 前条の言語科目、地域科目及び教養科目は学部共通科目として開設し、これらを世界教養プログラムと総称する。

（教職科目）

第27条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教員の免許状を得ようとする者のために、教職科目を開設する。

2 授与資格を得させることができる教育職員免許状の種類及び免許教科については、別に定める。

（履修コース）

第28条 言語文化学部には、履修コースとして、言語・情報コース、グローバルコミュニケーションコース及び総合文化コースを設定する。

2 国際社会学部に、履修コースとして、地域社会研究コース、現代世界論コース及び国際関係コースを設定する。

3 学生は、在籍する学部のコースのいずれか一つを選んで履修しなければならない。

（開設授業科目及び履修方法等）

第29条 第26条から前条までの規定により開設する授業科目及び単位数、並びに履修方法等については、別に定める。

（単位の計算方法）

第30条 授業科目等の単位数は、1単位の授業科目が45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準として、次の基準により計算する。

(1) 講義については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実技については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（成績の評価）

第32条 各授業科目の成績、合否、評語等は、別に定めるところによる。

（他大学等における授業科目の履修等）

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したも

のとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育による授業科目を国内において履修し、修得した単位の取扱いについて準用する。
(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 入学前の既修得単位等の認定に関する必要な事項は、別に定める。
(編入学等の単位等の取扱い)

第36条 第20条第2項及び第24条の規定により編入学等を許可された者に係る既履修授業科目及び単位数(科目等履修生として修得した単位を含む。)の取扱いについては、別に定める。

第6節 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第37条 疾病その他特別の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、疾病等のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。
(休学期間)

第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は特別の理由があるときは、1年を超えない範囲内において休学期間の延長を許可し、又は命じることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

- 3 休学期間は、第14条の修業年限及び第15条の在学年限に算入しない。
(復学)

第39条 学生は、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第40条 他の大学へ入学又は転入学を志願する者又は本学の他の学部へ入学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第41条 外国の大学に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可

を受けなければならない。

第41条の2 この学則において前条の留学の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 派遣留学第2年次以上の学部学生が本学を休学せずに別に定めるところにより協定大学等に派遣されるもの
- (2) 休学留学第3年次以上の学部学生が本学を休学し、外国の大学等において修学を目的として留学し、修得した単位を本学の単位として認定を希望するもの
- (3) ショートビジット学部学生が、原則として本学の休業期間を利用し、本学が指定する留学プログラムに参加するもの(退学)

第42条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第38条第1項及び第2項に定める休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者若しくは半額免除が許可になった者で所定の期日までに入学料を納付しない者又は徴収猶予を許可された者で猶予された期日までに入学料を納付しない者

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第44条 学部に第14条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、125単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 卒業に要する授業科目及び履修単位については、別に定める。

3 学長は、卒業を認定した者に対し、本学学位規程の定めるところにより、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第45条 学部において授与する学位は、学士(言語・地域文化)とする。

第8節 賞罰

(表彰)

第46条 学生として、表彰に値する行為があったときは、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがない者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第15条の在学年限に算入し、第14条の修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が3月を超えないときは、教授会の議を経て第14条の修業年限に算入することができる。

第3章 雑則

第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、

選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(科目等履修生)

第49条 本学において、特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 他大学等、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）並びに大学以外の教育施設等の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学等、外国の大学等又は大学以外の教育施設等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、教育又は研修を受ける目的、若しくは研究を行う目的をもって我が国に入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学寮

(寄宿寮)

第52条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関する規則は、別に定める。

第3節 授業料、入学科、検定料及び寄宿料

(授業料等)

第53条 授業料、入学科、検定料及び寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人東京外国語大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

2 国費外国人留学生の授業料、入学科及び検定料は、徴収しない。

(休学の場合の授業料)

第54条 休学を許可し、又は命じた場合、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(授業料、入学科及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的な理由により納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合、又はその他止むを得ない事情があると認める場合は、願出により授業料、入学科及び寄宿料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料、入学科及び寄宿料の免除及び徴収の猶予については、別に定める。

(研究生、科目等履修生等の授業料等)

第56条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の授業料、入学科及び検定料については、別に定める。

(既納の授業料等)

第57条 既納の授業料、入学科、検定料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学する月の前月末日までに入学を辞退した場合及び前半期（4月1日から9月30日までをいう。）分授業料徴収の際、後半期（10月1日から翌年3月31日までをいう。）分授業料を併せて納付した者が、後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合、並びに入学検定料のうち第2段階目の選抜に係る額については、納付者が第1段階選抜で不合格となった場合は、この限りでない。

第4節 公開講座

(公開講座)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この学則の改正に伴い、特設日本語学科に関し、東京外国語大学学則の特例を定める規則（昭和46年12月17日制定）は、廃止する。

3 この学則の施行日現在に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年7月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行し、インドネシア・マレーシア語学科のマレーシア語学文学講座に開設する授業科目及びその修得すべき単位数については、昭和59年4月11日から適用する。

2 インドネシア語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、昭和59年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該学科学生に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和60年4月17日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

2 特設日本語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、昭和60年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該学科学生に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月5日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和63年度までは、次のとおりとする。

学 科	昭和 61年度	昭和 62年度	昭和 63年度
英米語学科	282名	284名	286名
フランス語学科	242名	244名	246名
イタリア語学科	122名	124名	126名
ドイツ語学科	242名	244名	246名
ロシア語学科	242名	244名	246名
スペイン語学科	282名	284名	286名
ポルトガル・ブラジル語学科	122名	124名	126名

学 科	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度
中国語学科	242名	244名	246名
朝鮮語学科	62名	64名	66名
モンゴル語学科	62名	64名	66名
インド・パーキスタン語学科	123名	126名	129名
インドネシア・マレーシア語学科	112名	124名	126名
インドシナ語学科	135名	150名	165名
アラビア語学科	62名	64名	66名
ペルシア語学科	62名	64名	66名
日本語学科	150名	165名	180名
合 計	2,544名	2,613名	2,672名

3 昭和60年度以前の入学者については、第23条第1項、第24条第1項、第31条 第1項第2号及び第32条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和61年4月16日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年10月22日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年3月13日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和62年4月6日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、昭和62年度から平成元年度までは、次のとおりとする。

学 科	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度
英米語学科	286名	290名	294名
フランス語学科	246名	250名	254名
イタリア語学科	126名	130名	134名
ドイツ語学科	246名	250名	254名
ロシア語学科	246名	250名	254名
スペイン語学科	286名	290名	294名
ポルトガル・ブラジル語学科	126名	130名	134名
中国語学科	246名	250名	254名
朝鮮語学科	66名	70名	74名
モンゴル語学科	66名	70名	74名
インド・パーキスタン語学科	130名	137名	144名
インドネシア・マレーシア語学科	126名	130名	134名
インドシナ語学科	150名	165名	180名
アラビア語学	66名	70名	74名
ペルシア語学科	66名	70名	74名
日本語学科	165名	180名	180名
合 計	2,643名	2,732名	2,806名

附 則

この学則は、昭和63年1月20日から施行し、インド・パーキスタン語学科の講座及び授業科目の名称改正については、昭和62年5月21日から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月7日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成2年度までは、次のとおりとする。

学 科	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度
英米語学科	292名	298名	302名
フランス語学科	251名	256名	259名
イタリア語学科	131名	136名	139名
ドイツ語学科	251名	256名	259名
ロシア語学科	251名	256名	259名
スペイン語学科	291名	296名	299名
ポルトガル・ブラジル語学科	130名	134名	136名
中国語学科	251名	256名	259名
朝鮮語学科	71名	76名	79名
モンゴル語学科	70名	74名	76名
インド・パーキスタン語学科	137名	144名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	131名	136名	139名
インドシナ語学科	165名	180名	180名
アラビア語学科	71名	76名	79名
ペルシア語学科	71名	76名	79名
日本語学科	180名	180名	180名
合計	2,744名	2,830名	2,872名

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成元年4月19日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成元年度から平成3年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度
英米語学科	298名	302名	304名
フランス語学科	256名	259名	260名
イタリア語学科	136名	139名	140名
ドイツ語学科	256名	259名	260名
ロシア語学科	256名	259名	260名
スペイン語学科	296名	299名	300名
ポルトガル・ブラジル語学科	134名	136名	136名
中国語学科	256名	259名	260名
朝鮮語学科	76名	79名	80名
モンゴル語学科	74名	76名	76名
インド・パーキスタン語学科	144名	148名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	136名	139名	140名
インドシナ語学科	180名	180名	180名
アラビア語学科	76名	79名	80名
ペルシア語学科	76名	79名	80名
日本語学科	180名	180名	180名
合計	2,830名	2,872名	2,884名

附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 平成2年4月1日前に在学し、卒業するまでに改正前の学則に規定する教育職員免許 状の所要資格を得た者は、当該旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

附 則

- この学則は、平成2年6月27日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成2年度から平成4年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度
英米語学科	302名	304名	304名
フランス語学科	259名	260名	260名
イタリア語学科	139名	140名	140名
ドイツ語学科	259名	260名	260名
ロシア語学科	259名	260名	260名
スペイン語学科	299名	300名	300名
ポルトガル・ブラジル語学科	136名	136名	136名
中国語学科	259名	260名	260名
朝鮮語学科	79名	80名	80名
モンゴル語学科	76名	76名	76名
インド・パキスタン語学科	148名	148名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	139名	140名	140名
インドシナ語学科	180名	180名	180名
アラビア語学科	79名	80名	80名
ペルシア語学科	79名	80名	80名
日本語学科	180名	180名	180名
合計	2,872名	2,884名	2,884名

附 則

この学則は、平成3年3月6日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- ロシア語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成3年度から平成5年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
英米語学科	304名	304名	304名
フランス語学科	260名	260名	260名
イタリア語学科	140名	140名	140名
ドイツ語学科	260名	260名	260名
ロシア・東欧語学科	300名	340名	380名
スペイン語学科	300名	300名	300名
ポルトガル・ブラジル語学科	136名	136名	136名
中国語学科	260名	260名	260名
朝鮮語学科	95名	110名	125名

学 科	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
モンゴル語学科	76名	76名	76名
インド・パキスタン語学科	148名	148名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	140名	140名	140名
インドシナ語学科	180名	180名	180名
アラビア語学科	80名	80名	80名
ペルシア語学科	80名	80名	80名
日本語学科	180名	180名	180名
合計	2,939名	2,994名	3,049名

附 則

- この学則は、平成3年4月12日から施行する。
- ロシア語学科に開設する授業科目及びその履修方法については、この学則による改正後の学則第27条別表第4の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年12月19日から施行する。

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- インドネシア・マレーシア語学科及びインドシナ語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- この学則は、平成4年6月19日から施行し、平成4年4月10日から適用する。
- インドネシア・マレーシア語学科及びインドシナ語学科に開設する授業科目及びその履修方法については、この学則による改正後の学則第27条別表第4の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間は、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- アラビア語学科及びペルシア語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該学科学生に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。
- 第11条に規定するロシア・東欧語学科、朝鮮語学科、東南アジア語学科及び中東語学科の収容定員は、改正後の同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成5年度	平成6年度
ロシア・東欧語学科	315名	
朝鮮語学科	125名	
東南アジア語学科	240名	360名
中東語学科	55名	110名

- 改正後の第11条の規定にかかわらずロシア語学科、インドネシア・マレーシア語学科、インドシナ語学科、アラビア語学科及びペルシア語学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 科	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度
ロシア語学科	65名		
インドネシア・マレーシア語学科	70名	35名	
インドシナ語学科	90名	45名	
アラビア語学科	60名	40名	20名
ペルシア語学科	75名	55名	35名

附 則

この学則は、平成6年2月2日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成7年6月7日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

2 第13条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成7年度から平成9年度までは、次のとおりとする。

課 程	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度
欧米第一課程	141名	282名	423名
欧米第二課程	209名	418名	627名
ロシア・東欧課程	105名	210名	315名
東アジア課程	119名	238名	357名
東南アジア課程	120名	240名	360名
南・西アジア課程	92名	184名	276名
日本課程	45名	90名	135名
合計	831名	1,662名	2,493名

3 この学則改正前の各学科は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとし、当該学科に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

4 各学科の収容定員は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度
英米語学科	228名	152名	76名
フランス語学科	195名	130名	65名
イタリア語学科	105名	70名	35名
ドイツ語学科	195名	130名	65名
ロシア・東欧語学科	315名	210名	105名
スペイン語学科	225名	150名	75名
ポルトガル・ブラジル語学科	102名	68名	34名
中国語学科	195名	130名	65名
朝鮮語学科	105名	70名	35名
モンゴル語学科	57名	38名	19名
インド・パーキスタン語学科	111名	74名	37名
東南アジア語学科	360名	240名	120名
中東語学科	110名	110名	55名
日本語学科	135名	90名	45名
合 計	2,438名	1,662名	831名

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 第13条に定める収容定員は、平成8年度から平成10年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度
欧米第一課程	282名	423名	564名
欧米第二課程	413名	617名	821名
ロシア・東欧課程	205名	305名	405名
東アジア課程	238名	357名	476名
東南アジア課程	240名	360名	480名
南・西アジア課程	184名	276名	368名
日本課程	90名	135名	180名
合 計	1,652名	2,473名	3,294名

附 則

1 この学則は、平成9年5月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 第13条に定める収容定員は、平成9年度から平成11年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度
欧米第一課程	443人	604人	604人
欧米第二課程	617人	821人	816人
ロシア・東欧課程	305人	405人	400人
東アジア課程	352人	466人	461人
東南アジア課程	360人	480人	480人
南・西アジア課程	271人	358人	353人
日本課程	135人	180人	180人
合 計	2,483人	3,314人	3,294人

附 則

1 この学則は、平成10年4月23日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 第13条に定める収容定員は、平成10年度から平成12年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度
欧米第一課程	599人	594人	589人
欧米第二課程	808人	790人	777人
ロシア・東欧課程	405人	400人	400人
東アジア課程	476人	481人	476人
東南アジア課程	480人	480人	480人
南・西アジア課程	346人	329人	312人
日本課程	180人	180人	180人
合 計	3,294人	3,254人	3,214人

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 第13条に定める収容定員は、平成11年度から平成13年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
欧米第一課程	588人	577人	566人
欧米第二課程	789人	775人	761人
ロシア・東欧課程	400人	400人	400人
東アジア課程	472人	458人	449人
東南アジア課程	460人	440人	420人
南・西アジア課程	329人	312人	300人
日本課程	180人	180人	180人
合 計	3,218人	3,142人	3,076人

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年7月31日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年1月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月2日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年10月1日から施行する

附 則

この学則は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 外国語学部は、平成24年3月31日に同学部に在学する者（以下「外国語学部在学者」という。）及び同年4月1日以降に外国語学部在学者の属する年次に入学する者が外国語学部在学しなくなるまでの間、存続するものとし、教育課程、履修方法、その他学生の教育に必要な事項、学部長の設置及び教授会の設置は従前のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 外国語学部は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に同学部に在学する者及び同年4月1日以降に同学部に入学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとし、学部長その他の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、学則第41条の2第3号に定めるショートビジットについては、準用できるものとする。

3 第13条の2に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度にあつては、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
言語文化学部	言語文化学科	370人	740人	1,125人
国際社会学部	国際社会学科	375人	750人	1,140人
合 計		745人	1,490人	2,265人

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

平成24年3月27日
制定
(改正年月日：省略)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定）第29条の規定に基づき、国際社会学部に開設する授業科目及び単位数について必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目の編成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共通科目 言語科目、地域科目、教養科目、教職科目
- (2) 専修科目 導入科目、概論科目、選択科目
- (3) 関連科目

2 前項第1号のうち言語科目、地域科目、教養科目は、国際社会学部、言語文化学部共通（以下「両学部共通」という。）の科目とし、世界教養プログラムと総称する。

3 第1項第1号に規定する言語科目は、学生が選択できる科目の範囲を指定するため、言語類別に区分する。

(言語科目)

第3条 両学部共通の科目として、地域言語A、地域言語C、GLI P英語科目、教養外国語を開設する。

2 前項の科目は演習とし、授業科目及び単位数は、別表1から3に掲げるとおりとする。

(地域科目)

第4条 両学部共通の科目として、地域科目を開設する。

2 地域科目は講義とし、授業科目及び単位数は、別表4に掲げるとおりとする。

(教養科目)

第5条 両学部共通の教養科目を開設する。

2 教養科目は講義、演習又は実技とし、授業科目及び単位数は、別表5に掲げるとおりとする。

(教職科目)

第6条 教育職員免許状の所要資格取得のため、教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目を開設する。

2 前項の科目は、講義、演習又は実習とし、授業科目及び単位数は、別表6から9に掲げるとおりとする。

3 教育実習及び教職実践演習の単位の取扱等については、別に定める。

(導入科目)

第7条 学科の共通科目として、各履修コースに導入科目を開設する。

2 前項の科目は講義とし、授業科目及び単位数は、別表10に掲げるとおりとする。

(概論科目及び選択科目)

第8条 各履修コースに概論科目及び選択科目を開設する。

2 前項の科目は講義とし、授業科目及び単位数は、別表11及び12に掲げるとおりとする。

(卒業論文、卒業研究)

第9条 卒業論文、卒業研究は、執筆等により行うものとする。

2 卒業論文、卒業研究の単位は、8単位とする。

(関連科目)

第10条 関連科目は、より広い教養を身につけるために、選択して履修する科目とする。

2 関連科目は、世界教養プログラム、専修科目から選択するものとする。

(科目開講一覧)

第11条 第3条から前条までに規定する各授業科目については、科目開講一覧を別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。ただし、平成28年4月1日以降に新たに開講する授業科目及び単位数については、当該学生にも適用する。

別表1 (第3条関係)

地域言語

類	授業科目	単位	
英語類	地域言語A (英語 I)	10	
	地域言語A (英語 I - 1)	1	
	地域言語A (英語 I - 2)	1	
	地域言語A (英語 I - 3)	1	
	地域言語A (英語 I - 4)	1	
	地域言語A (英語 I - 5)	1	
	地域言語A (英語 I - 6)	1	
	地域言語A (英語 I - 7)	1	
	地域言語A (英語 I - 8)	1	
	地域言語A (英語 I - 9)	1	
	地域言語A (英語 I - 10)	1	
	地域言語A (英語 II - 1)	1	
	地域言語A (英語 II - 2)	1	
	地域言語A (英語 II - 3)	1	
	地域言語A (英語 II - 4)	1	
	地域言語A (英語 II - 5)	1	
	地域言語A (英語 II - 6)	1	
	地域言語A (英語 II - 7)	1	
	地域言語A (英語 II - 8)	1	
	地域言語A (英語 II - 9)	1	
	地域言語A (英語 II - 10)	1	
	地域言語A (英語 III - 1)	1	
	地域言語A (英語 III - 2)	1	
	地域言語A (英語 III - 3)	1	
	地域言語A (英語 III - 4)	1	
	地域言語A (英語 III - 5)	1	
	地域言語A (英語 III - 6)	1	
	地域言語A (英語 III - 7)	1	
	地域言語A (英語 III - 8)	1	
	ドイツ語類	地域言語A (ドイツ語 I)	10
		地域言語A (ドイツ語 II - 1)	1
		地域言語A (ドイツ語 II - 2)	1
地域言語A (ドイツ語 II - 3)		1	
地域言語A (ドイツ語 II - 4)		1	
地域言語A (ドイツ語 II - 5)		1	
地域言語A (ドイツ語 II - 6)		1	
地域言語A (ドイツ語 II - 7)		1	
地域言語A (ドイツ語 II - 8)		1	
地域言語A (ドイツ語 II - 9)		1	
地域言語A (ドイツ語 II - 10)		1	
地域言語A (ドイツ語 III - 1)		1	
地域言語A (ドイツ語 III - 2)		1	
地域言語A (ドイツ語 III - 3)		1	
地域言語A (ドイツ語 III - 4)		1	
地域言語A (ドイツ語 III - 5)		1	
地域言語A (ドイツ語 III - 6)	1		
地域言語A (ドイツ語 III - 7)	1		
地域言語A (ドイツ語 III - 8)	1		

類	授業科目	単位
フランス語類	地域言語A (フランス語 I)	10
	地域言語A (フランス語 II - 1)	1
	地域言語A (フランス語 II - 2)	1
	地域言語A (フランス語 II - 3)	1
	地域言語A (フランス語 II - 4)	1
	地域言語A (フランス語 II - 5)	1
	地域言語A (フランス語 II - 6)	1
	地域言語A (フランス語 II - 7)	1
	地域言語A (フランス語 II - 8)	1
	地域言語A (フランス語 II - 9)	1
	地域言語A (フランス語 II - 10)	1
	地域言語A (フランス語 III - 1)	1
	地域言語A (フランス語 III - 2)	1
	地域言語A (フランス語 III - 3)	1
	地域言語A (フランス語 III - 4)	1
	地域言語A (フランス語 III - 5)	1
	地域言語A (フランス語 III - 6)	1
	地域言語A (フランス語 III - 7)	1
	地域言語A (フランス語 III - 8)	1
	イタリア語類	地域言語A (イタリア語 I)
地域言語A (イタリア語 II - 1)		1
地域言語A (イタリア語 II - 2)		1
地域言語A (イタリア語 II - 3)		1
地域言語A (イタリア語 II - 4)		1
地域言語A (イタリア語 II - 5)		1
地域言語A (イタリア語 II - 6)		1
地域言語A (イタリア語 II - 7)		1
地域言語A (イタリア語 II - 8)		1
地域言語A (イタリア語 II - 9)		1
地域言語A (イタリア語 II - 10)		1
地域言語A (イタリア語 III - 1)		1
地域言語A (イタリア語 III - 2)		1
地域言語A (イタリア語 III - 3)		1
地域言語A (イタリア語 III - 4)		1
地域言語A (イタリア語 III - 5)		1
地域言語A (イタリア語 III - 6)	1	
地域言語A (イタリア語 III - 7)	1	
地域言語A (イタリア語 III - 8)	1	
スペイン語類	地域言語A (スペイン語 I)	10
	地域言語A (スペイン語 II - 1)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 2)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 3)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 4)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 5)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 6)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 7)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 8)	1
	地域言語A (スペイン語 II - 9)	1
地域言語A (スペイン語 II - 10)	1	
地域言語A (スペイン語 III - 1)	1	

類	授業科目	単位
スペイン語類	地域言語A (スペイン語Ⅲ-2)	1
	地域言語A (スペイン語Ⅲ-3)	1
	地域言語A (スペイン語Ⅲ-4)	1
	地域言語A (スペイン語Ⅲ-5)	1
	地域言語A (スペイン語Ⅲ-6)	1
	地域言語A (スペイン語Ⅲ-7)	1
	地域言語A (スペイン語Ⅲ-8)	1
ポルトガル語類	地域言語A (ポルトガル語Ⅰ)	10
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-1)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-2)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-3)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-4)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-5)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-6)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-7)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-8)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-9)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅱ-10)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-1)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-2)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-3)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-4)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-5)	1
	地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-6)	1
地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-7)	1	
地域言語A (ポルトガル語Ⅲ-8)	1	
ロシア語類	地域言語A (ロシア語Ⅰ)	10
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-1)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-2)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-3)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-4)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-5)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-6)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-7)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-8)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-9)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅱ-10)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅲ-1)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅲ-2)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅲ-3)	1
	地域言語A (ロシア語Ⅲ-4)	1
地域言語A (ロシア語Ⅲ-5)	1	
地域言語A (ロシア語Ⅲ-6)	1	
地域言語A (ロシア語Ⅲ-7)	1	
地域言語A (ロシア語Ⅲ-8)	1	
中国語類	地域言語A (中国語Ⅰ)	10
	地域言語A (中国語Ⅱ-1)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-2)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-3)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-4)	1

類	授業科目	単位
中国語類	地域言語A (中国語Ⅱ-5)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-6)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-7)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-8)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-9)	1
	地域言語A (中国語Ⅱ-10)	1
	地域言語A (中国語Ⅲ-1)	1
	地域言語A (中国語Ⅲ-2)	1
	地域言語A (中国語Ⅲ-3)	1
	地域言語A (中国語Ⅲ-4)	1
	地域言語A (中国語Ⅲ-5)	1
	地域言語A (中国語Ⅲ-6)	1
	地域言語A (中国語Ⅲ-7)	1
地域言語A (中国語Ⅲ-8)	1	
朝鮮語類	地域言語A (朝鮮語Ⅰ)	10
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-1)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-2)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-3)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-4)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-5)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-6)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-7)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-8)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-9)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅱ-10)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅲ-1)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅲ-2)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅲ-3)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅲ-4)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅲ-5)	1
	地域言語A (朝鮮語Ⅲ-6)	1
地域言語A (朝鮮語Ⅲ-7)	1	
地域言語A (朝鮮語Ⅲ-8)	1	
ポーランド語類	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-1)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-2)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-3)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-4)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-5)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-6)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-7)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-8)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-9)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅰ-10)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅱ-1)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅱ-2)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅱ-3)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅱ-4)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅱ-5)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅱ-6)	1
	地域言語A (ポーランド語Ⅱ-7)	1

類	授業科目	単位	
アラビア語類	地域言語A (アラビア語Ⅲ-3)	1	
	地域言語A (アラビア語Ⅲ-4)	1	
	地域言語A (アラビア語Ⅲ-5)	1	
	地域言語A (アラビア語Ⅲ-6)	1	
	地域言語A (アラビア語Ⅲ-7)	1	
	地域言語A (アラビア語Ⅲ-8)	1	
ペルシア語類	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-1)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-2)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-3)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-4)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-5)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-6)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-7)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-8)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-9)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅰ-10)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-1)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-2)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-3)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-4)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-5)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-6)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-7)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-8)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-9)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅱ-10)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-1)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-2)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-3)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-4)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-5)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-6)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-7)	1	
	地域言語A (ペルシア語Ⅲ-8)	1	
	トルコ語類	地域言語A (トルコ語Ⅰ-1)	1
		地域言語A (トルコ語Ⅰ-2)	1
地域言語A (トルコ語Ⅰ-3)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅰ-4)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅰ-5)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅰ-6)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅰ-7)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅰ-8)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅰ-9)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅰ-10)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅱ-1)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅱ-2)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅱ-3)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅱ-4)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅱ-5)		1	
地域言語A (トルコ語Ⅱ-6)		1	

類	授業科目	単位	
トルコ語類	地域言語A (トルコ語Ⅱ-7)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅱ-8)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅱ-9)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅱ-10)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-1)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-2)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-3)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-4)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-5)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-6)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-7)	1	
	地域言語A (トルコ語Ⅲ-8)	1	
	日本語類	地域言語A (日本語Ⅰ)	10
		地域言語A (日本語Ⅰ-1)	14
地域言語A (日本語Ⅱ-1)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-2)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-3)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-4)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-5)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-6)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-7)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-8)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-9)		1	
地域言語A (日本語Ⅱ-10)		1	
地域言語A (日本語総合-1)		10	
地域言語A (日本語総合-2)		10	
地域言語A (日本語総合-3)		5	
地域言語A (日本語総合-4)		5	
地域言語A (日本語総合-5)		5	
地域言語A (日本語総合-6)		3	
地域言語A (日本語総合-7)		2	
地域言語A (日本語技能・語彙文法-1)		1	
地域言語A (日本語技能・語彙文法-2)		1	
地域言語A (日本語技能・語彙文法-3)		1	
地域言語A (日本語技能・語彙文法-4)		1	
地域言語A (日本語技能・語彙文法-5)		1	
地域言語A (日本語技能・語彙文法-6)		1	
地域言語A (日本語技能・語彙文法-7)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-1)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-2)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-3)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-4)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-5)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-6)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-7)		1	
地域言語A (日本語技能・読解-8)		1	
地域言語A (日本語技能・聴解-1)	1		
地域言語A (日本語技能・聴解-2)	1		
地域言語A (日本語技能・聴解-3)	1		
地域言語A (日本語技能・聴解-4)	1		

類	授業科目	単位
日本語類	地域言語A (日本語技能・聴解-5)	1
	地域言語A (日本語技能・聴解-6)	1
	地域言語A (日本語技能・聴解-7)	1
	地域言語A (日本語技能・聴解-8)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-1)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-2)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-3)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-4)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-5)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-6)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-7)	1
	地域言語A (日本語技能・文章表現-8)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-1)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-2)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-3)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-4)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-5)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-6)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-7)	1
	地域言語A (日本語技能・口頭表現-8)	1
	地域言語A (日本語技能・ビジネス日本-1)	1
	地域言語A (日本語技能・ビジネス日本-2)	1
	地域言語A (日本語技能・文学日本語)	1
	地域言語A (日本語技能・時事-1)	1
	地域言語A (日本語技能・時事-2)	1
	地域言語A (日本語技能・時事-3)	1
	地域言語A (日本語技能・漢字-1)	1
	地域言語A (日本語技能・漢字-2)	1
	地域言語A (日本語技能・漢字-3)	1
	地域言語A (日本語技能・漢字-4)	1
	地域言語A (日本語技能・発音)	1
	地域言語A (ウズベク語-1)	1
	地域言語A (ウズベク語-2)	1
	地域言語A (ウズベク語-3)	1
	地域言語A (ウズベク語-4)	1
	地域言語A (ウズベク語-5)	1
	地域言語A (ウズベク語-6)	1
	地域言語A (ウズベク語-7)	1
	地域言語A (ウズベク語-8)	1
	地域言語A (ウズベク語-9)	1
	地域言語A (ウズベク語-10)	1
	地域言語A (ウズベク語-11)	1
	地域言語A (ウズベク語-12)	1
地域言語C (アフリカ諸語1)	1	
地域言語C (アフリカ諸語2)	1	
地域言語C (ヨーロッパ諸語1)	1	
地域言語C (ヨーロッパ諸語2)	1	
地域言語C (アジア諸語1)	1	
地域言語C (アジア諸語2)	1	
地域言語C (オセアニア諸語1)	1	

別表2 (第3条関係)
GLIP英語科目

授業科目	単位
英語A 1	1
英語A 2	1
英語A 3	1
英語A 4	1
英語B 1	1
英語B 2	1
英語B 3	1
英語B 4	1
英語C 1	1
英語C 2	1
英語C 3	1
英語C 4	1

別表3 (第3条関係)
教養外国語

授業科目	単位
教養外国語 (ドイツ語A 1)	1
教養外国語 (ドイツ語A 2)	1
教養外国語 (ドイツ語A 3)	1
教養外国語 (ドイツ語A 4)	1
教養外国語 (ドイツ語B 1)	1
教養外国語 (ドイツ語B 2)	1
教養外国語 (ドイツ語B 3)	1
教養外国語 (ドイツ語B 4)	1
教養外国語 (フランス語A 1)	1
教養外国語 (フランス語A 2)	1
教養外国語 (フランス語A 3)	1
教養外国語 (フランス語A 4)	1
教養外国語 (フランス語B 1)	1
教養外国語 (フランス語B 2)	1
教養外国語 (フランス語B 3)	1
教養外国語 (フランス語B 4)	1
教養外国語 (イタリア語A 1)	1
教養外国語 (イタリア語A 2)	1
教養外国語 (イタリア語A 3)	1
教養外国語 (イタリア語A 4)	1
教養外国語 (イタリア語B 1)	1
教養外国語 (イタリア語B 2)	1
教養外国語 (イタリア語B 3)	1
教養外国語 (イタリア語B 4)	1
教養外国語 (スペイン語A 1)	1
教養外国語 (スペイン語A 2)	1
教養外国語 (スペイン語A 3)	1
教養外国語 (スペイン語A 4)	1
教養外国語 (スペイン語B 1)	1
教養外国語 (スペイン語B 2)	1
教養外国語 (スペイン語B 3)	1
教養外国語 (スペイン語B 4)	1

授業科目	単位
教養外国語（ポルトガル語A1）	1
教養外国語（ポルトガル語A2）	1
教養外国語（ポルトガル語A3）	1
教養外国語（ポルトガル語A4）	1
教養外国語（ポルトガル語B1）	1
教養外国語（ポルトガル語B2）	1
教養外国語（ポルトガル語B3）	1
教養外国語（ポルトガル語B4）	1
教養外国語（ロシア語A1）	1
教養外国語（ロシア語A2）	1
教養外国語（ロシア語A3）	1
教養外国語（ロシア語A4）	1
教養外国語（ロシア語B1）	1
教養外国語（ロシア語B2）	1
教養外国語（ロシア語B3）	1
教養外国語（ロシア語B4）	1
教養外国語（中国語A1）	1
教養外国語（中国語A2）	1
教養外国語（中国語A3）	1
教養外国語（中国語A4）	1
教養外国語（中国語B1）	1
教養外国語（中国語B2）	1
教養外国語（中国語B3）	1
教養外国語（中国語B4）	1
教養外国語（朝鮮語A1）	1
教養外国語（朝鮮語A2）	1
教養外国語（朝鮮語A3）	1
教養外国語（朝鮮語A4）	1
教養外国語（朝鮮語B1）	1
教養外国語（朝鮮語B2）	1
教養外国語（朝鮮語B3）	1
教養外国語（朝鮮語B4）	1
教養外国語（アラビア語A1）	1
教養外国語（アラビア語A2）	1
教養外国語（アラビア語A3）	1
教養外国語（アラビア語A4）	1
教養外国語（アラビア語B1）	1
教養外国語（アラビア語B2）	1
教養外国語（アラビア語B3）	1
教養外国語（アラビア語B4）	1

別表4（第4条関係）
地域科目

授業科目	単位
地域基礎1A（北西ヨーロッパ1）	2
地域基礎2A（北西ヨーロッパ1）	2
地域基礎2A（北西ヨーロッパ2）	2
地域基礎2A（中央ヨーロッパ1）	2
地域基礎2A（中央ヨーロッパ2）	2
地域基礎2A（中央ヨーロッパ3）	2

授業科目	単位
地域基礎2A（中央ヨーロッパ4）	2
地域基礎2A（中央ヨーロッパ5）	2
地域基礎2A（中央ヨーロッパ6）	2
地域基礎2B（中央ヨーロッパ1）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ1）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ2）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ3）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ4）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ5）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ6）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ7）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ8）	2
地域基礎2A（西南ヨーロッパ9）	2
地域基礎2B（西南ヨーロッパ1）	2
地域基礎2B（西南ヨーロッパ2）	2
地域基礎1A（ロシア1）	2
地域基礎2A（ロシア1）	2
地域基礎2A（ロシア2）	2
地域基礎2A（北アメリカ1）	2
地域基礎2A（北アメリカ2）	2
地域基礎2A（北アメリカ3）	2
地域基礎1A（ラテンアメリカ1）	2
地域基礎2A（ラテンアメリカ2）	2
地域基礎2A（ラテンアメリカ3）	2
地域基礎1A（日本1）	2
地域基礎2A（日本1）	2
地域基礎2A（日本2）	2
地域基礎2A（日本3）	2
地域基礎2A（日本4）	2
地域基礎2A（東アジア1）	2
地域基礎2A（東アジア2）	2
地域基礎2A（東アジア3）	2
地域基礎2B（東アジア1）	2
地域基礎2B（東アジア2）	2
地域基礎2B（東アジア3）	1
地域基礎1A（東南アジア1）	2
地域基礎1B（東南アジア1）	1
地域基礎1B（東南アジア2）	1
地域基礎2A（東南アジア1）	2
地域基礎2A（東南アジア2）	2
地域基礎2A（東南アジア3）	2
地域基礎2A（東南アジア4）	2
地域基礎2A（東南アジア5）	2
地域基礎2A（東南アジア6）	2
地域基礎2A（東南アジア7）	2
地域基礎2A（東南アジア8）	2
地域基礎2A（東南アジア9）	2
地域基礎2A（東南アジア10）	2
地域基礎2A（東南アジア11）	2
地域基礎2A（東南アジア12）	2

授業科目	単位
地域基礎2 A (東南アジア13)	2
地域基礎2 A (東南アジア14)	2
地域基礎2 A (東南アジア15)	2
地域基礎2 B (東南アジア16)	2
地域基礎1 A (南アジア1)	2
地域基礎1 B (南アジア1)	2
地域基礎2 A (南アジア2)	2
地域基礎1 B (中央アジア1)	2
地域基礎2 A (中央アジア1)	2
地域基礎2 A (中央アジア2)	2
地域基礎2 A (中央アジア3)	2
地域基礎2 B (中央アジア5)	2
地域基礎2 A (西アジア・北アフリカ1)	2
地域基礎2 A (西アジア・北アフリカ2)	2
地域基礎2 A (西アジア・北アフリカ3)	2
地域基礎2 A (アフリカ1)	2
地域基礎2 A (アフリカ2)	2
地域基礎2 B (アフリカ1)	1
地域基礎2 A (オセアニア1)	2

授業科目	単位
世界の文化A	2
世界の文化B	2
国際社会をひもとくA	2
国際社会をひもとくB	2
地域の視点からA	2
地域の視点からB	2
人間と環境A	2
人間と環境A 1	2
人間と環境B	2
こころの科学A	2
こころの科学B	2
世界の中の日本A	2
世界の中の日本B	2
短期海外留学	2
スタディツアー	2
スポーツ・身体文化科目A	1
スポーツ・身体文化科目B	1
情報技法A	2
情報技法B	2

別表5 (第5条関係)
教養科目

授業科目	単位
基礎リテラシー	1
基礎演習	2
くらしと社会制度A	2
くらしと社会制度B	2
くらしと健康A	2
くらしと健康B	2
憲法を読み解くA	2
憲法を読み解くB	2
地球社会と共生1 A	2
地球社会と共生1 B	2
地球社会と共生2 A	2
地球社会と共生2 B	2
地球社会と共生C	1
キャリアデザイン論1 A	2
キャリアデザイン論1 B	2
キャリアデザイン論2 A	2
キャリアデザイン論2 B	2
ことばの不思議A	2
ことばの不思議B	2
ことばとコミュニケーションA	2
ことばとコミュニケーションB	2
世界のことばA	2
世界のことばB	2
文化のおもしろさA	2
文化のおもしろさA 1	2
文化のおもしろさB	2
文化のおもしろさB 1	2

別表6 (第6条関係)
社会科学の教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	単位
日本史及び外国史	日本地域研究A 1	2
	日本地域研究A 2	2
	日本地域研究B 2	2
	地域社会研究概論II B	2
	現代世界史論A	2
	現代世界史論B	2
	ヨーロッパ地域研究A 1	2
	ヨーロッパ地域研究B 2	2
	ヨーロッパ地域研究B 3	2
	ヨーロッパ地域研究B 4	2
	アメリカ地域研究A 1	2
	アメリカ地域研究B 2	2
	ユーラシア地域研究A 2	2
	ユーラシア地域研究B 1	2
	ユーラシア地域研究B 3	2
	東アジア地域研究B	2
	東南アジア地域研究A 1	2
	中東地域研究A 3	2
	中東地域研究B 1	2
	中東地域研究B 2	2
地理学 (地誌を含む。)	人文地理学A	2
	自然地理学B	2
	地誌学A	2
「法学、政治学」	法学入門A	2

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	単位
「法律学、政治学」	国際法概論A	2
	政治理論A	2
	政治理論B	2
「社会学、経済学」	社会人類学A	2
	社会人類学B	2
	社会学A	2
	社会学B	2
	国際経済概論B	2
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学・社会思想A	2
	哲学・社会思想B	2
	文化のおもしろさA	2
	文化のおもしろさB	2

別表7(第6条関係)
地理歴史科・公民科の教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	単位
地理歴史		
日本史	日本地域研究A1	2
	日本地域研究A2	2
	日本地域研究B2	2
外国史	地域社会研究概論ⅡB	2
	現代世界史論A	2
	現代世界史論B	2
	ヨーロッパ地域研究A1	2
	ヨーロッパ地域研究B2	2
	ヨーロッパ地域研究B3	2
	ヨーロッパ地域研究B4	2
	アメリカ地域研究A1	2
	アメリカ地域研究B2	2
	ユーラシア地域研究A2	2
	ユーラシア地域研究B1	2
	ユーラシア地域研究B3	2
	東アジア地域研究B	2
	東南アジア地域研究A1	2
	中東地域研究A3	2
	中東地域研究B1	2
	中東地域研究B2	2
	南アジア地域研究A1	2
	南アジア地域研究A2	2
	人文地理学及び自然地理学	人文地理学A
自然地理学B		2
地誌	地誌学A	2

別表8(第6条関係)
教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目免許	単位	
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項			
教職に意義に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教師論	2	
	教員の職務内容(研修、職務及び身分保障を含む。)			
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育史	2	
		教育原理	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理学	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育行政学	2	
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	1
		英語科教育法Ⅰ-1	2	
		英語科教育法Ⅰ-2	2	
		英語科教育法Ⅱ-1	2	
		英語科教育法Ⅱ-2	2	
		ドイツ語科教育法Ⅰ	4	
		ドイツ語科教育法Ⅱ	4	
		フランス語科教育法Ⅰ	4	
		フランス語科教育法Ⅱ	4	
		イタリア語科教育法Ⅰ	4	
		イタリア語科教育法Ⅱ	4	
		スペイン語科教育法Ⅰ	4	
		スペイン語科教育法Ⅱ	4	
		ポルトガル語科教育法Ⅰ	4	
		ポルトガル語科教育法Ⅱ	4	
		ロシア語科教育法Ⅰ	4	
		ロシア科教育法Ⅱ	4	
		中国語科教育法Ⅰ	4	
		中国語科教育法Ⅱ	4	
		モンゴル語科教育法Ⅰ	4	
		モンゴル語科教育法Ⅱ	4	
		インドネシア語科教育法Ⅰ	4	
		インドネシア語科教育法Ⅱ	4	
		ラオス語科教育法Ⅰ	4	
		ラオス語科教育法Ⅱ	4	
		ビルマ語科教育法Ⅰ	4	
		ビルマ語科教育法Ⅱ	4	
		ベルシア語科教育法Ⅰ	4	
		ベルシア語科教育法Ⅱ	4	
		社会科教育法Ⅰ	4	
社会科教育法Ⅱ	4			
地理歴史科教育法	4			

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目免許	単位
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項		
教育課程及び指導法に関する科目	道徳の指導法	道徳教育指導論	2
	特別活動の指導法	特別活動論	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用方法を含む。）	教育方法・技術論	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングを含む。）	2
	進路指導の理論及び方法	進路指導論	2
教育実習		事前・事後指導	1
		教育実習（中学校）	4
		教育実習（高等学校）	2
教職実践演習			2

備考1 「教育課程の意義及び編成の方法」は、「教育の基礎理論に関する科目」を含む。

備考2 「各教科の指導法」に関する科目は、東京外国語大学において授与資格を得させることができる教員の免許状の種類等に関する規程（昭和53年4月1日制定）第2条の表に掲げる免許教科とする。

別表9（第6条関係）
教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	単位
教科又は教職に関する科目	人間科学研究A	2
	人間科学研究B	2
	こころの科学A	2
	こころの科学B	2
	国際教育論A	2
	国際教育論B	2
	教育社会学A	2
	教育社会学B	2
	人間と環境A	2
道徳教育指導論	2	

※道徳教育指導論は、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が履修した場合

別表10（第7条関係）
導入科目

授業科目		単位
地域社会研究コース	地域社会研究入門ⅠA	2
	地域社会研究入門ⅠB	2
	地域社会研究入門ⅡA	2
	地域社会研究入門ⅡB	2
現代世界論コース	現代世界論入門ⅠA	2
	現代世界論入門ⅠB	2
	現代世界論入門ⅡA	2
	現代世界論入門ⅡB	2
	現代世界論入門ⅢA	2
	現代世界論入門ⅢB	2
国際関係コース	政治学入門A	2
	政治学入門B	2
	法学入門A	2
	法学入門B	2
	経済学入門A	2
	経済学入門B	2
	経営学入門A	2
	経営学入門B	2
	国際関係論入門A	2
	国際関係論入門B	2

別表11（第8条関係）
概論科目

授業科目		単位
地域社会研究コース	地域社会研究概論ⅠA	2
	地域社会研究概論ⅠB	2
	地域社会研究概論ⅡA	2
	地域社会研究概論ⅡB	2
現代世界論コース	現代世界論概論ⅠA	2
	現代世界論概論ⅠB	2
	現代世界論概論ⅡA	2
	現代世界論概論ⅡB	2
国際関係コース	国際政治概論A	2
	国際政治概論B	2
	国際法概論A	2
	国際法概論B	2
	国際経済概論A	2
	国際経済概論B	2
	国際協力概論A	2
	国際協力概論B	2
	国際関係論概論A	2
	国際関係論概論B	2
	経営学概論A	2
	経営学概論B	2

別表12(第8条関係)
選択科目

授業科目		単位
地域社会研究コース	ヨーロッパ地域研究A	2
	ヨーロッパ地域研究A 1	2
	ヨーロッパ地域研究A 2	2
	ヨーロッパ地域研究A 3	2
	ヨーロッパ地域研究A 4	2
	ヨーロッパ地域研究A 5	2
	ヨーロッパ地域研究A 6	2
	ヨーロッパ地域研究B	2
	ヨーロッパ地域研究B 1	2
	ヨーロッパ地域研究B 2	2
	ヨーロッパ地域研究B 3	2
	ヨーロッパ地域研究B 4	2
	ヨーロッパ地域研究B 5	2
	ヨーロッパ地域研究B 6	2
	ヨーロッパ地域研究A 1(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究A 2(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究A 3(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究A 4(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究A 5(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究A 6(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究B 1(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究B 2(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究B 3(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究B 4(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究B 5(専門演習)	2
	ヨーロッパ地域研究B 6(専門演習)	2
	アメリカ地域研究A	2
	アメリカ地域研究A 1	2
	アメリカ地域研究A 2	2
	アメリカ地域研究A 3	2
	アメリカ地域研究A 4	2
	アメリカ地域研究B	2
	アメリカ地域研究B 1	2
	アメリカ地域研究B 2	2
	アメリカ地域研究B 3	2
	アメリカ地域研究B 4	2
	アメリカ地域研究A 1(専門演習)	2
	アメリカ地域研究A 2(専門演習)	2
	アメリカ地域研究A 3(専門演習)	2
	アメリカ地域研究A 4(専門演習)	2
	アメリカ地域研究B 1(専門演習)	2
	アメリカ地域研究B 2(専門演習)	2
	アメリカ地域研究B 3(専門演習)	2
アメリカ地域研究B 4(専門演習)	2	
ユーラシア地域研究A	2	
ユーラシア地域研究A 1	2	
ユーラシア地域研究A 2	2	
ユーラシア地域研究A 3	2	

授業科目		単位
地域社会研究コース	ユーラシア地域研究A 4	2
	ユーラシア地域研究B	2
	ユーラシア地域研究B 1	2
	ユーラシア地域研究B 2	2
	ユーラシア地域研究B 3	2
	ユーラシア地域研究B 4	2
	ユーラシア地域研究A 1(専門演習)	2
	ユーラシア地域研究A 2(専門演習)	2
	ユーラシア地域研究A 3(専門演習)	2
	ユーラシア地域研究A 4(専門演習)	2
	ユーラシア地域研究B 1(専門演習)	2
	ユーラシア地域研究B 2(専門演習)	2
	ユーラシア地域研究B 3(専門演習)	2
	ユーラシア地域研究B 4(専門演習)	2
	日本地域研究A	2
	日本地域研究A 1	2
	日本地域研究A 2	2
	日本地域研究A 3	2
	日本地域研究B	2
	日本地域研究B 1	2
	日本地域研究B 2	2
	日本地域研究B 3	2
	日本地域研究A 1(専門演習)	2
	日本地域研究A 2(専門演習)	2
	日本地域研究A 3(専門演習)	2
	日本地域研究B 1(専門演習)	2
	日本地域研究B 2(専門演習)	2
	日本地域研究B 3(専門演習)	2
	東アジア地域研究A	2
	東アジア地域研究A 1	2
	東アジア地域研究A 2	2
	東アジア地域研究A 3	2
	東アジア地域研究B	2
	東アジア地域研究B 1	2
	東アジア地域研究B 2	2
	東アジア地域研究B 3	2
	東アジア地域研究A 1(専門演習)	2
	東アジア地域研究A 2(専門演習)	2
	東アジア地域研究A 3(専門演習)	2
	東アジア地域研究B 1(専門演習)	2
	東アジア地域研究B 2(専門演習)	2
	東アジア地域研究B 3(専門演習)	2
	東南アジア地域研究A	2
東南アジア地域研究A 1	2	
東南アジア地域研究A 2	2	
東南アジア地域研究A 3	2	
東南アジア地域研究A 4	2	
東南アジア地域研究A 5	2	
東南アジア地域研究B	2	
東南アジア地域研究B 1	2	

	授業科目	単位
	東南アジア地域研究 B 2	2
	東南アジア地域研究 B 3	2
	東南アジア地域研究 B 4	2
	東南アジア地域研究 B 5	2
	東南アジア地域研究 A 1 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 A 2 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 A 3 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 A 4 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 A 5 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 B 1 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 B 2 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 B 3 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 B 4 (専門演習)	2
	東南アジア地域研究 B 5 (専門演習)	2
	オセアニア地域研究 A	2
	オセアニア地域研究 B	2
	オセアニア地域研究 A 1 (専門演習)	2
	オセアニア地域研究 B 1 (専門演習)	2
	中東地域研究 A	2
	中東地域研究 A 1	2
	中東地域研究 A 2	2
	中東地域研究 B	2
	中東地域研究 B 1	2
	中東地域研究 B 2	2
地域社会研究コース	中東地域研究 A 1 (専門演習)	2
	中東地域研究 A 2 (専門演習)	2
	中東地域研究 B 1 (専門演習)	2
	中東地域研究 B 2 (専門演習)	2
	南アジア地域研究 A	2
	南アジア地域研究 A 1	2
	南アジア地域研究 A 2	2
	南アジア地域研究 B	2
	南アジア地域研究 B 1	2
	南アジア地域研究 B 2	2
	南アジア地域研究 A 1 (専門演習)	2
	南アジア地域研究 A 2 (専門演習)	2
	南アジア地域研究 B 1 (専門演習)	2
	南アジア地域研究 B 2 (専門演習)	2
	アフリカ地域研究 A	2
	アフリカ地域研究 B	2
	アフリカ地域研究 A 1 (専門演習)	2
	アフリカ地域研究 B 1 (専門演習)	2
	トランス・リージョナル A	2
	トランス・リージョナル B	2
	トランス・リージョナル A 1 (専門演習)	2
	トランス・リージョナル B 1 (専門演習)	2
	人文地理学 A	2
	自然地理学 B	2
	地誌学 A	2
現代世界論コース	現代世界史論 A	2

	授業科目	単位
	現代世界史論 B	2
	現代世界史論 A 1 (専門演習)	2
	現代世界史論 B 1 (専門演習)	2
	新時代知性論 A	2
	新時代知性論 B	2
	新時代知性論 A 1 (専門演習)	2
	新時代知性論 B 1 (専門演習)	2
	社会人類学 A	2
	社会人類学 B	2
	社会人類学 A 1 (専門演習)	2
	社会人類学 B 1 (専門演習)	2
	ジェンダー論 A	2
	ジェンダー論 B	2
	ジェンダー論 A 1 (専門演習)	2
	ジェンダー論 B 1 (専門演習)	2
	教育社会学 A	2
	教育社会学 B	2
	教育社会学 A 1 (専門演習)	2
	教育社会学 B 1 (専門演習)	2
	社会学 A	2
	社会学 B	2
	社会学 A 1	2
	社会学 B 1	2
現代世界論コース	社会学 A 1 (専門演習)	2
	社会学 B 1 (専門演習)	2
	哲学・社会思想 A	2
	哲学・社会思想 B	2
	哲学・社会思想 A 1 (専門演習)	2
	哲学・社会思想 B 1 (専門演習)	2
	政治理論 A	2
	政治理論 B	2
	政治理論 A 1 (専門演習)	2
	政治理論 B 1 (専門演習)	2
	グローバル・スタディーズ A	2
	グローバル・スタディーズ B	2
	グローバル・スタディーズ A 1 (専門演習)	2
	グローバル・スタディーズ A 2 (専門演習)	2
	グローバル・スタディーズ B 1 (専門演習)	2
	グローバル・スタディーズ B 2 (専門演習)	2
	現代日本史論 A	2
	現代日本史論 B	2
	現代日本史論 A (専門演習)	2
	現代日本史論 B (専門演習)	2
	エスノポリティクス A	2
	エスノポリティクス B	2
	エスノポリティクス A (専門演習)	2
	エスノポリティクス B (専門演習)	2
国際関係コース	国際政治論 A	2
	国際政治論 B	2
	国際政治論 A 1 (専門演習)	2

授業科目		単位
国際政治論 B 1 (専門演習)		2
国際関係論 A		2
国際関係論 B		2
国際関係論 A 1 (専門演習)		2
国際関係論 B 1 (専門演習)		2
国際地域論 A		2
国際地域論 B		2
国際地域論 A 1 (専門演習)		2
国際地域論 B 1 (専門演習)		2
国際協力論 A		2
国際協力論 B		2
国際協力論 A (専門演習)		2
国際協力論 B (専門演習)		2
比較政治論 A		2
比較政治論 B		2
比較政治論 A 1 (専門演習)		2
比較政治論 B 1 (専門演習)		2
国際法 A		2
国際法 B		2
国際法 A 1 (専門演習)		2
国際法 B 1 (専門演習)		2
国際機構論 A		2
国際機構論 B		2
国際機構論 A 1 (専門演習)		2
国際機構論 B 1 (専門演習)		2
国際関係コース 法学 A		2
法学 B		2
法学 A 1 (専門演習)		2
法学 B 1 (専門演習)		2
経済学 A 1		2
経済学 A 2		2
経済学 A 3		2
経済学 B 1		2
経済学 B 2		2
経済学 A 1 (専門演習)		2
経済学 A 2 (専門演習)		2
経済学 B 1 (専門演習)		2
経済学 B 2 (専門演習)		2
経済協力論 A		2
経済協力論 B		2
経済協力論 A 1 (専門演習)		2
経済協力論 B 1 (専門演習)		2
国際教育論 A		2
国際教育論 B		2
国際教育論 A 1 (専門演習)		2
国際教育論 B 1 (専門演習)		2
平和・紛争論 A		2
平和・紛争論 B		2
平和・紛争論 A 1 (専門演習)		2
平和・紛争論 B 1 (専門演習)		2

授業科目		単位
国際関係コース	政治学 A	2
	政治学 B	2
	経営学 A	2
	経営学 B	2
	国際事情 A	2
	国際事情 B	2
	国際事情 I A (専門演習)	2
	国際事情 I B (専門演習)	2
	国際事情 II A (専門演習)	2
	国際事情 II B (専門演習)	2
	国際経済学 A	2
	国際経済学 B	2
	国際経済学 A (専門演習)	2
	国際経済学 B (専門演習)	2
全コース	卒業論文演習 A	2
	卒業論文演習 B	2

東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程

平成 24 年 3 月 27 日
制定
(改正年月日：省略)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則(昭和52年4月1日制定。以下「学則」という。)第29条、第35条第4項及び第44条第2項に基づき、東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程(平成24年規則第13号)に規定する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等について必要な事項を定めるものとする。

(卒業所要単位数及び履修年次等)

第2条 学則第44条第1項に定める卒業所要単位数125単位は、次に掲げる授業科目の区分により修得しなければならない。

- (1) 言語科目 36単位
- (2) 地域科目 6単位
- (3) 教養科目 20単位
- (4) 専修科目 46単位(卒業論文、卒業研究8単位を含む。)
- (5) 関連科目 17単位

2 前項各号に定める区分の授業科目の履修年次及び最低修得単位数は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

3 単位の計算方法は、学則第30条に定めるところによる。
(履修方法等)

第3条 言語科目の履修方法は、次に掲げるところによる。ただし、第1年次又は第2年次の地域言語に相当する言語の既習得者については、第1年次又は第2年次地域言語科目の一部又は全部の履修を免除することができる。この場合、免除相当単位数を別に定める科目で修得しなければならない。なお、履修できる地域言語Aは、入学時に専攻した言語の名称を付した類の授業科目に限るものとする。

- (1) 地域言語A I
10単位必修するものとする。ただし、日本地域の留学生は、14単位必修するものとする。
- (2) 地域言語A II
 - ① 北西ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニア、中央アジア(ロシア語)、アフリカ、日本を除く地域
第2年次以降に10単位必修するものとする。
 - ② 北西ヨーロッパ、北アメリカ地域
第2年次以降に8単位必修するものとする。
 - ③ 中央アジア(ロシア語)地域
第2年次以降に4単位必修するものとする。
 - ④ 日本地域(日本人学生)
第2年次以降に8単位必修するものとする。
 - ⑤ 日本地域(外国人留学生)
第3年次以降に10単位必修するものとする。
- (3) 地域言語A III
北西ヨーロッパ、北アメリカ地域に所属する学生は、原則として第3年次以降に10単位必修するものとする。
- (4) 地域言語A(ウズベク語)
中央アジア(ロシア語)地域に所属する者は、第2年次以降に12単位必修するものとする。
- (5) 地域言語C
オセアニア地域に所属する者は、アジア諸語(指定する1言語)を8単位必修するものとする。ただし、教養外国語で指定する1言語を8単位修得した場合は、この限りでない。
- (6) GLIP英語科目及び教養外国語

- ① 北西ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニア、中央アジア(ロシア語)、アフリカ、日本を除く地域
GLIP英語科目又は教養外国語(母語を除く。)を16単位必修するものとする。ただし、そのうち10単位は、最低修得単位数を超えて修得した地域言語A(○語Ⅲ)、地域言語Cの単位をもって充てることができる。
 - ② 北西ヨーロッパ、北アメリカ地域
教養外国語(母語を除く。)を8単位必修するものとする。ただし、そのうち2単位は、最低修得単位数を超えて修得した地域言語A(英語Ⅲ)、地域言語C及びGLIP英語科目(英語Aを除く。)の単位をもって充てることができる。
 - ③ オセアニア地域
GLIP英語科目又は教養外国語(母語を除く。)を16単位(GLIP英語4単位を含む。)必修するものとする。ただし、第3条第5号の地域言語Cを修得しない場合は、24単位(GLIP英語4単位、教養外国語で指定する1言語8単位を含む。)必修するものとする。なお、必修の16単位、24単位の中には地域言語C(指定する1言語以外の科目)の単位をもって充てることができる。
 - ④ 中央アジア(ロシア語)地域
GLIP英語科目又は教養外国語(母語を除く。)を10単位必修するものとする。ただし、最低修得単位数を超えて修得した地域言語A(ロシア語Ⅱ、ロシア語Ⅲ)、地域言語A(ウズベク語)及び地域言語Cの単位をもって充てることができる。
 - ⑤ アフリカ地域
GLIP英語科目又は教養外国語(教養外国語で指定する1言語8単位を含む。母語を除く。)を22単位必修するものとする。ただし、そのうち14単位は教養外国語(指定する1言語の科目以外の科目)及び地域言語Cの単位をもって充てることができる。
 - ⑥ 日本地域(日本人学生)
GLIP英語科目又は教養外国語(母語を除く。)を18単位必修するものとする。ただし、そのうち12単位は、地域言語Cの単位をもって充てることができる。
 - ⑦ 日本地域(外国人留学生)
GLIP英語科目又は教養外国語(母語を除く。)を12単位必修するものとする。ただし、そのうち6単位は、地域言語Cの単位をもって充てることができる。
 - (7) ポーランド語、チェコ語、モンゴル語、インドネシア語、マレーシア語、フィリピン語、タイ語、ラオス語、ベトナム語、カンボジア語、ビルマ語、ウルドゥー語、ヒンディー語、ベンガル語、ペルシア語またはトルコ語を地域言語Aとして指定されている者は、第1号から第3号までの規定にかかわらず、地域言語A I、地域言語A IIおよび地域言語A IIIのうちから20単位を選択必修し、アフリカ地域で英語を地域言語Aとして指定されている者は、第1号から第2号の規定にかかわらず、地域言語A I、地域言語A IIのうちから14単位を選択必修し、オセアニア地域で英語を地域言語Aとして指定されている者は、第1号から第2号の規定にかかわらず、地域言語A I、地域言語A IIのうちから12単位を選択必修するものとする。
- 2 地域科目の履修方法は、次に掲げるところによる。
地域基礎
6単位必修するものとする。
- 3 教養科目の履修方法は、次に掲げるところによる。
- (1) 基礎リテラシー
原則として第1年次春学期に1単位を必修するものとする。
 - (2) 基礎演習
原則として第1年次秋学期に2単位を必修するものとする。
 - (3) 世界教養科目

世界教養科目に関する科目区分及び科目名と必修単位数は以下のとおりとする。

授業科目区分		必修単位数	選択必修単位数
ア	現代を生きる	4	16 ただし、アから4単位、イから6単位、ウから2単位を必ず含めること。
	地球社会と生きる		
	人生を拓く		
イ	知と文化に挑む	6	
ウ	世界から日本を見る	2	
エ	短期海外留学	—	

(4) スポーツ・身体文化科目

1単位を必修するものとする。

4 専修科目の履修方法は、次に掲げるところによる。

(1) 導入科目

選択した履修コースに係る科目2単位を含む8単位必修するものとする。

(2) 概論科目

第2年次春学期以降に、選択した履修コースに係る科目2単位を含む4単位必修するものとする。

(3) 選択科目

① 講義・専門演習

第2年次秋学期以降に選択した履修コースに係る科目を18単位必修するものとする。ただし、他コースの科目を8単位含むことができる。

② 専門演習(本ゼミ)

第3年次以降に、選択した履修コースにおいて指導教員の指導のもとで4単位必修するものとする。ただし、特別な事情により指導教員の専門演習が開講されない場合、指導教員が指定する他の専門演習(他コースのものを含む)を履修するものとする。

③ 卒業論文演習

第4年次に選択した履修コースにおいて指導教員の指導のもとで4単位必修するものとする。

5 関連科目の履修方法は、次に掲げるものとし、第1号から第5号の修得単位のうち、卒業所要単位を超えて修得した単位17単位をもって充てるものとする。なお、第6号から第7号により修得した単位も関連科目に含むことができる。

- (1) 再履修可能科目でない言語科目
- (2) 教養科目のうち、世界教養科目
- (3) 教養科目のうち、スポーツ身体文化科目(ただし1単位のみ)
- (4) 地域科目
- (5) 専修科目(卒業論文・卒業研究及び卒業論文演習を除く。)
- (6) 言語文化学部の専修科目(卒業論文・卒業研究及び卒業論文演習を除く)
- (7) 他大学(派遣留学先の大学を含む)等において修得した科目

6 卒業論文・卒業研究の履修方法は、次に掲げるところによる。

第4年次に8単位必修するものとする。

7 教育職員免許状の授与を受ける場合に必要科目は、教育職員

免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第66条の6に規定する科目の単位を含め、別表2から別表4に掲げるところにより、それぞれ必要単位数を修得するものとする。

8 履修登録は、年間50単位を上限とする。ただし、第3年次編入学生及び教職課程を履修する学生については、この限りではない。

(履修要件)

第4条 言語科目の地域言語Aのうち、英語(アフリカ、オセアニア地域を除く)、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語及び日本語においては、第1年次に10単位修得していない場合、第2年次の言語科目(地域言語A)を履修することができない。

(進級)

第5条 第2年次末までに地域言語A15単位(中央アジア(ロシア語)については地域言語A(ウズベク語)を含む。アフリカ地域については教養外国語で指定する1言語を含む。北西ヨーロッパ、北アメリカ及び日本地域(日本人学生)については14単位。オセアニア地域については教養外国語で指定する1言語又は地域言語Cで指定する1言語を含む。日本地域(外国人留学生)については18単位)、地域基礎6単位、基礎リテラシー1単位、基礎演習2単位、世界教養科目8単位及び導入科目8単位(所属コースの2単位を含む。)を修得した者は、国際社会学部教授会の議を経て第3年次進級を決定する。

(履修コースの選択及び決定)

第6条 履修コースは、第2年次において専修科目に置く3コース(地域社会研究コース、現代世界論コース及び国際関係コース)から一つを選択するものとする。

2 選択した履修コースの登録は、第2年次に行い、専門演習(本ゼミ)の履修は第3年次に行うものとする。

3 国際社会学部長が教育上有益と認めるときは、決定した履修コースを変更することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、各授業の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在学する学生に係る授業科目の履修方法、卒業所要単位数等については、なお従前の例による。

別表1-1(第2条関係)

履修年次及び最低修得単位数(中央アジア(ロシア語)及びアフリカ、オセアニアを除く地域)

授業科目区分	授業科目	標準履修年次	言語(地域)区分			
			A(英語及び日本以外)	A(英語)	A(J1)	A(J2)
	地域言語A I	第1年次春学期・秋学期	10単位	10単位	10単位	14単位
	地域言語A II	第2年次春学期・秋学期	10単位	8単位	8単位	10単位

言語 科目	地域言語AⅢ	第3年次春学期 ～第4年次秋学期	※2	10単位	—	—	
	地域言語C				※6	※8	
	GLIP英語科目	第1年次春学期 ～第4年次秋学期	※1	※4	※5	※7	
	教養外国語			※3	18単位	12単位	
			16単位	8単位			
地域 科目	地域基礎	第1年次春学期 ～第2年次秋学期	6単位	6単位	6単位	6単位	
教養 科目	基礎リテラシー	第1年次春学期・ 第2年次春学期	1単位	1単位	1単位	1単位	
	基礎演習	第1年次秋学期・ 第2年次秋学期	2単位	2単位	2単位	2単位	
	世界教養科目	第1年次春学期 ～第4年次秋学期	16単位	16単位	16単位	16単位	
	スポーツ・身体 文化科目	第1年次春学期 ～第4年次秋学期	1単位	1単位	1単位	1単位	
専修 科目	導入科目	第1年次春学期 ～第4年次秋学期	8単位	8単位	8単位	8単位	
	概論科目	第2年次秋学期 ～第4年次秋学期	4単位	4単位	4単位	4単位	
	選択科目	講義・ 専門 演習	第3年次 春学期 ～第4年 次秋学期	18単位	18単位	18単位	18単位
		専門 演習 (本ゼ ミ)	第3年次 春学期 ～第4年 次秋学期	4単位	4単位	4単位	4単位
		卒業 論文 演習	第4年次 春学期・ 秋学期	4単位	4単位	4単位	4単位

	卒業論文・ 卒業研究	第4年次春学期・秋学 期	8単位	8単位	8単位	8単位
関連 科目	関連科目	第1年次春学期～第4 年次秋学期	17単位	17単位	17単位	17単位
卒業所要単位			125 単位	125 単位	125 単位	125 単位

備考1 言語(地域)区分のA(英語及び日本語以外)欄の言語科目の中には、地域言語AⅠ、地域言語AⅡ、地域言語AⅢを合わせて20単位を卒業所要単位としているものがある。

備考2 表中※1の欄の単位のうち10単位は、※2の欄の科目の単位をもって充てることができる。※3の欄の単位のうち2単位は、※4の欄の科目の単位をもって充てることができる。※5の欄の単位のうち12単位は、※6の欄の科目の単位をもって充てることができる。※7の欄の単位のうち6単位は、※8の欄の科目の単位をもって充てることができる。

備考3 ※9の専門演習(本ゼミ)は、第3年次以降に、選択した履修コースにおいて指導教員のもとで4単位必修するものとする。ただし、特別な事情により指導教員の専門演習が開講されない場合、指導教員が指定する多言語・多文化教育研究センターの専門演習(他コースのものを含む)を履修するものとする。

別表1-2(第2条関係)

履修年次及び最低修得単位数(中央アジア(ロシア語)及びアフリカ、オセアニア地域)

授業 科目 区分	授業科目	標準履修年次	言語(地域)区分		
			オセアニア	中央アジア (ロシア語)	アフリカ
言語 科目	地域言語AⅠ	第1年次春学期・秋 学期	12単位	10単位	14単位
	地域言語AⅡ	第2年次春学期・秋 学期		4単位	
	地域言語AⅢ		—	—	—
	地域言語A(ウズ ベク語)	第2年次春学期～ 第4年次秋学期	—	12単位	—
	地域言語AⅡ		—		—
	地域言語AⅢ		—		
	地域言語C 教養外国語 GLIP英語科目	第1年次春学期～ 第4年次秋学期	24単位 ※1	10単位 ※2	22単位 ※3
地域 科目	地域基礎	第1年次春学期～ 第2年次秋学期	6単位	6単位	6単位
	基礎リテラシー	第1年次春学期・第 2年次春学期	1単位	1単位	1単位

教養 科目		2年次春学期					
	基礎演習	第1年次秋学期・第2年次秋学期	2単位	2単位	2単位		
	世界教養科目	第1年次春学期～第4年次秋学期	16単位	16単位	16単位		
	スポーツ・身体文化科目	第1年次春学期～第4年次秋学期	1単位	1単位	1単位		
専修 科目	導入科目	第1年次春学期～第4年次秋学期	8単位	8単位	8単位		
	概論科目	第2年次秋学期～第4年次秋学期	4単位	4単位	4単位		
	選択科目	講義・専門演習	第3年次春学期～第4年次秋学期	18単位	18単位	18単位	
		専門演習(本ゼミ)※4	第3年次春学期～第4年次秋学期	4単位	4単位	4単位	
		卒業論文演習	第4年次春学期・秋学期	4単位	4単位	4単位	
	卒業論文・卒業研究	第4年次春学期・秋学期	8単位	8単位	8単位		
関連 科目	関連科目	第1年次春学期～第4年次秋学期	17単位	17単位	17単位		
卒業所要単位			125単位	125単位	125単位		

備考1 ※1 24単位のうち、GLIP英語科目4単位、地域言語Cアジア諸語又は教養外国語で指定する1言語8単位を必修するものとする。残りの12単位は、地域言語C、教養外国語及びGLIP英語科目の中から修得するものとする。※2 ※2の地域言語AⅡの履修年次は第2年春学期～第4年次秋学期。※3 22単位のうち、教養外国語で指定する1言語、8単位を含むものとする。

備考2 ※4の専門演習(本ゼミ)は、第3年次以降に、選択した履修コースにおいて指導教員の指導のもとで4単位必修するものとする。ただし、特別な事情により指導教員の専門演習が開講されない場合、指導教員が指定する他の専門演習(他コースのものを含む)を履修するものとする。

別表2(第3条関係)

教科に関する科目

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数
社会	日本史及び外国史	左記の各科目について、それぞれ1単位以上計20単位
	地理学(地誌を含む。)	
	「法律学、政治学」	
	「社会学、経済学」	
	「哲学、倫理学、宗教学」	
地理歴史	日本史	左記の各科目について、それぞれ1単位以上計20単位
	外国史	
	人文地理学及び自然地理学	
	地誌	

備考「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。

別表3(第3条関係)

教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		教育職員免許法上の最低修得単位数		本学における最低修得単位数	
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	中学校 教諭一種免許状	高等学校 教諭一種免許状	中学校 教諭一種免許状	高等学校 教諭一種免許状
教職に意義に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			2	2
	幼児、児童及び			2	2

	生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			2	2
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	6	1	1
	各教科の指導法			8	4
	道徳の指導法			2	
	特別活動の指導法			2	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用方法を含む。)			2	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			2	2
	進路指導の理論及び方法			2	2
教育実習	事前・事後指導	5	3	1	1
	中学校			4	
	高等学校				2
教職実践演習		2	2	2	2
合計		31	23	33	31

教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数
教科又は教職に関する科目	8(16)

備考1 教育職員免許法第5条第1に規定する「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は、最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する科目」又は「本学における最低修得単位数」を超えて修得した「教職に関する科目」若しくは本学が加える「教科又は教職に関する科目」について、合わせて8単位又は16単位を修得すること。

備考2 ()内の数字は、高等学校教諭一種免許状の授与を受けの場合の単位数である。

備考 「各教科の指導法」に関する科目は、東京外国語大学において授与資格を得させることができる教員の免許状の種類等に関する規程第2条の表に掲げる免許教科とする。

昭和53年 4月 1日
制定
(改正年月日：省略)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則第27条第2項及び国立大学法人東京 外国語大学大学院学則第36条第2項の規定に基づき、本学において授与の所要資格を得させることができる教員の免許状の種類及び免許教科について、定めることを目的とする。

(言語文化学部、国際社会学部)

第2条 言語文化学部及び国際社会学部において、当該所要資格を得させることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類		
言語文化 学 部	言語文化 学 科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）		
		中学校教諭一種免許状（ドイツ語） 高等学校教諭一種免許状（ドイツ語）		
		中学校教諭一種免許状（フランス語） 高等学校教諭一種免許状（フランス語）		
		中学校教諭一種免許状（イタリア語） 高等学校教諭一種免許状（イタリア語）		
		中学校教諭一種免許状（スペイン語） 高等学校教諭一種免許状（スペイン語）		
		中学校教諭一種免許状（ポルトガル語） 高等学校教諭一種免許状（ポルトガル語）		
		中学校教諭一種免許状（ロシア語） 高等学校教諭一種免許状（ロシア語）		
		中学校教諭一種免許状（中国語） 高等学校教諭一種免許状（中国語）		
		中学校教諭一種免許状（モンゴル語） 高等学校教諭一種免許状（モンゴル語）		
		中学校教諭一種免許状（インドネシア語） 高等学校教諭一種免許状（インドネシア語）		
		中学校教諭一種免許状（ラオス語） 高等学校教諭一種免許状（ラオス語）		
		中学校教諭一種免許状（ビルマ語） 高等学校教諭一種免許状（ビルマ語）		
		中学校教諭一種免許状（ベルシア語） 高等学校教諭一種免許状（ベルシア語）		
		国際社会 学 部	国際社会 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

(大学院)

第3条 大学院において、当該所要資格を得させることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻コース	免許状の種類
総 合 国 際 学 研 究 科	世界言語社会専攻 言語文化コース	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	世界言語文化専攻 国際社会コース	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

(中略)

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正前の規程第3条の規定による総合国際学研究科が課程認定を受けている免許状については、改正後の規定第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

東京外国語大学
国際社会学部履修案内

平成 28 年 3 月発行

編 集 東京外国語大学国際社会学部

東京外国語大学

TOKYO UNIVERSITY
OF
FOREIGN STUDIES

